

第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画

令和7年3月
千 代 田 区

は じ め に

2050 ゼロ・ウェイストちよだ

区民、事業者、区が連携・協働し、2050年までに
無駄や浪費をなくし、ごみを極力出さない、
焼却量や最終処分量を限りなくゼロに近づける
「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指します。



千代田区長 樋口 高顕

千代田区では清掃工場を持たない地域特性から、ごみ減量化のため、これまで3Rを促進し、他区に先駆けて平成19年からプラスチックの回収・リサイクルに力を入れてきました。その結果、平成12年東京都から清掃事業移管時の資源化率は40%台前半で推移していましたが、平成19年以降は50%を超え、現在は60%に迫るまで資源化率を伸ばしております。

近年、気候変動に伴う酷暑やゲリラ豪雨など、都市における新たな災害ともいえるべき温暖化のリスクが発生しています。ごみ焼却時に多くの二酸化炭素等を排出するため、温暖化問題とごみ問題は密接に関連しています。

一方、都内のごみ最終処分場の使用可能年数は50年とも言われ、東京23区清掃一部事務組合の清掃工場は更新時期に来ており、ごみを減量させなければ、今後の更新費用の増大が予想されます。

このため、私たちは、千代田区を持続可能な都市にするために、区民、事業者、区が連携・協働して、ごみを減らす、資源循環型社会・経済の取組みを加速させていかなければなりません。特にオフィスビルが多い千代田区の地域特性から、事業系ごみが全体9割近くを占め、その内、飲食店やホテルの調理中に出るくずや食べ残しなどの生ごみが約3割を占めるため、事業系ごみ・生ごみの抜本的な削減対策を講じる必要があります。

こうした状況を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を改定いたします。第5次計画では、10年後の令和16年までに資源化率70%を指標とし、令和32(2050)年までに無駄や浪費をなくし、ごみを極力出さない、ごみ焼却量や最終処分量を限りなくゼロに近づける「2050ゼロ・ウェイストちよだ」を目指す都市像(基本理念)といたしました。

計画の策定にあたっては、崎田裕子委員を座長とする「千代田区一般廃棄物減量等推進審議会」から答申をいただくとともに、「千代田みらいくる会議」からもご意見をいただきました。ご協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

目 次

第1章 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって	1
1.資源循環及び廃棄物処理を取り巻く状況	1
2.気候変動	2
3.海洋ごみ問題	3
4.近年の国や東京都の動き	4
5.ごみ削減の必要性	5
 第2章 計画策定の基本的な考え方	6
1.計画策定の趣旨	6
2.計画の位置づけ	7
3.計画の期間	8
4.対象となる廃棄物	9
 第3章 区のごみの現状について	10
1.千代田区の概況	10
2.千代田区のごみ排出量の現状	16
3.第4次計画の達成状況	22
 第4章 区のごみの課題	24
1.家庭系ごみの課題	24
2.食品ロス	24
3.事業系ごみ	25
4.インバウンドへの対応	26
5.区民や事業者への効果的な情報提供と意識啓発	27
6.ねずみやカラス等への対策	27
7.災害廃棄物	28

第5章 基本方針と目標値	29
1.目指す都市像(基本理念)	29
2.意義と基本方針	29
3.目標値	32
第6章 「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」実現に向けて	37
1.施策体系	37
2.1 ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	40
3.2 資源循環の更なる促進	44
4.3 ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	48
5.4 事業系ごみの更なる削減	52
第7章 適正なごみ処理の推進	55
1.収集・運搬計画	55
2.中間処理・最終処分計画	57
3.区の実施体制の整備	58
第8章 計画の進行管理	59
1.推進体制	59
2.計画の進行管理	60
第9章 生活排水処理基本計画	62
1.現状	62
2.取り組み	62
資料編	63
1.用語集	63
2.審議経過	68
3. 第 8 期千代田区一般廃棄物減量等推進審議会 委員名簿	69

4. 第8期千代田みらいくる会議 委員名簿	70
5. 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抄)	71
6. 第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画達成状況	72
7. 千代田区のごみの現状について(家庭系ごみ組成分析)	80
8. ごみ量の見通し及びごみ削減目標の設定	85
9. 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画(案)に対する意見公募の結果について	90
10. 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画(案)に対するご意見の概要と区の考え方	91
11. 千代田区清掃事業の歴史	95

第1章 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって

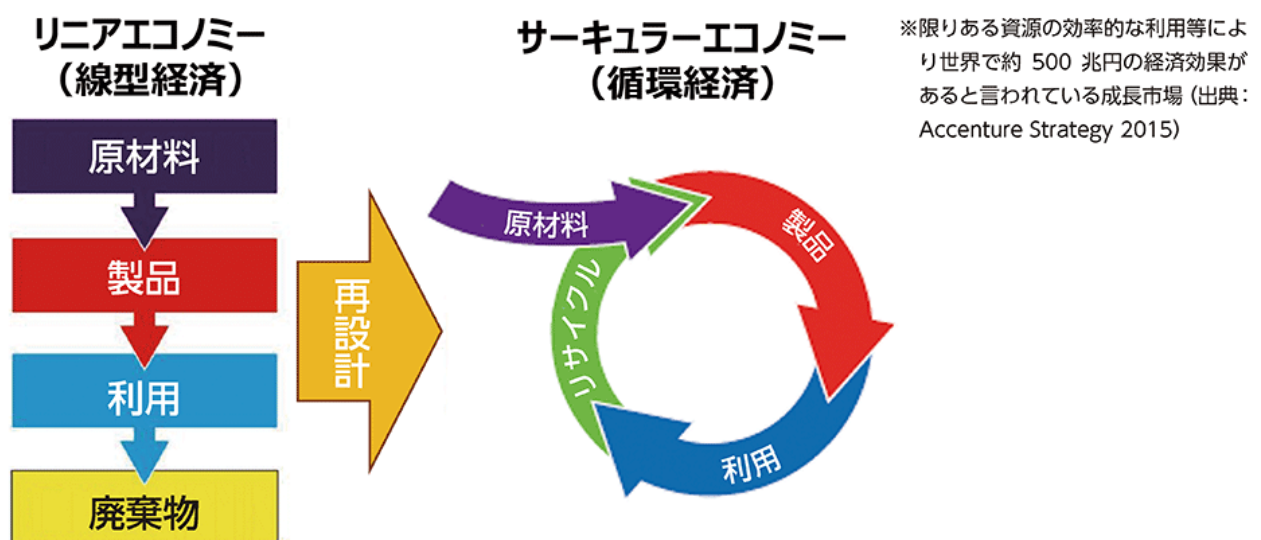
1.資源循環及び廃棄物処理を取り巻く状況

高度経済成長期以降、日本では経済活動が急速に拡大し、それに伴って廃棄物の量も大幅に増加しました。この結果、廃棄物を埋め立てる最終処分場がひっ迫し、廃棄物の処理は深刻な課題となっています。かつての「資源を採掘し、製品を作り、不要になれば捨てる」という直線的な経済モデルは、資源の有限性や環境への負荷を考慮すると持続可能ではなくなっています。

地球環境は、人類の存続基盤そのものであり、その保全は次世代に向けた最も重要な責務です。これに対応するためには、モノの作り方、売り方、そして消費者としての買い方にも変革が求められています。従来の「線型経済(リニアエコノミー)」における一方向的な消費から、モノの使用後に再利用やリサイクルを取り入れる「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への転換が急務です。

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を指すものです。この考え方に基づく取り組みにより、資源の枯渇を防ぐとともに、温室効果ガスの排出削減や廃棄物の発生抑制といった環境保全の取り組みが強化されます。さらに、循環経済(サーキュラーエコノミー)を実現するためには、企業や自治体が連携し、持続可能な経済成長を実現するための新たなビジネスモデルの構築も必要不可欠です。

このような視点から、今後は資源循環の強化と廃棄物処理の効率化を進め、地域や国全体で持続可能な未来を築くための取り組みが求められています。



資料:環境省

2.気候変動

気候変動は、地球規模での環境問題として、人類が直面する最も深刻な課題の一つです。これに対し、国際的な枠組みとして平成 27(2015)年に採択されたパリ協定は、気温上昇を産業革命以前と比べて 2 度未満に抑え、1.5 度未満を目指すことを目標としています。各国はこれに基づき、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを強化しています。また、令和5(2023)年3月、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は第6次評価報告書(AR6)を発表し、1.5 度目標を達成するためには、令和 17(2035)年までに世界全体で温室効果ガス排出量を令和元(2019)年比で 60%削減する必要があると指摘しました。この報告書は、各国の気候変動対策の強化を促す重要な指針となっています。

さらに、令和5(2023)年 11 月から 12 月にかけてアラブ首長国連邦のドバイで開催された第 28 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP28)では、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗状況を評価する初の「グローバル・ストックテイク(GST)」が実施されました。この評価により、現状では 1.5 度目標達成に向けた取り組みが不十分であることが明らかになり、各国は更なる行動強化の必要性があるとされています。また、令和6(2024)年 11 月に欧州連合(EU)の気象情報機関「コペルニクス気候変動サービス」は、令和6(2024)年の世界平均気温について、産業革命前と同程度の 1850～1900 年の推定平均気温と比べ上昇幅が 1.55 度を超える見通しで、初めて 1.5 度を上回る年となることがほぼ確実だと発表しています。

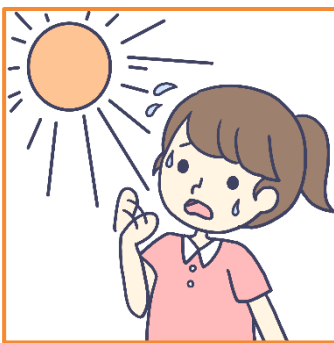
気候変動とその影響

自然への影響



洪水・暴風雨など

気温への影響



猛暑の増加など

経済に与える影響



今後5年間で5兆ドル
の経済損失の可能性

人々の健康に与える影響



熱中症の増加、
感染症の拡大など

日本も、令和 32(2050)年までにカーボンニュートラルを達成することを目指し、さまざまな施策を推進しています。国全体で温室効果ガス排出削減を図り、産業やエネルギー部門における脱炭素化を進めるだけでなく、地域レベルでも具体的な取り組みが進行中です。例えば、東京都は「ゼロエミッション東京」を掲げ、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにすることを目指しています。

この目標に向け、エネルギーの効率化や再生可能エネルギーの普及を進めるとともに、交通や建築物などの分野でも排出削減のための対策が講じられています。千代田区においても令和3(2021)年11月に「千代田区気候非常事態宣言」を表明し、令和32(2050)年までに二酸化炭素(CO₂)排出量実質ゼロを目指す「2050 ゼロカーボンちよだ」を掲げています。

一方、廃棄物処理も気候変動に大きな影響を与える要因の一つです。廃棄物の焼却処理に伴って排出される温室効果ガスの削減は、非常に重要です。廃棄物処理施設からのデータを分析すると、焼却時に発生する二酸化炭素(CO₂)やメタンなどの温室効果ガスが、全体の排出量に少なからず寄与していることがわかります。これに対応するためには、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の「3R」戦略を強化し、廃棄物自体の発生を抑制するとともに、処理過程でのエネルギー効率向上が求められます。

また、廃棄物処理施設には、高度な技術導入によるエネルギーの回収や、バイオガスの生成といった取り組みが進められており、これらも気候変動対策として重要な役割を果たしています。今後、国や自治体、企業が連携し、気候変動に対処するための総合的なアプローチを構築することが急務です。

3.海洋ごみ問題

海洋ごみ問題は、世界的に深刻化している環境課題の一つです。海洋には毎年数百万トンものプラスチックやその他の廃棄物が流れ込み、これが海洋生態系や人間社会に多大な影響を及ぼしています。海洋研究開発機構のまとめなどによると、特にプラスチックごみの問題が大きく、これが海洋生物に与える影響は深刻です。海洋に漂うプラスチックは、時間とともに微細なマイクロプラスチックへと分解され、海洋生物が誤って摂取することで、生態系に悪影響を及ぼしています。これらのプラスチックは食物連鎖を通じて人間にも影響を与える可能性があり、健康リスクも懸念されています。また、同機構が今年度に発表したデータでは、海洋に流出したプラスチックごみが波などの作用で砕かれて直径5ミリ以下になった「マイクロプラスチック」が、千葉県房総半島沖の水深4,900メートルの海域に年間2.8万トン流れ込んでいるとの分析を発表しています。

世界では、この問題に対処するためのさまざまな取り組みが進められています。国連環境計画(UNEP)をはじめとする国際機関や各国政府、非政府組織(NGO)が協力し、海洋プラスチック削減のための対策を講じています。例えば、プラスチック製品の削減やリサイクルの促進、海洋ごみの回収プロジェクトが進行中です。特に、EUは使い捨てプラスチック製品の禁止を打ち出し、国際的なリーダーシップを発揮しています。令和5(2023)年のG7広島サミットにおいては、日本政府がリーダーシップを取り、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにすることに合意しました。

日本でも、海洋ごみ問題への関心が高まっており、国や自治体は海洋プラスチックごみ削減のための具体的な行動を進めています。国は「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、廃棄物の適切な管理やリサイクルの推進に取り組んでいます。また、国内の地域社会では、海岸清掃や海洋保護活

動に参加する市民のボランティア活動も盛んになっています。こうした取り組みは、海洋ごみの発生抑制だけでなく、海洋の美しさと生態系を守るための重要な一歩となっています。

海洋ごみ問題を根本的に解決するには、廃棄物の発生源である陸上での対策も必要です。特に、河川を通じて海に流れ込むプラスチックごみを抑制するため、都市部でのごみ管理の改善や、使い捨てプラスチック製品の使用削減が求められています。さらに、企業や個人の意識を高め、持続可能な消費・生産モデルへの転換が、海洋ごみ問題の長期的な解決に繋がります。

この問題は、世界中の海を共有する私たち全員に責任があり、未来の世代へ健康な海洋環境を残すための取り組みを加速することが不可欠です。

4.近年の国や東京都の動き

近年、環境保全と廃棄物に関する国や都の動きは、持続可能な社会の実現に向けて加速しています。国では、カーボンニュートラル達成を目指し、廃棄物の削減や資源の循環利用を強化するために、さまざまな法令改正や施策を進めています。特に、プラスチック資源循環促進法(プラスチック新法)は令和 4 (2022)年に施行され、これにより、使い捨てプラスチックの削減や再資源化の推進が法的に義務付けられました。これに基づき、企業や自治体はプラスチック製品の削減やリサイクルシステムの整備に取り組んでいます。

また、廃棄物処理法に関しても改正が行われ、廃棄物の適正処理をより一層強化する動きが見られます。廃棄物の不法投棄や不適正処理に対する罰則が強化され、事業者にはより厳しい廃棄物管理が求められるようになっていきます。さらに、自治体に対しても廃棄物の分別やリサイクルの促進に向けた新たな指導や管理体制の整備が求められています。

加えて、食品ロス削減推進法の施行や、災害廃棄物に対する処理体制の強化も重要な動きです。食品ロスに関しては、食品の適正な管理や寄付の奨励、賞味期限・消費期限の見直しなどが進められ、廃棄量の削減を目指しています。また、災害時に発生する大量の廃棄物を迅速かつ適切に処理するためのガイドラインが改定され、各自治体はその実施に向けた備えを強化しています。

東京都では、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「ゼロエミッション東京」を目指し、環境関連の施策を強化しています。その中で、資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置づけ、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進、プラスチック対策、食品ロス対策を戦略の柱とし、令和 32(2050)年に目指すべき姿として、食品ロス発生量を実質ゼロにすることや二酸化炭素(CO₂)実質ゼロのプラスチック利用を掲げています。

このように、国や東京都の動きは、脱炭素化や循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現に向けた法令改正や新たな施策を中心に展開しており、これらの取り組みが今後も進化していくものと考えられます。

5.ごみ削減の必要性

ごみの削減は、私たちの日常生活において非常に身近な課題です。東京23区では、毎日多くのごみが清掃工場で焼却処理され、その費用は区民の皆様が支払う税金からまかなわれています。収集や運搬、焼却、埋め立てなどの工程すべてに経済的な負担が生じます。令和5(2023)年度の区民1人当たりがごみ処理に費やした費用は約25,000円となっているなど、実際に、ごみの処理には膨大なコストがかかります。

また、東京23区清掃一部事務組合の清掃工場も更新時期にきており、今後の更新費用も膨大なものとなります。私たちが日常生活で出すごみの量を減らすことで、こうしたインフラへの負担も軽減されます。特に本区では、区内に清掃工場が設置されていないため、ごみの収集・運搬に他区に設置された施設を利用する必要があり、その分運搬コストの増加や周辺住民への環境負荷等が高まります。区民全体で努力しなければ、ごみ処理にかかる負担がさらに増大し、将来的には処理費用の増加が私たちに直接跳ね返ってくる可能性があります。

さらに、最終処分場の問題も深刻です。東京都の公式見解によれば、現在の最終処分場の残りの使用可能年数は約50年とされています。このまま大量のごみを出し続ければ、処分場の枯渇が現実の問題として迫ってきます。

また、ごみ問題は気候変動にも関連しています。焼却処理時に発生する二酸化炭素(CO₂)やメタンガスなどの温室効果ガスは、気候変動を引き起こす要因の一つです。廃棄物を処理する際に発生する温室効果ガス(環境省によると、令和4(2022)年度の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は36,683kt(二酸化炭素(CO₂)換算)で、日本全体の総排出量の3.2%を占めています。)が、地球温暖化を加速させていることは広く知られています。このようなことから、区民一人一人が積極的にごみ削減に取り組むことが求められています。このままでは、私たちの子どもや未来の世代が深刻な環境問題に直面することになります。

このような状況の中で、私たちができることは「3R(リデュース、リユース、リサイクル)」を推進することです。まず、ごみを出さないようにする「リデュース(発生抑制)」、使えるものは再利用する「リユース(再利用)」、そしてリサイクルできるものは資源として循環させる「リサイクル(再資源化)」の実践が不可欠です。このまま手をこまねいては、私たちが持続可能な社会を実現することは難しく、将来の資源不足や環境破壊が現実のものとなってしまいます。

世界ではすでにサステナビリティ(持続可能性)の確保が重要視されており、循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換が進められています。私たち区民も、この世界的な流れを受け入れ、ごみ削減に取り組む必要があります。ごみを減らすことは、私たちの生活を守り、未来の地球を守るために欠かせない行動です。

第2章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本区は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条に基づき、区民・事業者・行政が連携して循環型社会の形成に貢献するための指針として、「千代田区一般廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定してきました。令和6(2024)年度においては、社会情勢や環境の変化に対応し、より効果的で持続可能な廃棄物処理体制を構築するために、第5次基本計画を策定します。

前回の第4次基本計画(平成 29(2017)年度策定)以降、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化してきました。国では、令和元(2019)年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4(2022)年度に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、これに伴い本区でも3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基盤に、資源循環をさらに推進する必要性が高まっています。

特に本区は、プラスチック資源循環促進法が施行される以前から、23区内では先駆けてプラスチック製品の資源回収を積極的に実施してきました。平成 24(2012)年度からは、容器包装プラスチックに加え、容器包装以外のプラスチックの資源回収を開始し、さらには使用済み小型家電の拠点回収を含む、ごみの減量・資源化に向けた先進的な取り組みを展開してきました。

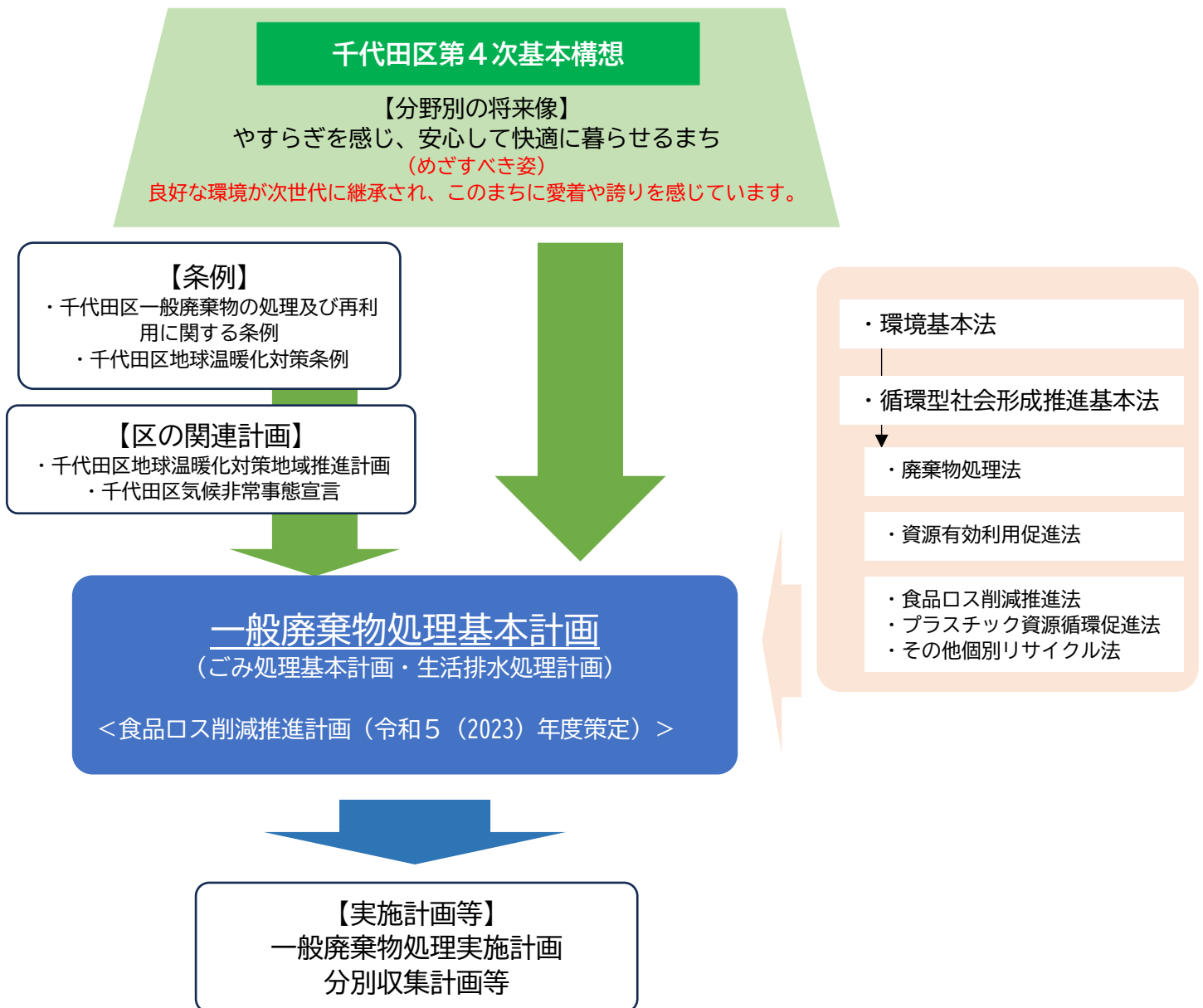
また、令和 32(2050)年度カーボンニュートラルを目指した地球温暖化対策、デジタル技術の活用、少子高齢化の進行など、廃棄物処理に関連する社会的課題も複雑化しています。本計画では、本区が引き続き地球全体の環境保全に貢献できるよう、持続可能な都市づくりを目指して、区民と事業者の協働による廃棄物の適正処理と資源化の推進を進めます。

さらに、次の世代に引き継ぐことができる循環型社会の実現に向けた取り組みを、計画的かつ総合的に進めるため、第4次計画の成果と課題を踏まえつつ、新たな社会的ニーズや技術革新に対応した施策を盛り込みます。

2.計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」第6条第1項に基づき、区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「千代田区第4次基本構想」を上位計画とし、整合を図りながら総合的・一体的推進を目指します。また、「食品ロス削減推進計画」を令和5(2023)年度に策定しており、合わせて廃棄物の削減と循環型社会の実現を目指します。

また、本計画の推進により、令和3(2021)年11月に区が表明した「千代田区気候非常事態宣言」に掲げた令和32(2050)年までに二酸化炭素(CO₂)排出量実質ゼロを目指す「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に資するものとします。



3.計画の期間

第5次一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という)の期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までです。また、令和11(2029)年度を中期目標年度とします。

なお、本計画は、計画で掲げた数値目標や施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、概ね5年ごと及び諸条件、法制度、社会情勢の変化などに応じて、見直しを行います。

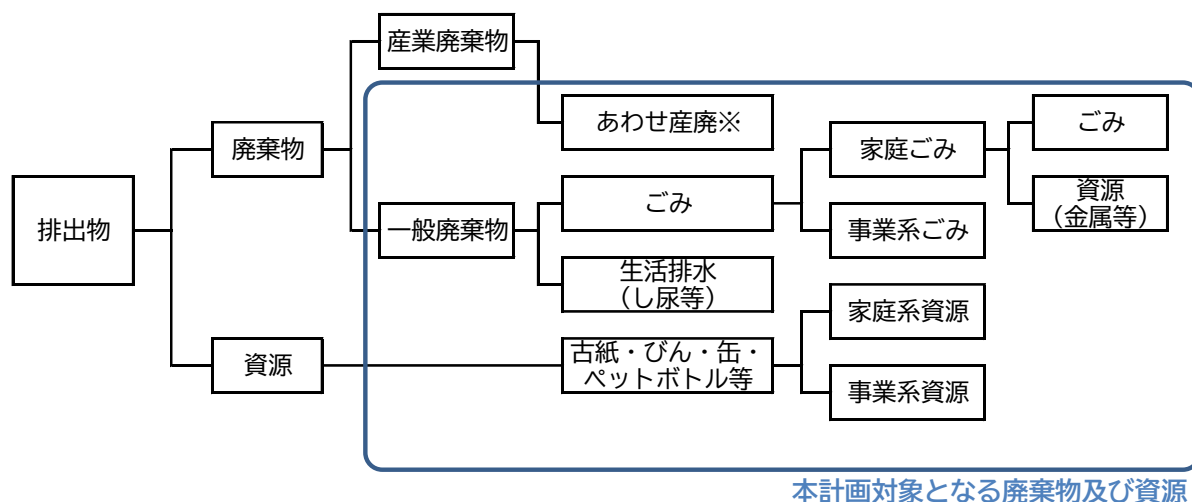
また、計画の推進を図るため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていきます。

(年度)										
2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)
計画策定	初年度									
					中間目標年度 計画見直し					最終年度

4.対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物が廃棄物として定められています。本計画では、全ての一般廃棄物(ごみ・生活排水)、あわせ産廃及び資源が対象となります。

一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条により、排出事業者が自己処理を行うことが原則となります。



※あわせ産廃とは、一般廃棄物と産業廃棄物を一緒に処理する方法で、「みなし一般廃棄物」とも呼ばれます。通常、事業系一般廃棄物と産業廃棄物は分別が必要ですが、分別が困難な場合や少量の産業廃棄物が混じる場合には、市区町村が認めれば例外的にまとめて処理できることがあります。

～コラム～ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までの世界目標のことで、貧困やジェンダー平等、気候変動、エネルギー、経済成長など環境・経済・社会に関する17の世界共通の目標と169のターゲットが設定されています。その中で、特に『目標12：作る責任 使う責任』は持続可能な生産と消費のための重要な指針を示しており、目標達成に向けて、ごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルなどの3Rの推進も求められています。本計画においてもSDGsの理念を踏まえ、資源循環型社会の構築に向けた施策を推進していきます。

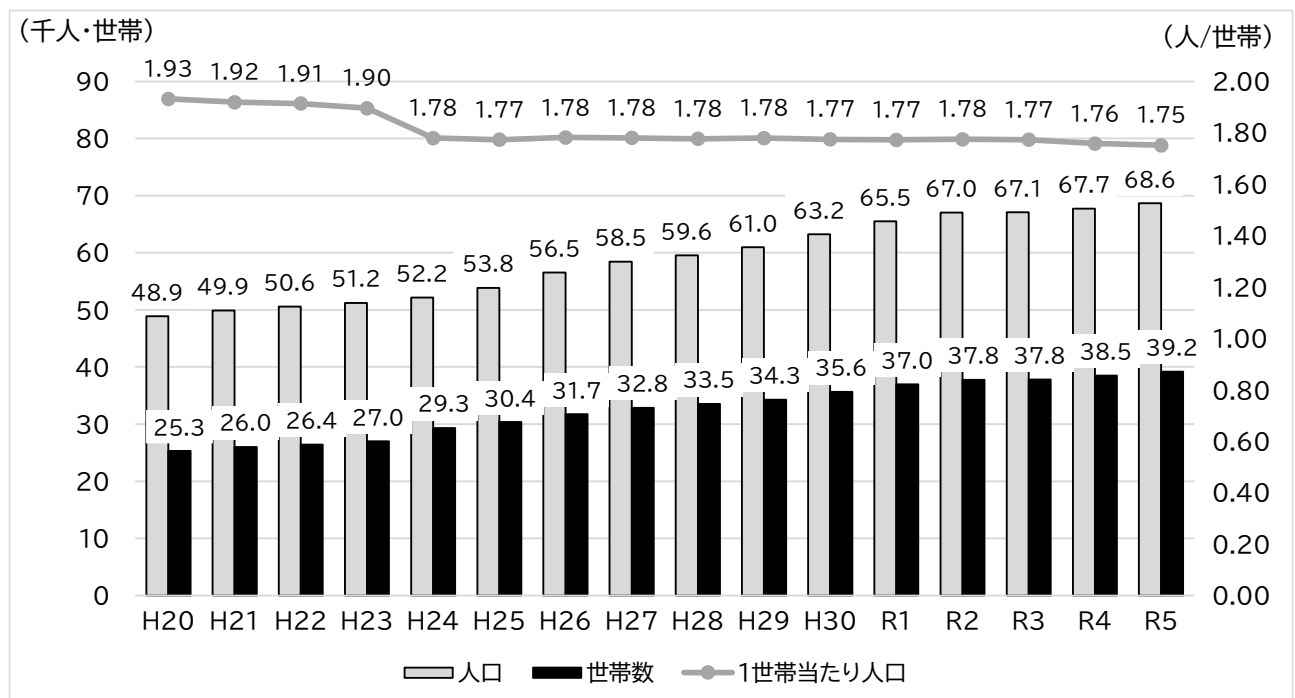


第3章 区のごみの現状について

1. 千代田区の概況

(1) 人口・世帯の推移

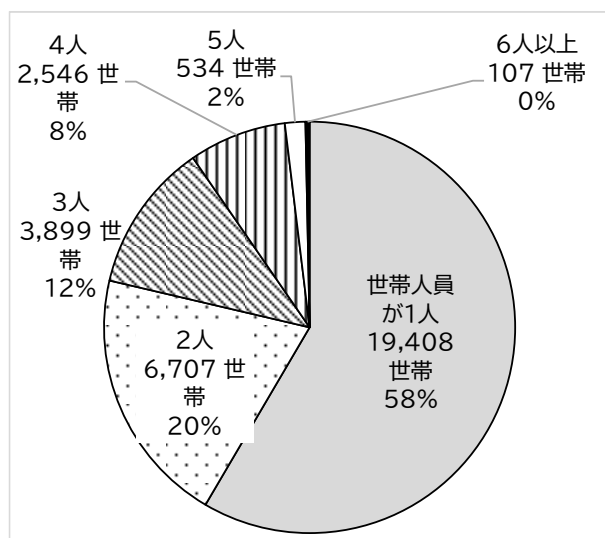
本区の人口は、平成 20(2008)年度以降増え続けており、平成 20(2008)年度は 48,873 人でしたが、令和 5(2023)年度には 68,648 人となり、約 41% 増加しています。また、世帯数も人口と同様に増加しており、平成 20(2008)年度は 25,294 世帯でしたが、令和 5(2023)年度は 39,195 世帯となり、約 55% 増加しています。一方、1世帯当たりの人口は減少傾向であり、令和 5(2023)年度の 1 世帯当たりの人口は 1.75 人となっています。



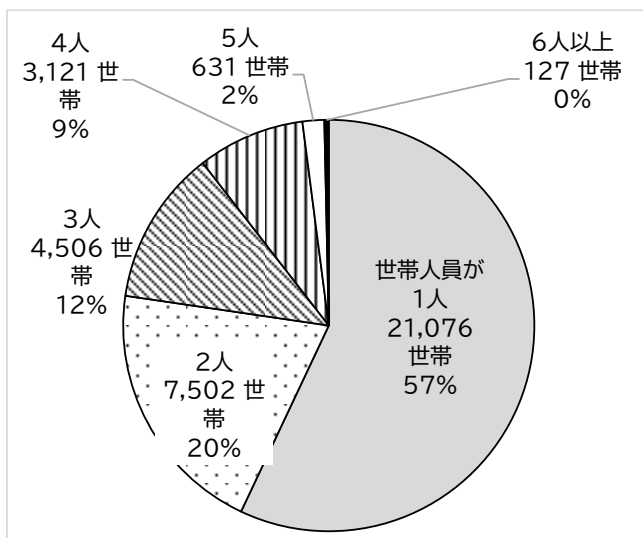
資料:住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

図3-1 人口と世帯数の推移

世帯人員の構成は、令和2(2020)年の国勢調査によると、1人世帯が最も多く全体の約 57% を占めており、次いで2人世帯が約 20% と続いています。この傾向は平成 27(2015)年時点とほぼ同様の割合となっています。



【平成 27(2015)年】

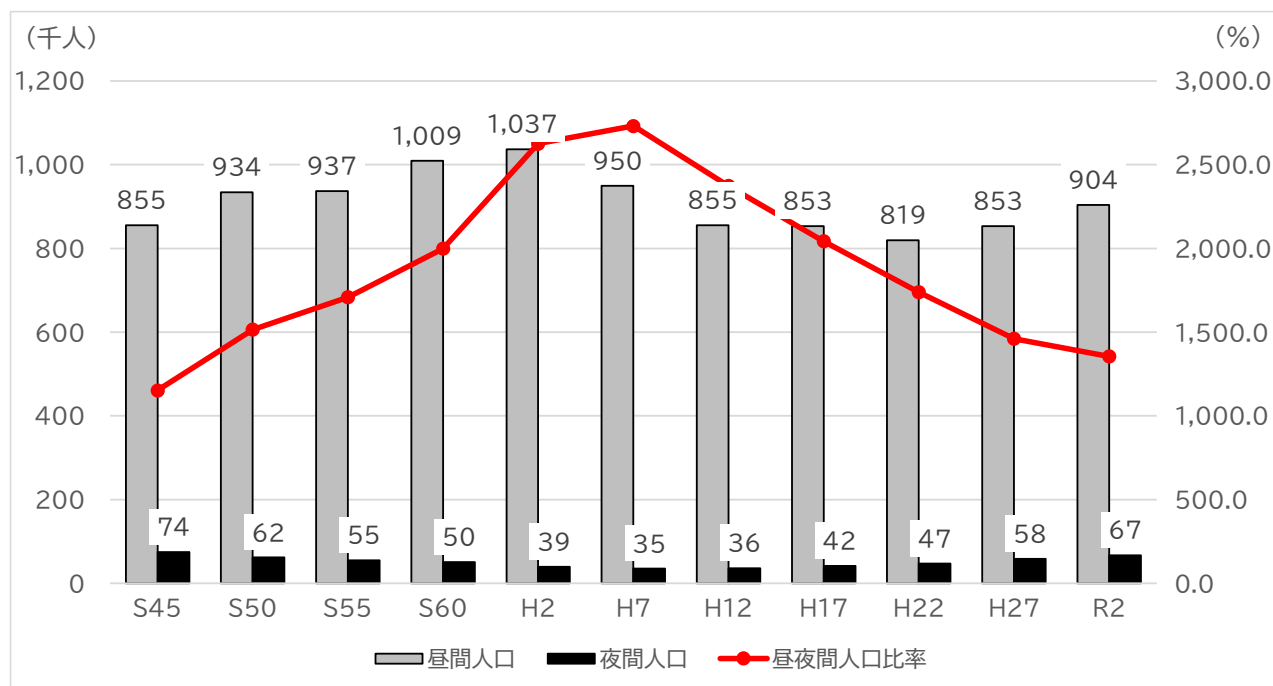


【令和 2 (2020)年】

資料:国勢調査

図3-2 世帯人員の構成の推移

昼間人口は、平成2(1990)年の1,036,609人をピークに減少傾向で推移していましたが、平成22(2010)年以降再び増加に転じており、令和2(2020)年には903,780人となっています。一方、昼夜間人口比率に関しては、夜間人口が増加している影響もあり、平成7(1995)年の約2,731%をピークに減少しており、令和2(2020)年には約1,355%と半減しています。しかしながら本区の昼夜人口比率は全国の中では飛びぬけた高い値となっています。(参考:令和2(2020)年の他都市の昼夜人口比率【福島県大熊町 589%、大阪市中心部 433%、中央区 374%、港区 373%、名古屋市中区 316%】※千代田区を含めた上位6自治体)



資料:国勢調査

図3-3 昼間人口、夜間人口の推移

(2)住居形態の状況

住宅形態は、年々共同住宅が増加しており、令和2(2020)年は約 3.2 万世帯であり、全世帯の9割以上(91.7%)を占めている状況です。

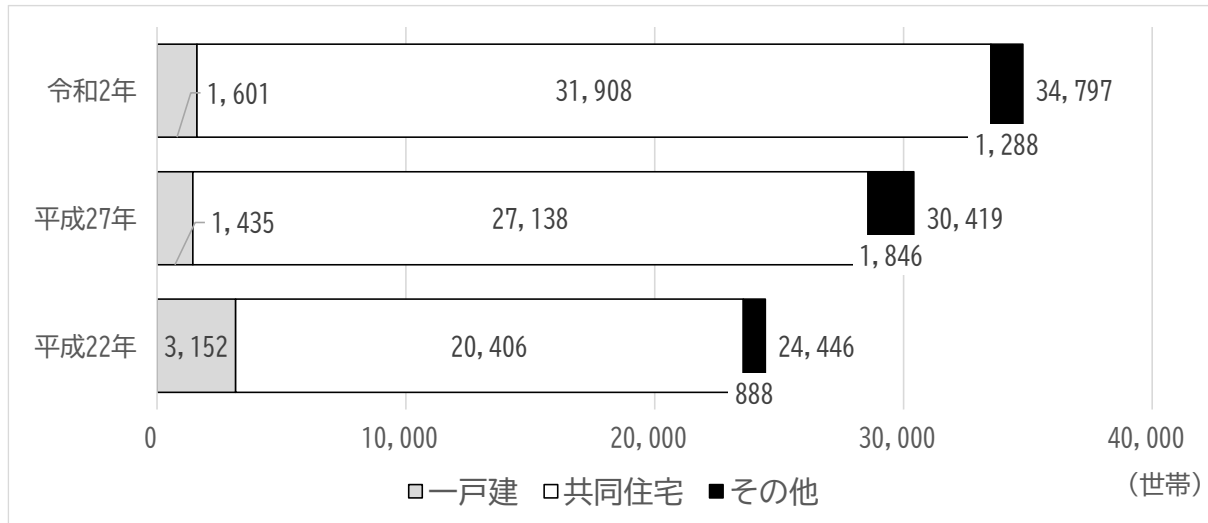


図3-4 住宅形態の推移

(3)外国人人口の推移

本区の外国人人口は、令和元(2019)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で一旦は減少していましたが、令和4(2022)年度は再び増加に転じ、令和5(2023)年度で 3,797 人となっており、これは区の総人口の約 5.5%を占めています。

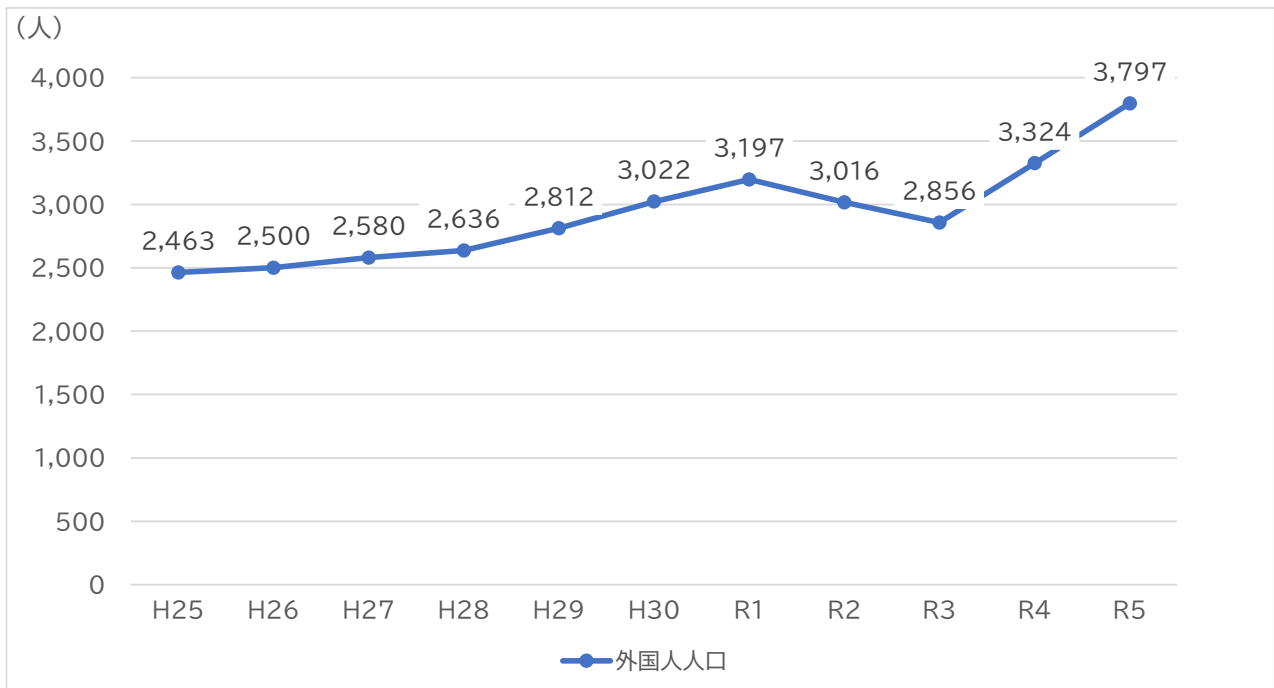


図3-5 外国人人口の推移

(4)産業の状況

令和3(2021)年の本区と23区の従業者規模別従業者数を図3-6に示します。従業者100人以上の構成比は、本区は全体の67.5%で23区の48.6%を大きく上回っており、本区では大規模事業者が多いことが伺えます。

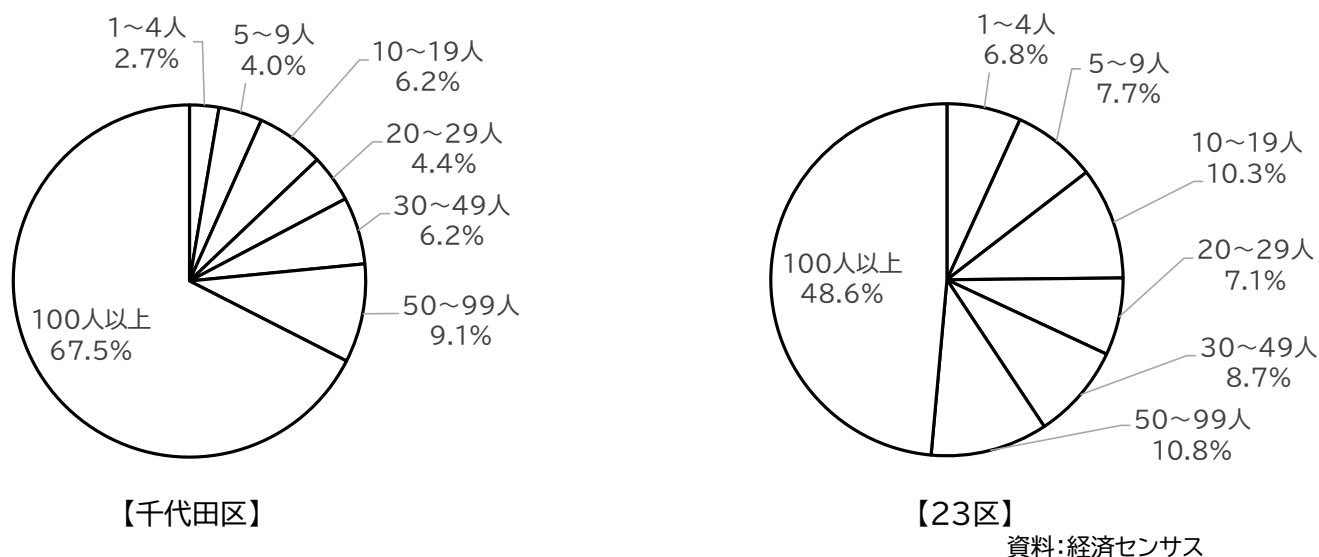
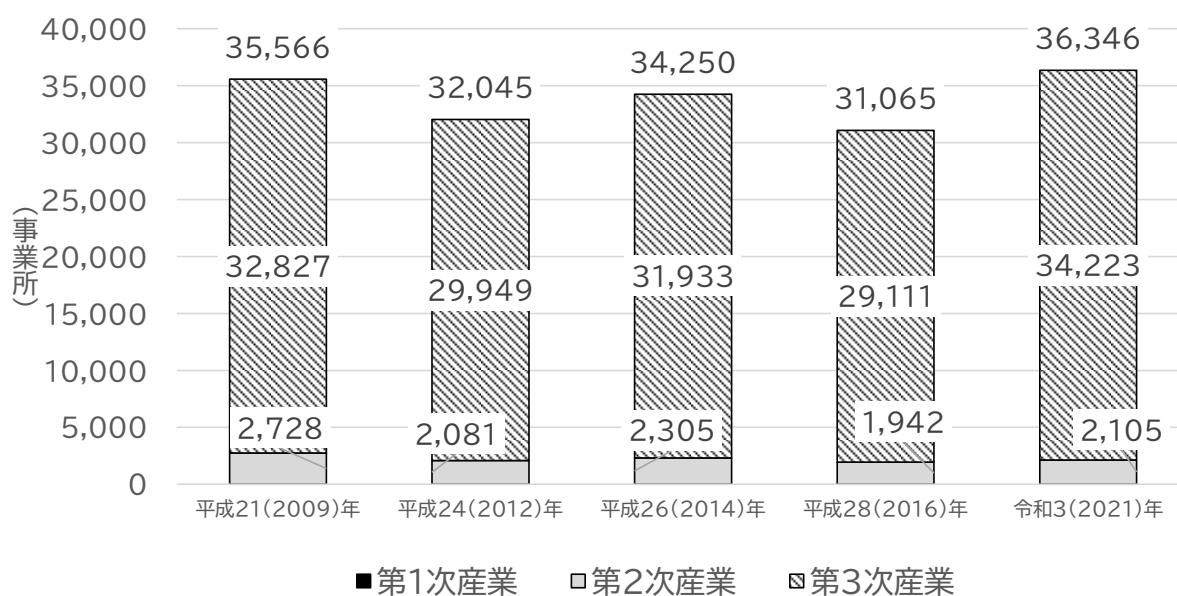


図3-6 従業者規模別の従業者数(令和3(2021)年)

図3-7では事業所数の推移を示しています。本区の事業所数の90%以上を小売業・サービス業等の第3次産業が占めています。また、事業所数全体では年々増加傾向にあり、令和3(2021)年は36,346事業所であり、平成21(2009)年から780事業所増加しています。

(単位：事業所数)

項目	H21 (2009)	H24 (2012)	H26 (2014)	H28 (2016)	R3 (2021)
全業種（公務、事業内容等不詳を除く）	35,566	32,045	34,250	31,065	36,346
農林漁業	11	15	12	12	18
第1次産業	11	15	12	12	18
鉱業、採石業、砂利採取業	8	2	23	13	11
建設業	940	863	893	833	918
製造業	1,780	1,216	1,389	1,096	1,176
第2次産業	2,728	2,081	2,305	1,942	2,105
電気・ガス・熱供給・水道業	43	44	51	44	218
情報通信業	3,590	2,924	2,863	2,666	3,692
運輸業、郵便業	565	533	535	513	588
卸売業、小売業	8,159	7,866	8,246	7,810	7,889
金融業、保険業	1,280	1,259	1,470	1,423	2,138
不動産業、物品賃貸業	2,605	2,359	2,485	2,249	3,443
学術研究、専門・技術サービス業	5,821	5,158	5,238	4,636	5,734
宿泊業、飲食サービス業	4,331	4,015	4,269	3,873	3,340
生活関連サービス業、娯楽業	1,101	964	1,029	907	929
教育、学習支援業	565	495	616	522	725
医療、福祉	1,032	1,015	1,230	1,086	1,225
複合サービス事業	75	70	64	59	63
サービス業(他に分類されないもの)	3,425	3,247	3,589	3,323	3,970
公務	235		248		269
第3次産業	32,827	29,949	31,933	29,111	34,223



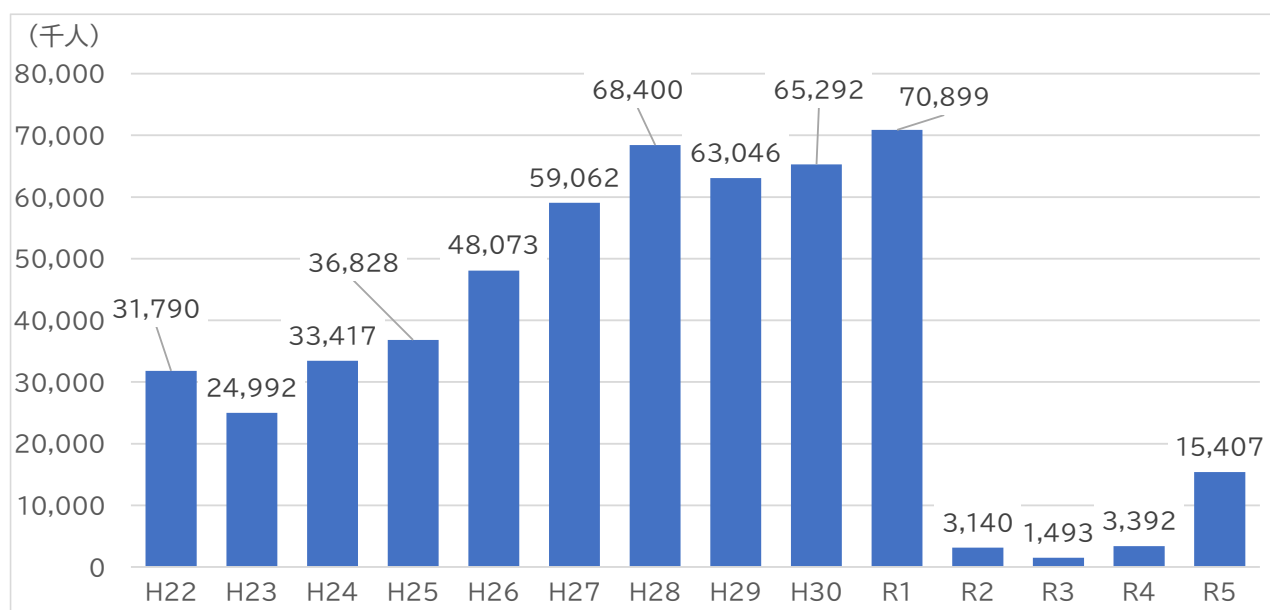
資料：H24.H28 年経済センサスー活動調査(公務は含まず)、H21.26.R3 年経済センサスー基礎調査

図3-7 事業所数の推移

(5)訪日外国人観光客の状況

東京都を観光で訪れる外国人は、コロナ禍前までは年々増加しており、令和元（2019）年度には約7,000万人の観光客が訪れていました。令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しましたが、今後は再び増加することが考えられます。

本区においては、外国人観光客に人気のある秋葉原等があり、今後も多くの外国人が訪れることが予測されます。



資料：東京都観光客数等実態調査（東京都産業労働局）

図3-8 訪日外国人観光客の推移（東京都全体）

2.千代田区のごみ排出量の現状

(1)総排出量(ごみ+資源)の推移

過去 10 年間の総排出量(ごみ+資源)の実績を図3-9に示します。

総排出量は、平成 30(2018)年度までは増加傾向で推移していましたが、令和元(2019)年度以降新型コロナウイルス拡大の影響による事業系ごみの大幅な減少の影響で、令和元(2019)年度から令和 2(2020)年度にかけて約 27%減少しています。その後は徐々に増加傾向で推移していますが、令和 5(2023)年度の総排出量は約 16 万トンでピーク時の平成 30(2018)年度の約 21 万トンよりはかなり少ない状況となっています。

資源化率(資源量÷総排出量)に関しては、平成 26(2014)年度以降 60%前後の横ばいで推移しています。

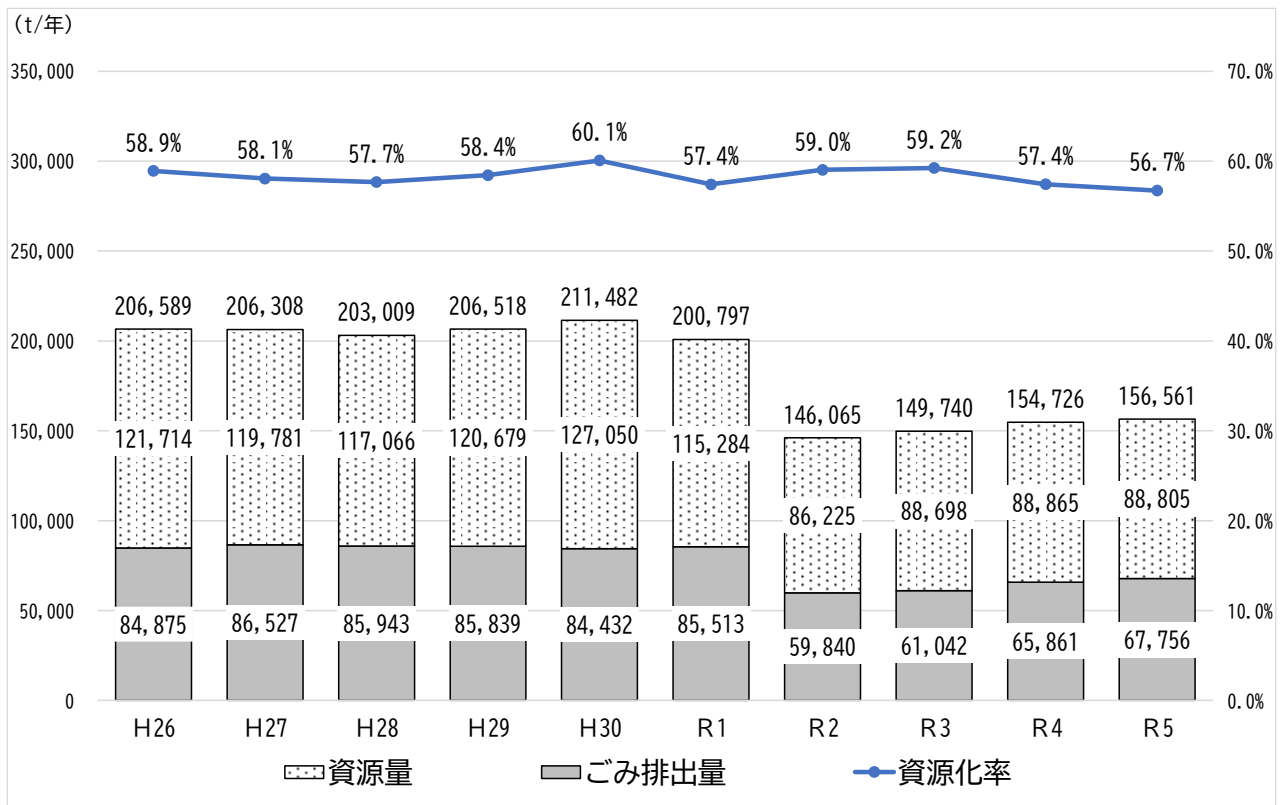


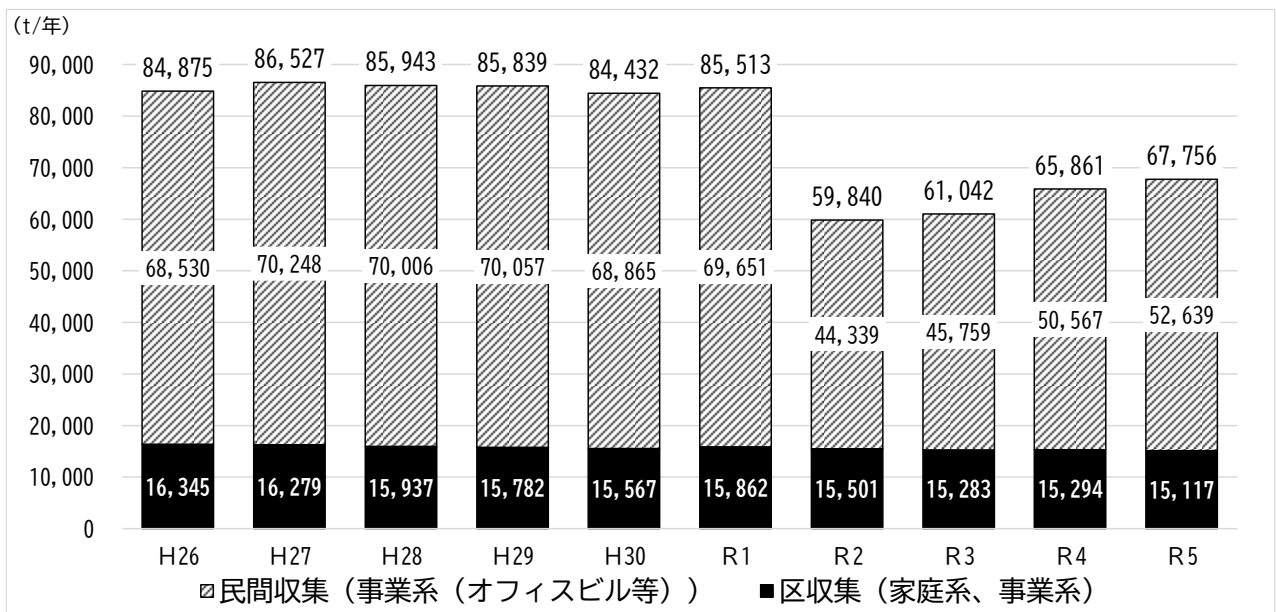
図3-9 種類別排出量の推移

(2)ごみ排出量の推移

①収集区分別のごみ排出量の推移

過去 10 年間の収集区分別のごみ排出量の実績を図3-10 に示します。

ごみ排出量は、令和元(2019)年度までは横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2(2020).3(2021)年度は民間収集のごみが大きく減少した影響で、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて 30%減少しています。その後は、民間収集ごみは徐々に増加傾向に転じていますが、まだ在宅勤務を実施している事業所も多かった影響等もあり、令和5(2023)年度の事業系ごみは約 5.3 万トンで令和元(2019)年度の約7万トンよりはかなり少ない状況となっています。



区収集:区民のごみ+事業者のごみ(1日 50Kg 未満のごみを排出する小規模事業者で、有料ごみ処理券を貼付することを条件としている)

民間収集:区収集を利用しない事業者のごみ(民間収集業者にごみの収集を依頼しているごみ)

図3-10 種類別排出量の推移

②区収集ごみ排出量の推移

過去 10 年間の区収集のごみ排出量の実績を図3-11 に示します。

区収集のごみ排出量は、減少傾向で推移しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるリモートワークや巣ごもりの影響で令和元(2019)年度は微増しましたが、その後は再び減少傾向で推移しています。

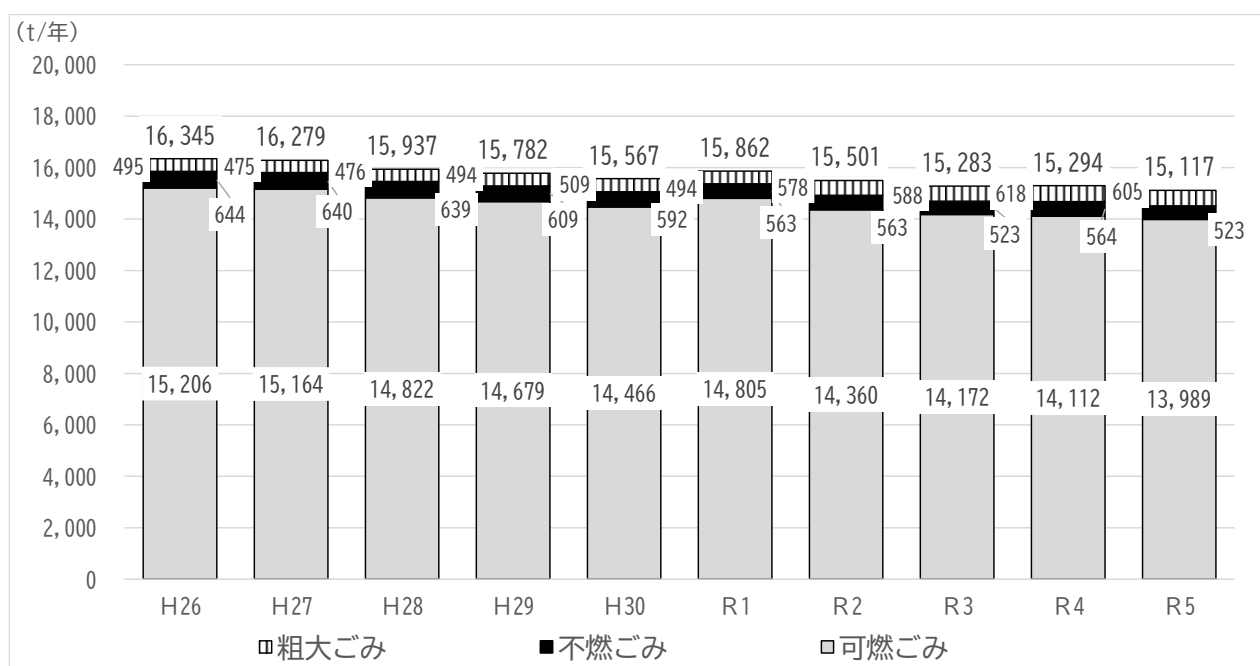


図3-11 区収集ごみ排出量の推移

(3)区全体のごみ量の内訳

令和4(2022)年度のごみ排出量の内訳をみると、民間が収集する事業系ごみが全体の約8割(78.2%)を占めています。(図3-12)

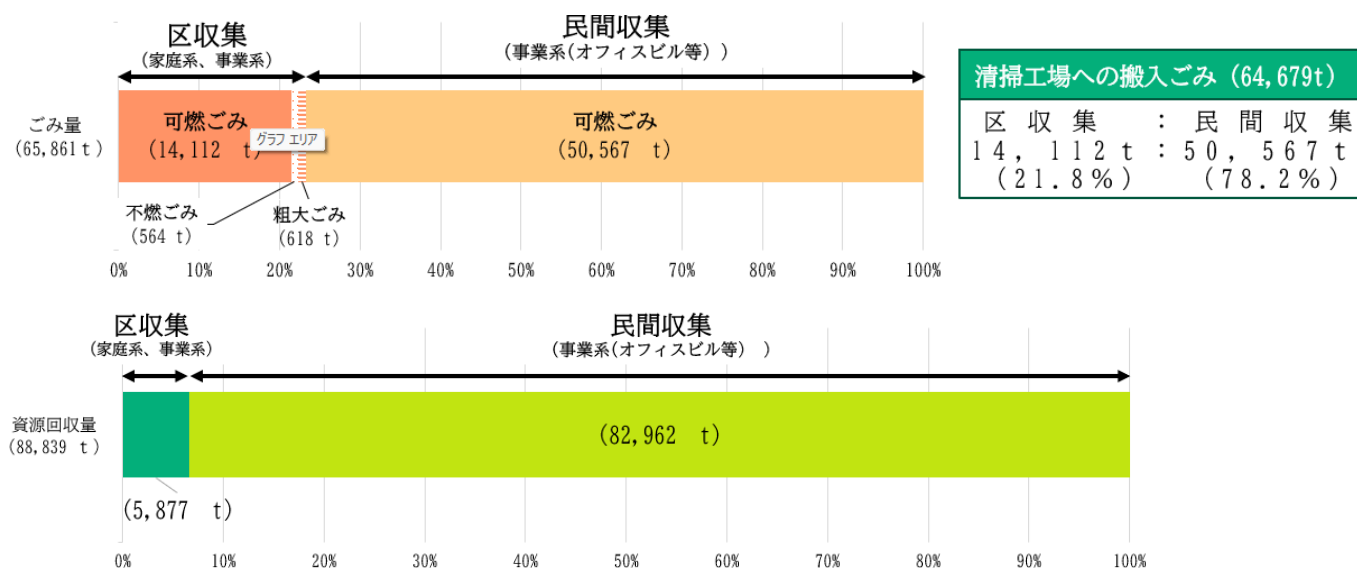


図3-12 令和4(2022)年度のごみ・資源別の排出構造

(4)事業用大規模建築物の排出量

清掃工場に搬入される民間収集ごみ(50,567t)のうち、事業用大規模建築物(延べ床面積 1,000 平方メートル以上の事業用大規模建築物^{※1}:1,875 事業者)からのごみ処分量は 45,754tです。

※1 本区の条例第 14 条及び規則第8条に基づき、延床面積が 1,000 平方メートル以上の建築物に関しては、事業用大規模建築物となり、ごみの減量、廃棄物管理責任者の選任、再利用計画書の提出及び保管場所の設置を義務付けています。

令和4(2022)年度に事業用大規模建築物(1,875 事業所)から排出された処理量の合計は45,754tであり、そのごみの種類別の内訳をみると、紙類が27,913tと最も多く、次いで厨芥(生ごみ)が13,322tであり、この2種類で全体の約9割を占めています。(図3-13)

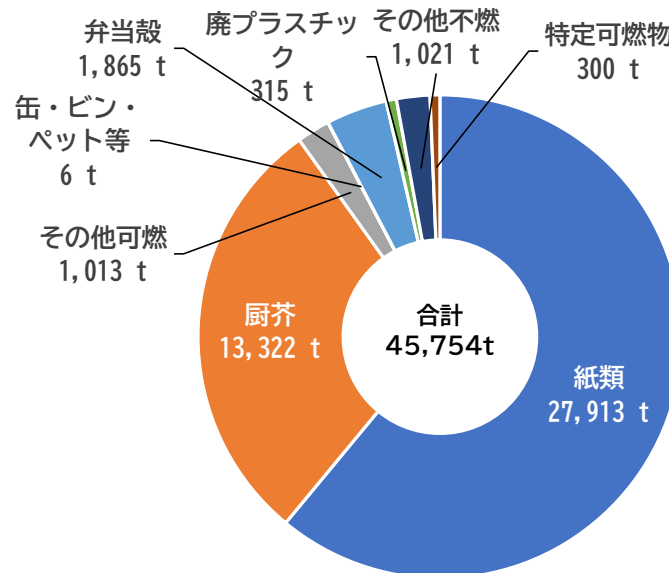


図3-13 事業用大規模建築物処理量の内訳(ごみの種類別)【令和4(2022)年度】

また、建築物の種類別の内訳をみると、オフィスビルが29,941tと最も多く、次いでホテル・結婚式場が7,729tであり、この2種類で全体の約8割を占めています。(図3-14)

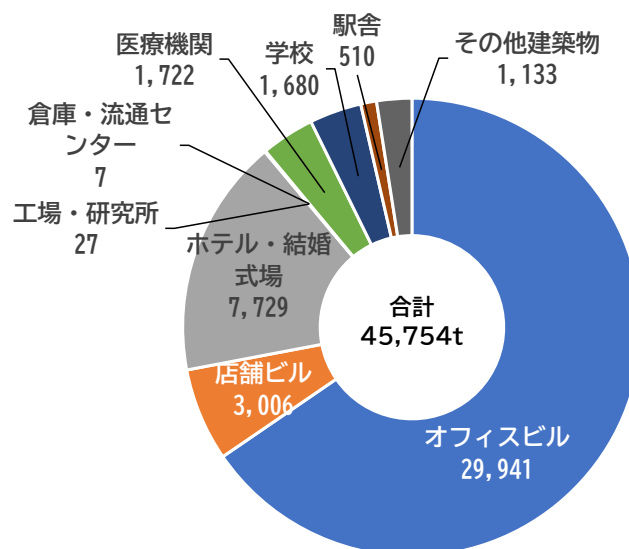


図3-14 事業用大規模建築物処理量の内訳(建築物の種類別)【令和4(2022)年度】

このようなことから、オフィスビルやホテル・結婚式場を中心に、紙類や厨芥の減量化及び資源化を進めていくことで、区全体の処理量が大きく減量することが期待できます。

次にオフィスビルとホテル・結婚式場の処理量の種類別内訳(図3-15)をみると、オフィスビルにおいては、紙類の占める割合が非常に多く、オフィスビル全体の約7割を占めています。紙類の処分量の大半は「その他紙類(再生できない紙ごみ)」となっており、主にシュレッダーしたものや雑紙が考えられます。その他厨芥類も7,707tと比較的多く処分されており、これはオフィスビルにテナントとして入居する飲食店からの排出が主なものとして考えられます。

ホテル・結婚式場においては、紙類と厨芥類で9割を占めている状況になっており、紙類はオフィスビルと同様に大半は「その他紙類(再生できない紙ごみ)」となっています。

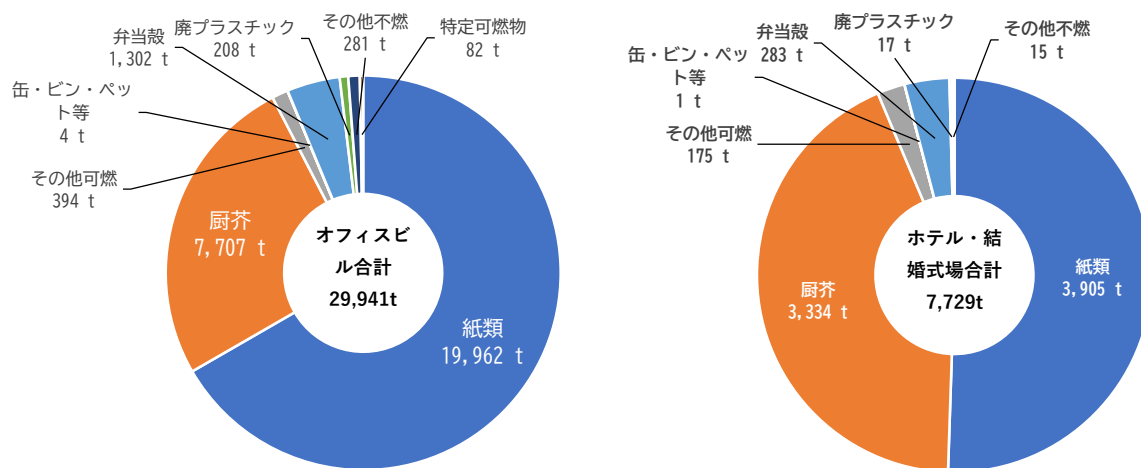


図3-15 オフィスビル及びホテル・結婚式場の内訳(ごみの種類別)【令和4(2022)年度】

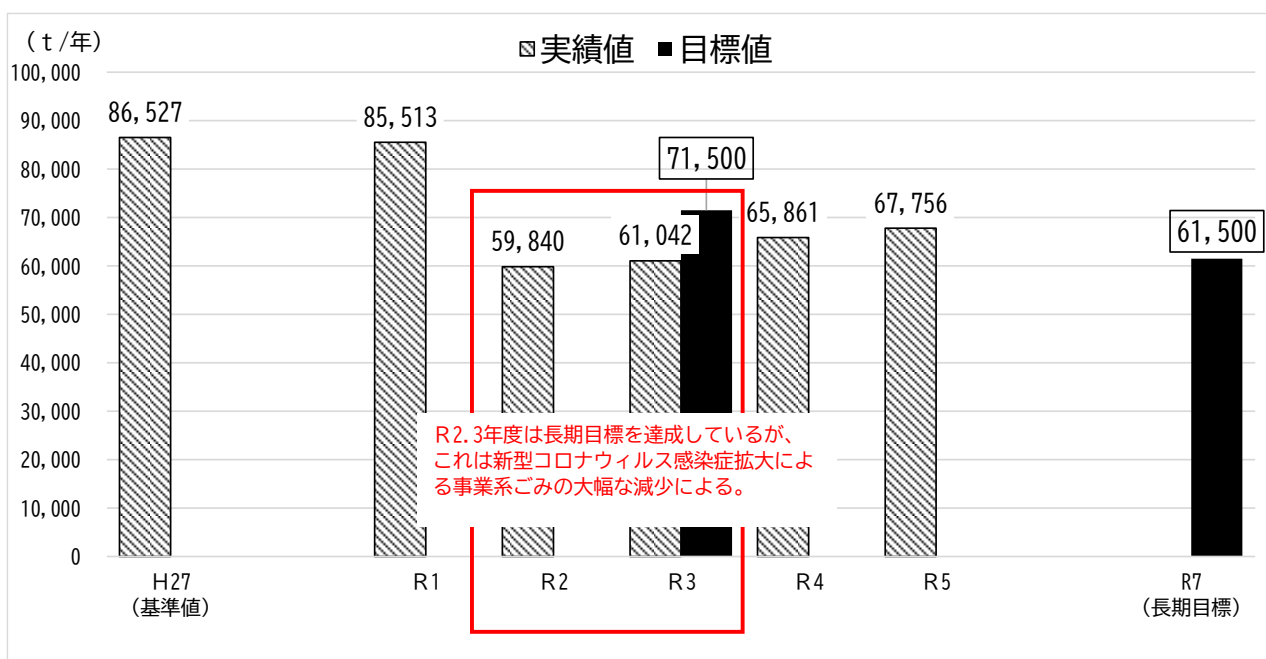
3.第4次計画の達成状況

(1)数値目標の達成状況

第4次計画の目標値と実績の比較結果を図3-16.17.18 に示します。

ごみの削減目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業系ごみの大幅な減少により令和3(2021)年度時点では長期目標値は達成している状況ですが、施策等の影響でどこまで削減できているかは不透明な状況となっています。また、令和3(2021)年度以降は増加に転じており、今後は新型コロナウイルス感染症の影響もなくなり、令和7(2025)年度の長期目標に向けては今一度施策等の見直しが必要になってくることが考えられます。

資源化目標に関しては、資源化率は横ばいで推移しており、令和3(2021)年度の間目標値65.0%を達成していない状況となっています。



※1:H27(基準値)とは、前回の第4次基本計画を策定した際に基準となる年度。

※2:R7(長期目標)とは、第4次基本計画での目標となる年度であり、R3 年度が中期目標年度としている。

図3-16 ごみの削減目標の達成状況

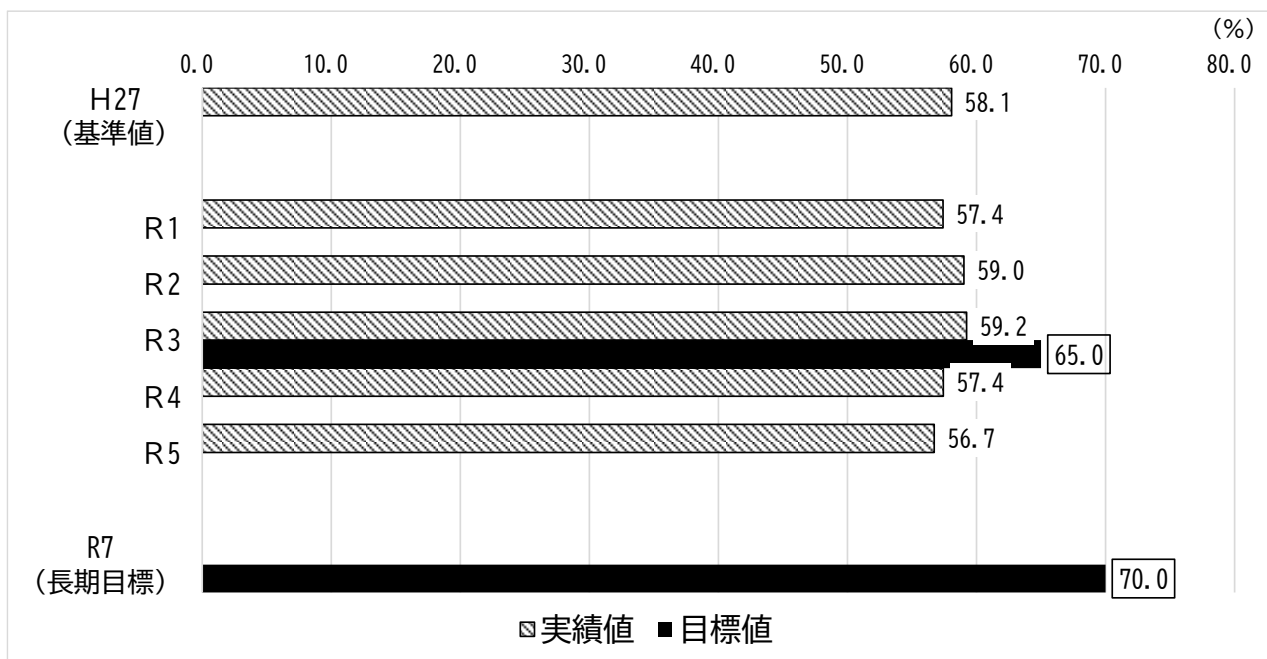


図3-17 資源化目標(資源量の比率)の達成状況

また、区民一人一日あたりの排出量(ごみ排出量÷人口)の目標に関しては、令和元(2019)年度には366g/人・日と中間目標値を達成していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年度に大きく増加しました。しかしその後は減少傾向で推移しており、令和5(2023)年度は364g/人・日となっており、令和3(2021)年度の中間目標値368g/人・日を達成しています。

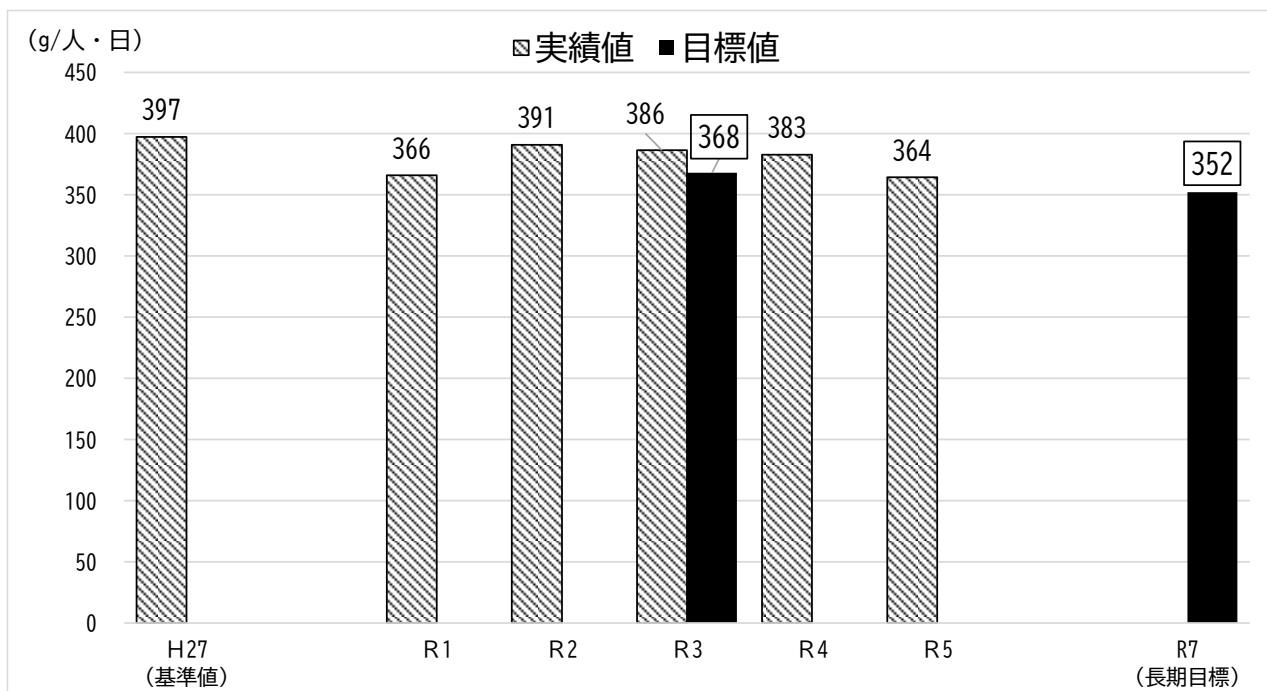


図3-18 区民一人一日あたり排出量(資源除く)の削減目標の達成状況

第4章 区のごみの課題

平成 29(2017)年度以降、第4次計画の「区の特性を活かした「資源循環型都市千代田」を構築していきます」という基本理念に基づき、区民・事業者・行政の緊密な連携をベースに様々な施策に取り組んできましたが、以下の課題が残されています。

1. 家庭系ごみの課題

家庭ごみの排出量は、近年、人口が増加しているにもかかわらず横ばいで推移していましたが、令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの増加による中食の増加等の影響により、家庭ごみの排出量が増加し、その後は高止まりしていることが課題となっています。このような増加傾向が続けば、ごみ処理にかかるコストや環境負荷がさらに大きくなる可能性が懸念されています。

さらに、令和5(2023)年度の人口推計によると、2065 年まで人口が一貫して増加すると見込まれており、これに伴い集合住宅の増加が予想されるため、居住者間のごみ出しルールの遵守が難しくなることや、資源ごみの分別に関するトラブルが生じる可能性が課題となっています。

また、今後は外国人住民の増加も予測され、言葉の壁や文化の違いからごみの分別方法を理解することが難しいという課題も浮上しています。これに対して、効果的なコミュニケーションや分別指導が必要であり、外国人住民への多言語対応や教育プログラムの整備が課題となっています。



集合住宅におけるごみ集積所

2. 食品ロス

日本の食品ロスの状況によると、令和4(2022)年度には、家庭の可燃ごみの中にまだ食べられるのに捨てられている食品ロスが1人1日あたり約 103g(おにぎり1個のご飯の量に相当)含まれていることが報告されています。この食品ロスを減らすことは、持続可能な開発目標(SDGs)や令和元(2019)年度に策定された食品リサイクル法の基本方向に基づき、令和 12(2030)年度までに平成 12(2000)年度の半減を目指す目標として掲げられています。さらに、令和元(2019)年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」により、食品ロスが重要な社会課題であることが明確にされました。

本区でも、食品ロス削減のための啓発やフードドライブ活動など、様々な施策が推進されており、令和5(2023)年度には「千代田区食品ロス削減推進計画」を策定しました。しかしながら、本区における生ごみのリサイクルや分別回収システムの導入は一部の事業者によって進められていますが、区全体では十分に進展していないことが課題です。これに加え、食品ロスに関する情報提供方法の改善や効果的な啓発手段の導入も大きな課題です。

また、食品ロスの削減量は、国の目標である平成12(2000)年度比の半減を令和12(2030)年までに達成するという目標が令和4(2022)年度にクリアされました。そのため、国は更なる削減を目指し、新たな目標について令和6(2024)年度末までに打ち出す考えです。近年、事業系の食品ロスは新型コロナウイルスの影響で大きく減少しており、家庭系の削減はそれほど進んでいないものの、事業系と家庭系の合計量が大幅に減少しています。しかし、経済が回復すればリバウンドの可能性もあるため、今後も事業者の更なる努力が必要だと考えられています。

さらに、事業系食品ロス削減を進めるためには、事業者に対して具体的な取り組みを促すことが必要ですが、事業者へ食品ロス削減の経済的メリットや社会的価値を明確に示し、事業者の協力を得ることが課題です。



フードドライブの実施状況

3.事業系ごみ

本区は、昼夜人口比率が1,000%を超える非常に高い比率となっており、区内で排出されるごみの約90%を事業系ごみが占めています。そのため、事業系ごみの削減が、区全体のごみ量減少に大きく貢献します。令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で事業系ごみは一時的に大幅に減少しましたが、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、正常な経済活動が再開したことで、徐々にごみ排出量が再び増加していることが課題です。

本区では、大企業が全体の約7割を占めていることから、特に事業用大規模建築物に対するごみ削減指導の強化が求められています。大規模建築物におけるごみ処理に関する課題は、紙類や厨芥類を中心とした再生利用率の低さと、全体のごみ削減が進んでいない点にあります。特にオフィスビルやホテル・結婚式場などから大量に排出される紙ごみの大半が「その他紙類」として処理されており、これが資

源循環の妨げとなっています。また、飲食関連から排出される厨芥類の処理も進まず、これらの廃棄物の減量や資源化が不十分であることが課題です。

更に、中小規模の事業所についても、排出抑制や分別促進に向けた効果的な施策を検討する必要があることが課題です。

具体的には、事業系ごみの分別促進と収集体制の改善が急務となっていますが、事業者が適切にごみを分別できるようにするための啓発活動や支援体制が十分に整っていないことが課題であり、紙ごみの再生利用率を向上させる取り組みが進展しておらず、事業所の再生利用状況の把握や、再生利用計画書の提出の徹底が不十分なことも課題として挙げられます。

4.インバウンドへの対応

本区における秋葉原地域は、外国人観光客に人気の高いエリアですが、近年の新型コロナウイルス感染症の影響で訪問者数は一時的に減少していました。しかし、本年度以降、再び外国人観光客が増加しており、秋葉原は再び多くの観光客で賑わっています。このような状況下で、外国人観光客によるごみのポイ捨てなどのマナーの問題が深刻化しつつあり、区内でのごみ処理に関連する課題が浮上しています。

外国人観光客の更なる増加が予測される中、これらのマナー問題に対処するためには、ごみ箱の設置や適切なごみ処理費用の確保が課題となっています。また、観光客へのマナー啓発や分別方法を理解してもらうための多言語対応の案内なども必要です。これらの施策が適切に実施されない場合、ごみ問題はさらに悪化し、区全体の環境美化や衛生管理に影響を及ぼす可能性が懸念されます。



秋葉原地区での外国人観光客の様子

5.区民や事業者への効果的な情報提供と意識啓発

本区では、持続可能な資源循環型社会の形成を目指し、ごみ削減に向けた取り組みを進めています。しかし、この取り組みを効果的に進めるためには、区民や事業者への情報提供と意識啓発が非常に重要な要素となっています。近年、区内でのごみ排出量の増加、特に事業系ごみや観光客によるごみ問題が浮上しており、これに対応するための啓発活動が課題となっています。

これまでの情報提供は、法律や条例の内容を伝えるに留まり、区民や事業者が日常生活やビジネス活動において具体的にどのように行動すればよいかを明確に示すものではありませんでした。その結果、多くの区民や事業者が、ごみ削減や資源循環の必要性を理解していながらも、実際の行動に結びついていない状況が見られます。

また、目標や指標が十分に見える化されていないため、区民や事業者が自分たちの行動がどの程度の効果を持つかを把握できず、結果として積極的な参加が進んでいないことも課題となっています。

さらに、従来の広報手段では、特に若年層や外国人観光客へのアプローチが十分ではないという課題もあります。

6.ねずみやカラス等への対策

本区では、都市環境特有の課題として、廃棄物中の生ごみがねずみに荒らされる等の相談が増え問題となっています。集合住宅におけるゴミ集積場が荒らされる、飲食店が多く集まるエリアや商業地域での被害が増加するなど、衛生面での懸念が広がっています。ねずみは、さまざまな感染症を媒介する動物であり、区内の衛生環境や生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。また、ねずみと同様に、カラスによるごみ荒らしも問題となっており、散乱したごみが環境美化に悪影響を与えています。これらの動物は繁殖力が非常に高く、適切な対策を講じなければ問題が悪化する可能性があります。



捨てられた残飯を狙うねずみ

7.災害廃棄物

本区では、令和5(2023)年3月に「千代田区災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に発生する大量の廃棄物に対する対応の準備を進めています。しかし、依然としていくつかの課題が残されています。

まず、災害廃棄物処理計画が策定されたものの、実際の災害発生時に迅速かつ効果的に運用できるかどうかは課題です。災害時には、通常の廃棄物処理ルートが使用できなくなる可能性や、一時的に大量の廃棄物が発生するため、分別や収集がスムーズに行われないことが懸念されます。特に本区は都心部に位置しており、広大な保管場所や処理施設が不足しているため、災害廃棄物を一時保管する場所や、迅速に処理するための輸送体制を確保することが課題です。

また、災害廃棄物の種類は多岐にわたるため、適切な分別が非常に重要です。計画には分別収集の方法が記載されていますが、災害時の混乱の中で区民や事業者が適切に対応できるかどうかは課題です。特に事業系廃棄物に関しては、区内に多くの企業が集まっており、災害時にはこれらの企業からも大量の廃棄物が発生することが予想されます。企業との連携や責任分担が明確でない場合、処理の遅れや不適切な廃棄が生じるリスクが高まります。

さらに、計画が策定されても、実際にどのように対応すべきかを事前に理解している区民や事業者が少なければ、混乱が生じる可能性があるため、区民や事業者に対する災害廃棄物処理に関する啓発が十分に行き届いていない点も課題です。

「千代田区災害廃棄物処理計画」が策定されたことは重要な一歩ですが、その実効性を高めるためには、計画の運用に向けた体制強化、企業との連携、区民や事業者への啓発活動の強化が課題となっています。



区職員による災害派遣現場での様子

第5章 基本方針と目標値

1. 目指す都市像(基本理念)

本区の現状や近年の社会の動きをふまえ、本計画では、地域の特徴を活かしながら、脱炭素化と循環経済(サーキュラーエコノミー)の推進を通じて、環境への負担を減らし、持続可能な都市を目指していきます。循環経済(サーキュラーエコノミー)や3R(リデュース、リユース、リサイクル)を通じて、限りある資源やエネルギーの使用を減らします。

千代田区廃棄物処理基本計画では、第1次計画から、製品の生産、消費、廃棄、処分に至るすべての過程で、区民・事業者・行政の緊密な連携(パートナーシップ)を重視し、地球環境への負荷を抑える「資源循環型都市千代田」を目指してきました。本計画においても、この本質的な理念は継承しつつ、未来の地球環境のために、脱焼却・脱埋立を目指すため、新たに「2050 ゼロ・ウェイスト」の目標を掲げ、区民、事業者、区が連携・協働して、令和32(2050)年度までにゼロ・ウェイスト社会の実現を目指します。

2050 ゼロ・ウェイストちよだ

2. 意義と基本方針

「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」を目指す意義は、地球温暖化、気候変動、そして海洋ごみ問題など、地球規模で解決すべき環境問題に取り組まなければ、私たちの未来が危うくなるという強い危機感にあります。そのため、本区は区民と事業所が手を取り合い、ごみを限りなくゼロに近づけるための行動を率先して進めていきます。

この目標を実現するために、本区は以下に記載の4つの基本方針に基づいた施策を推進していきます。

ゼロ・ウェイストの実現には区の施策だけでなく、区民や事業者の知恵と力も欠かせません。区民からのごみ削減アイデアを募集するコンテストや、事業者との情報交換の場を設けることで、連携・協同を深め、行動変容を促していきます。また、優良事業者の先進事例を活用するなど、区民と事業者が一体となった取り組みを進めます。

さらに、本区には革新的な技術を持つ企業が多く集まっており、DXやAIなどの先端技術を積極的に活用し、これらの企業と連携して率先して技術の実証を行うことで、民間企業のイノベーションを後押しします。さらに、実証の場を提供し、技術開発の環境を整備することで市場を活性化させ、新たな投資

を呼び込み、更なる技術革新を促進します。これにより、持続可能な未来に向けた好循環を生み出します。

以上のように、千代田区全体で知恵と技術を結集し、ごみ量を限りなくゼロに近づける取り組みを進め、持続可能な社会の実現を目指します。

方針1

ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進

令和 32(2050)年度までにゼロ・ウェイストを目指すため、地域全体で「ごみの発生抑制」と「メーカーへの製品開発促進」を軸にした上流対策を推進します。具体的には、事業者や区民と協力し、使い捨てプラスチックや過剰包装の削減、再利用可能な製品の普及を促進し、日常生活や事業活動からのごみ削減を徹底します。また、メーカーには環境負荷低減を目指し、製品の再利用やリサイクル、分別を容易にする設計や、資源循環型の製品開発を促す取り組みを求めています。

さらに、回収された資源の再生利用率を向上させるため、区民への分別方法の啓発や新たなリサイクル技術の導入を支援し、廃棄物の適正処理とリサイクル率の向上を図ります。また、事業所や家庭からの不適正排出の防止と適正なごみ管理の推進にも注力し、ごみ処理コストの見える化等を通じて、区民や事業者の意識向上を図ります。これにより、持続可能なごみの発生抑制を目指す体制を構築していきます。

方針2

資源循環の更なる促進

一度ごみとして排出されたものに対しては、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の原則に基づき、資源の再利用を促進します。本区ではすでに資源循環の取り組みを進めていますが、持続可能な社会の実現に向けて更なる強化が必要です。区民や事業者に対して、リサイクル可能な資源の適切な分別を推進し、リサイクル率の向上を図ります。特に紙類やプラスチック製品など再生資源として利用できるものを積極的に循環させ、資源としての価値を最大化することを目指します。

また、リユース品の交換や再利用の促進も重要であり、フリーマーケットやリユースイベントの開催など、区内で資源循環を実践する機会を提供します。さらに、リサイクルセンターの機能強化やスマートごみ箱などの新技術の導入を通じて、効率的な資源回収とリサイクル体制の整備を進めます。環境配慮型清掃車両の導入といった持続可能な運用体制の構築にも取り組み、適正なごみ管理と資源循環を推進します。

地域全体で資源循環の更なる促進を目指し、ごみが出た後でも可能な限り資源として再利用し、無駄を減らす循環型社会の実現を進めます。

方針3

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

ゼロ・ウェイストに向けた行動を身近に感じてもらえるよう、ごみ削減の重要性や具体的な実践方法を、誰にでもわかりやすく伝え、理解と共感を得ることを目指します。また、区内の事業者や商店街等と連携し、持続可能な製品やサービスの導入、リユース・リサイクルの取り組みを通じて、ごみ削減を一体となって推進します。成功事例の共有やイベントを通じ、各層が率先してゼロ・ウェイストの実現に貢献できるよう、実践的な支援と情報発信を強化し、住民と事業者がともに循環型社会の構築に取り組む風土を醸成していきます。

加えて、地域コミュニティや企業、NPO、大学など幅広い主体と協力し、公共空間での分別ルールの一貫や環境教育・PR 活動の拡充を通じて環境意識の向上を図ります。さらに、区民が日常生活や事業活動において持続可能な行動を実践できるよう、ごみ分別アプリの機能強化や DX を活用した情報提供など、多様な媒体を通じた普及啓発を推進します。これにより、区民が主体的にごみ削減と資源循環に取り組む社会の実現を目指します。

方針4

事業系ごみの更なる削減

これまで本区では家庭系ごみの削減に重点を置いてきましたが、事業系ごみの削減については十分な取り組みがなされていませんでした。区内の事業者から排出されるごみの量は、区内ごみの排出量の約9割を占めており、特に生ごみと紙ごみが多く、全体のごみ量に大きな影響を与えています。オフィスビルや商業施設、飲食店などからのごみ排出が多いことが課題となっているため、今後は事業者に対し、より厳格なごみ削減目標を設定し、分別の徹底とリサイクルの推進を図ります。

区としても、事業者に対する指導や支援体制を強化し、事業系ごみ削減に向けた具体的な施策を展開します。特に、廃棄物の発生を抑制するための啓発活動や情報提供を行い、各事業者が積極的に取り組む体制づくりを支援します。また、リサイクルの促進や環境配慮の観点から、小規模事業者への立ち入り指導や分別の徹底を図り、適正なごみ管理の推進にも注力します。これにより、事業系ごみ削減を区全体の重要課題として位置付け、資源循環型社会の構築に向けた歩みを加速します。

3.目標値

(1)排出量の推計

本計画の目標値を設定するにあたり、第3章で示した人口・世帯数の推移や社会経済情勢の変化等を踏まえ、排出量を推計しました。排出量とは、現在実施している施策を維持した場合における区民・事業者から排出される可能性のあるごみ・資源の発生量の合計です。

令和5(2023)年度までの本区の排出量を基に排出量を推計すると、人口の増加及びコロナ禍からの回復もあり、増加傾向で推移することが考えられます。

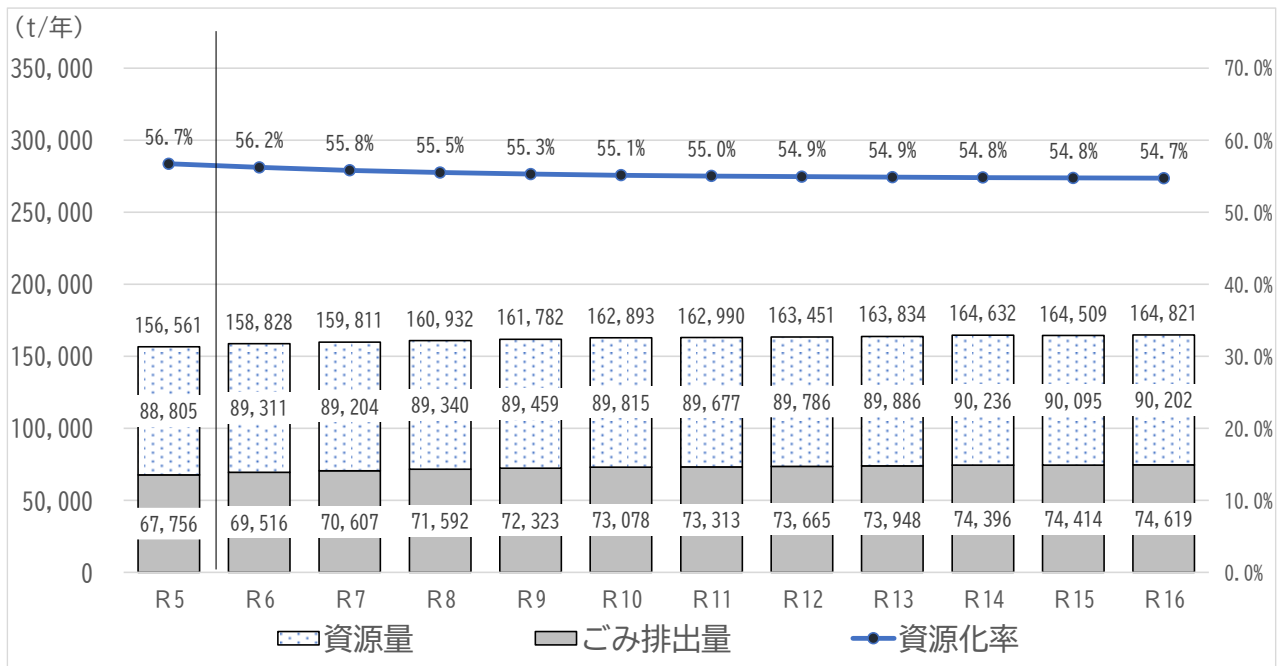


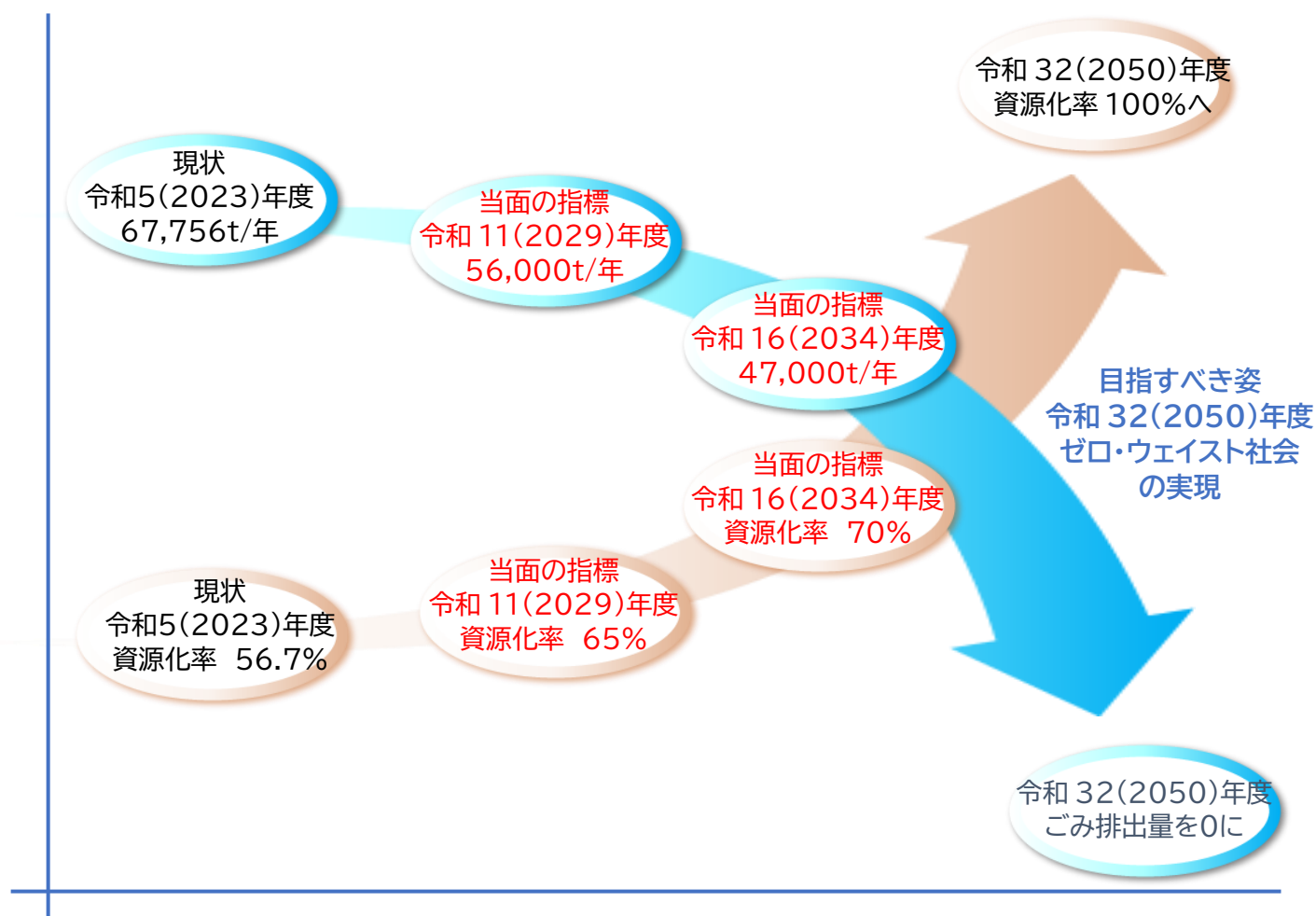
図5-1 将来のごみ・資源の排出量(令和5(2023)年度基準)

(2)目標値

本区では、ごみは資源として活用することに最大限努力し、令和 32(2050)年度までにごみを燃やさない、埋め立てない区(ゼロ・ウェイスト)を目指します。

【ごみ排出量・資源化率】

本計画では今後は、本区の人口は増加することが予測されていますが、令和5(2023)年度に策定した「千代田区食品ロス削減計画」に基づく生ごみ等の削減目標に加え、紙ごみの資源化、使い捨てプラスチック等の発生抑制の取り組み等を進めることにより、ごみ排出量の削減・資源化に努め、当面の指標として、令和 11(2029)年度に排出量 56,000 トン、資源化率 65%、令和 16(2034)年度に排出量 50,000 トン、資源化率 70%を目指し、最終的には令和 32(2050)年度に排出量0トン、資源化率 100%を目指します。



■指標■ 区民1人1日あたりのごみ排出量

家庭系ごみに関しては、人口増加の影響から様々な減量化や資源化を実施しても、排出量は横ばいで推移する見込みです。そこで、各家庭でのごみ削減に対する創意工夫の結果が見えるように、区民1人1日あたりの家庭からのごみ排出量を指標としました。

	基準年度	当面目指すべき 指標 	指標	
	令和5(2023) 年度		令和 11 (2029)年度	令和 16 (2034)年度
区民1人1日あたりのごみ排出量	364g/人・日		330g/人・日	300g/人・日

※家庭系ごみの算出について：区で収集するごみについては、事業者が「有料ごみ処理券」を購入し、貼付したのに関して区が収集・運搬している関係上、区収集ごみには事業系一般廃棄物も入っています。ここでの家庭系ごみ量に関しては、有料ごみ処理券の売上等のデータを用い、家庭系ごみ量のみを推計したものととなります。

～コラム～ 具体的にどれほど削減したらよいのか

1人1日あたりのごみ排出量は、令和11(2029)年度に330g/人・日にするためには、令和5(2023)年度と比較して約34g/人・日の削減が必要です。

具体的にはどれほど削減できるの？



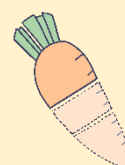
水切りの徹底で
約25g削減！



レジ袋の辞退で
約4g削減！



食品ロスの削減
(たまご1個)
で約50g削減！



食品ロスの削減
(にんじん1/3本)
で約50g削減！

【発生抑制率・資源分別率】

以下の発生抑制率・資源分別率を家庭系・事業系別、品目別に設定し、目標値に向けた取り組みを進めていきます。

	事業系	家庭系																		
生ごみ	【発生抑制】 ・食品ロス削減計画に基づく食品ロスや生ごみの削減 <table> <tr> <th>令和4 (2022)年度</th><th>令和12 (2030)年度 (食ロス計画)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>11,690t</td><td>9,660t</td><td>8,645t</td></tr> </table>	令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	11,690t	9,660t	8,645t	【発生抑制】 ・食品ロス削減計画に基づく食品ロスや生ごみの削減 <table> <tr> <th>令和4 (2022)年度</th><th>令和12 (2030)年度 (食ロス計画)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>520t</td><td>430t</td><td>385t</td></tr> </table>	令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	520t	430t	385t						
令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
11,690t	9,660t	8,645t																		
令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
520t	430t	385t																		
紙ごみ	【資源分別】 ・可燃ごみへの資源となる紙ごみの混入率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>61.0%</td><td>40.0%</td><td>25.0%</td></tr> </table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	61.0%	40.0%	25.0%	【資源分別】 ・可燃ごみへの資源となる紙ごみの混入率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>17.6%</td><td>12.0%</td><td>7.0%</td></tr> </table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	17.6%	12.0%	7.0%						
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
61.0%	40.0%	25.0%																		
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
17.6%	12.0%	7.0%																		
廃プラ	【発生抑制】 ・使い捨てプラ等の削減によるプラスチック排出量の削減率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>-</td><td>基準年度に対し 10.9%削減</td><td>基準年度に対し 20.0%削減</td></tr> </table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減	【発生抑制】 ・使い捨てプラ等の削減によるプラスチック排出量の削減率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>-</td><td>基準年度に対し 10.9%削減</td><td>基準年度に対し 20.0%削減</td></tr> </table> 【資源分別】 ・可燃ごみのプラスチック混入率 <table> <tr> <th>令和5 (2023)年度 (基準年度)</th><th>令和11 (2029)年度 (中間目標)</th><th>令和16 (2034)年度 (計画目標)</th></tr> <tr> <td>10.7%</td><td>6.5%</td><td>3.0%</td></tr> </table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	10.7%	6.5%	3.0%
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減																		
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減																		
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)																		
10.7%	6.5%	3.0%																		

第6章「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」実現に向けて

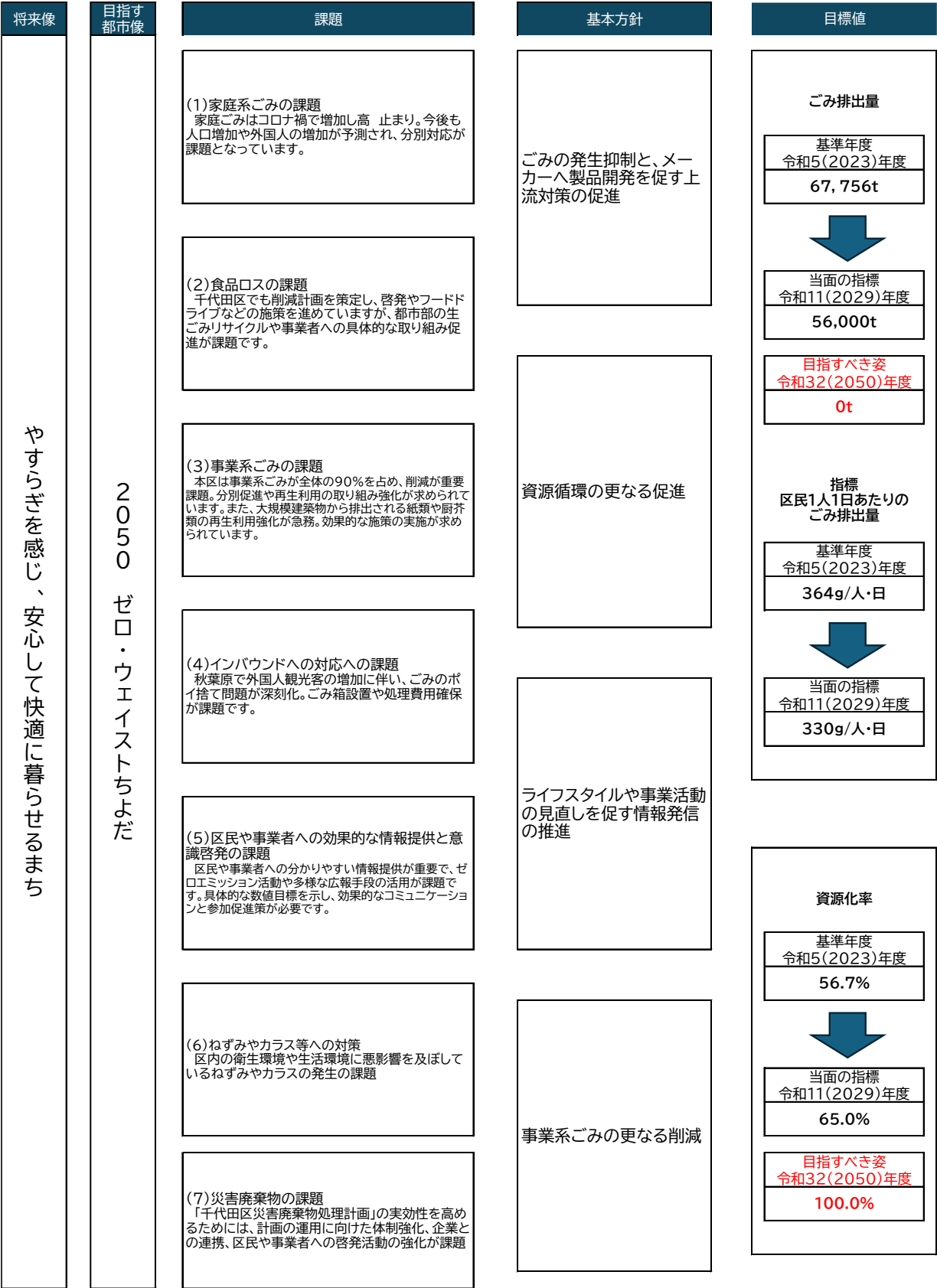
1. 施策体系

「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」を目指す取り組みは、地球温暖化や気候変動、海洋ごみ問題といった地球規模の環境課題の解決に向けて、千代田区が果たすべき重要な役割を担っています。この目標達成のためには、区民や事業所が一体となってごみを限りなくゼロに近づけ、持続可能な社会を築くことが不可欠です。

この取り組みをさらに効果的に推進するために、これまでの基本方針を見直し、新たな基本方針として「ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進」「資源循環の更なる促進」「ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進」「事業系ごみの更なる削減」の4つを掲げました。これらの方針に基づき、区全体での施策を体系化して進めていきます。

基本方針	施策
基本方針1. ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	(1)廃棄物の発生抑制
	(2)リユース・修理の推進
	(3)メーカー等への要請
	(4)不適正排出の管理
	(5)ねずみやカラス等への対策
基本方針2. 資源循環の更なる促進	(1)リサイクルと資源回収の拡充
	(2)施設および機能の充実
	(3)その他の資源循環施策
基本方針3. ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	(1)コミュニティおよび協働の推進
	(2)教育と普及啓発
	(3)情報発信の強化
基本方針4. 事業系ごみの更なる削減	(1)事業系の紙ごみや生ごみの削減
	(2)事業者への対応

施策体系図



施策		取り組み内容
基本方針1. ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進	(1)廃棄物の発生抑制	1-1.消費段階での発生抑制の促進【継続】 1-2.食品ロス削減【継続】 1-3.レジ袋の削減、マイバッグの推進【継続】 1-4.拡大生産者責任の徹底【継続】 1-5.ごみ処理コストの見える化【継続】 1-6.収集手数料有料化の検討【継続】
	(2)リユース・修理の推進	1-7.リユース食器の利用促進【拡充】 1-8.リペアの推進【新規】 1-9.民間団体等との連携【継続】
	(3)メーカー等への要請	1-10.生産・流通販売段階での取り組み【継続】 1-11.商習慣の見直しに向けた検討【新規】 1-12.廃棄物削減による効果の見える化【新規】
	(4)不適正排出の管理	1-13.不適正排出対策【継続】 1-14.ふれあい収集の充実【継続】 1-15.収集時の指導を強化【継続】 1-16.マンション等におけるごみ減量指導の徹底【継続】 1-17.一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言【継続】
	(5)ねずみやカラス等への対策	1-18.ねずみやカラス等への対策の推進【新規】
基本方針2. 資源循環の更なる促進	(1)リサイクルと資源回収の拡充	2-1.粗大ごみの有効活用【継続】 2-2.フリーマーケットの支援【継続】 2-3.プラスチックの循環システム【新規】 2-4.紙類の分別・資源回収【拡充】 2-5.古着の資源回収の拡大【新規】 2-6.蛍光灯の資源回収【拡充】 2-7.マンション等の資源の集団回収の充実【拡充】 2-8.リサイクルセンターのあり方の検討【新規】
	(2)施設および機能の充実	2-9.スマートごみ箱の検討【新規】 2-10.共同での資源回収システムの構築【新規】 2-11.環境配慮型清掃車両の導入促進【継続】
	(3)その他の資源循環施策	2-12.使用済小型家電の回収【継続】 2-13.園芸土の資源回収【継続】 2-14.不燃物からの有害物を分別【継続】 2-15.不燃物からの資源物を分別【継続】 2-16.生ごみ(厨芥類)のリサイクル【新規】 2-17.使用済紙おむつのリサイクル【新規】 2-18.千代田区にふさわしい循環圏の構築【継続】
基本方針3. ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進	(1)コミュニティおよび協働の推進	3-1.地域コミュニティとの協働【継続】 3-2.企業やNPO、大学等との連携と協働【拡充】 3-3.公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり【継続】 3-4.千代田エコシステム(CES)の推進【継続】 3-5.地域や学校の情報交流【継続】 3-6.CCC(千代田・クリーンアップ・クルー)活動【継続】 3-7.ごみ削減に向けて区民アイデアコンテストの開催【新規】
	(2)教育と普及啓発	3-8.環境教育等におけるPR【継続】 3-9.イベント等を通じた環境学習の推進【継続】 3-10.環境学習・環境教育の推進【継続】 3-11.区役所職員に対する意識醸成【新規】 3-12.普及啓発活動の推進【継続】
	(3)情報発信の強化	3-13.ごみ分別アプリ「分けちよ!」の機能拡充【拡充】 3-14.広告型給水スポツステーションによる脱ペットボトル【新規】 3-15.都と連携した資源循環施策【拡充】 3-16.全国食品ロス削減大会の招致【新規】 3-17.メディアを通じた啓発活動の推進【新規】 3-18.広報の充実【拡充】
基本方針4. 事業系ごみの更なる削減	(1)事業系の紙ごみや生ごみの削減	4-1.事業系古紙回収協力事業所制度の検討【新規】 4-2.機密文書処理の支援検討【新規】 4-3.食品廃棄物の発生抑制【新規】 4-4.事業者と連携した食品ロスの削減【新規】 4-5.食べ残しの持ち帰りの推進【新規】 4-6.フードシェアリングの推進【新規】 4-7.食品廃棄物の循環システム【継続】 4-8.事業系生ごみ処理機設置助成の創設【新規】 4-9.千代田区本庁舎食堂での生ごみの削減【新規】 4-10.事業者連携によるごみ削減推進プロジェクトの創設【新規】
	(2)事業者への対応	4-11.事業用大規模建築物の指導強化【継続】 4-12.事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度【継続】 4-13.事業者の規模に応じた施策の展開【継続】 4-14.千代田エコシステム(CES)を活用した商業施設のエコマーク取得促進【新規】 4-15.事業所・商店街における資源化の推進【継続】 4-16.小規模事業者の立ち入り指導【継続】

2.1 ごみの発生抑制と、メーカーへ製品開発を促す上流対策の促進

(1) 廃棄物の発生抑制

1-1. 消費段階での発生抑制の促進 【継続】

すぐにごみになるものを買わない、過剰包装を断るなどの消費段階での発生抑制の取り組みについて、消費者、事業者と協力を求めています。

1-2. 食品ロス削減 【継続】

令和6年3月に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者と事業者双方からの取り組みを進めます。

1-3. レジ袋の削減、マイバッグの推進 【継続】

消費者にマイバッグの持参や簡易包装の啓発を呼びかけ、レジ袋、包装の削減を推進します。また、自主的にレジ袋削減に取り組んでいる事業者に対して協力店として認定し、レジ袋削減の取り組みを紹介していきます。

1-4. 拡大生産者責任の徹底 【継続】

生産者が商品の廃棄処理やリサイクル費用を負担するなどの責任を負う、拡大生産者責任の考え方に基づいた法的整備を行うように、国に求めています。

1-5. ごみ処理コストの見える化 【継続】

ごみの排出による、処理や資源化にかかる経費や二酸化炭素(CO₂)の排出量等が一目でわかるようなライフサイクルフローを作成し、「見える化」することにより、経費等を区民等に意識していただき、区民一人ひとりが適正排出・分別による資源化を徹底することで、更なるごみの減量の促進を図ります。

1-6. 収集手数料有料化の検討 【継続】

ごみ収集手数料の有料化は、区民がごみになる製品を購入しないように意識を変えるきっかけとなり、製品を大切に長く使う発生抑制行動を促進します。また、資源の積極的な回収を推進し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に取り組む人々との間の不公平感を解消する有力な手段でもあります。しかし、特別区では未だ実施しておらず、全体での統一的な導入が求められるため、各区でのタイミングや対応が異なると、混乱を引き起こす恐れがあります。そのため、全区での協議と調整を行い、住民への丁寧な説明や移行準備が必要となります。まずは、集積所での収集から戸別収集への移行を検討し、他自治体の取り組みも参考にしつつ、導入後のごみ削減に向けたシナリオを策定しながら、収集手数料の有料化に向けて検討していきます。

(2)リユース・修理の推進

1-7. リユース食器の利用促進 【拡充】

一度使ったら捨ててしまう紙やプラスチック製食器を利用している店舗等へ使用可能なリユース食器の使用を促すとともに、地域におけるお祭りやその他の各種イベントで発生するごみの削減に向け、区が貸し出しを行っているリユース食器の拡充とともに、イベント参加者への普及啓発効果も考慮した利用促進を図ります。

1-8. リペアの推進 【新規】

今までごみとして廃棄していたものを修理・修繕等すれば再び利用することでごみの排出を抑えるため、修理・修繕取扱店一覧などホームページ等で区民に情報を提供し、リペア(修理)を推進します。

1-9. 民間団体等との連携 【継続】

本区内でごみ関連について活躍している NPO 団体やボランティア団体などとも、さらに連携していきます。

(3)メーカー等への要請

1-10. 生産・流通販売段階での取り組み 【継続】

生産者・流通事業者等に対し、原材料や資源の調達で、回収・再利用しやすいものを採用するサーキュラー型のサプライチェーンや環境に配慮した製品の製造・販売について協力を求めるとともに、簡易包装など生産・流通販売段階でのごみそのものの発生抑制を求めています。

1-11. 商習慣の見直しに向けた検討 【新規】

商習慣の見直しに向け、食品ロスの削減を目指した流通全体の改善を推進します。小売業者、製造業者、卸売業者との連携を強化し、商品流通における納品期限や在庫管理の柔軟化、販売戦略の工夫など、各段階での取り組みを総合的に見直します。さらに、サプライチェーン全体で食品ロスを最小化するための新たなルールや、業界を超えた協力体制の構築も視野に入れ、持続可能な流通の仕組みづくりを検討します。

1-12. 廃棄物削減による効果の見える化 【新規】

事業系ごみの削減には、効果を数値化することが有効であり、例えば食品ロスであれば「手前どり」や「フードドライブ」、オフィスであればペーパーレス化を実施すればどれほどのコスト削減、二酸化炭素(CO₂)削減が見込めるかが見える化し、事業者の3R の取組を促進します。

(4)不適正排出の管理

1-13. 不適正排出対策 【継続】

ごみの分別ルールや地区ごとの排出指定日を守っていない、近隣区からの不法投棄等は、排出者を特定し、職員による調査・指導を徹底します。また、発生抑制の意義や分別し回収された資源の再生利用について、情報発信を行い、分別排出への理解を求め、適正な排出を促進します。

1-14. ふれあい収集の充実 【継続】

高齢者のみ、または障害者のみの世帯などで、集積所にごみを出すことが困難な世帯を対象として行っているふれあい収集について、ごみ収集時の声掛けによる見守りを継続するとともに、高齢者あんしんセンター等の福祉相談との連携により、申込手続きを簡素化し、利用の促進につなげていきます。また、粗大ごみの搬出が困難な高齢者、障害者世帯を対象とする運びだし収集も臨機応変に対応していきます。今後も区民サービスの視点から、ニーズに沿った事業の見直しを行い、拡充するとともに、柔軟かつ臨機応変な対応を行うことで、地域で安心して衛生的な生活ができるように支援します。

1-15. 収集時の指導を強化 【継続】

事業活動に伴って生じるごみは、自己責任で処理することが原則です。区で収集する事業系ごみのうち「千代田区有料ごみ処理券」を貼付していないものや、ごみの容量に見合った金額の処理券が貼付されていないものがあつたときは、排出者を調査して指導し、適正負担の徹底を図ります。また、ごみ処理券に屋号や事業所名の記載を求めるなど検討し、さらに適切な分別が図れるよう取り組みます。

1-16. マンション等におけるごみ減量指導の徹底 【継続】

本区では、区民の約9割以上がマンション等の集合住宅に居住しています。大規模マンション等では管理人が廃棄物の分別をし直すなどの例が多いですが、小規模マンション等では、不適切な廃棄物の排出が見受けられます。マンション等から排出される廃棄物について、今まで以上に分別の徹底を行うために指導強化や資源化の誘導など、マンション単位等で対応していくとともに、状況が改善しないのであれば、罰則等も含めた制度も検討していきます。

1-17. 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言 【継続】

事業所の廃棄物の処理を受託している一般廃棄物収集運搬業者に対して、事業用大規模建築物の立ち入り検査等を通して、再資源化によるごみの削減や適正な運営についての徹底を要請します。

(5)ねずみやカラス等への対策

1-18. ねずみやカラス等への対策の推進 【新規】

区内のねずみ発生を抑制するため、飲食店や商業地域において、地域コミュニティとの協働による衛生環境改善に取り組めます。飲食店や商業施設には、食物残渣を含むごみの適切な密閉保管と収集日直前の排出を指導し、ねずみやカラスの活動源を断つための対策を徹底します。また、地域住民や事業者が参加する定期的な清掃活動を推進し、衛生環境を共に改善する取り組みを促進します。さらに、ねずみやカラスの出没が多いエリアには、廃棄物を荒らされない管理方法の指導や衛生対策に関する情報共有を地域全体で行い、協働による問題解決を図ります。カラス対策としては、散乱ごみの発生を防ぐため、専用のネットや蓋つきのごみ容器の使用を促進し、環境美化と安全なごみ管理の徹底に努めます。

3.2 資源循環の更なる促進

(1)リサイクルと資源回収の拡充

2-1.粗大ごみの有効活用 【継続】

粗大ごみとして排出された家具等の再生利用について、情報の収集・発信などの取り組みをさらに推進していきます。

2-2.フリーマーケットの支援 【継続】

フリーマーケットを主催する団体に対し、区の施設を会場として提供するなどの支援を行うことによって、家庭の不用品の活用を図り、ごみの減量化を推進していきます。

2-3.プラスチックの循環システム 【新規】

プラスチック類の資源回収拡充実施後においても、可燃ごみに資源化可能なプラスチック類が多く含まれています。そのため、今後は分別方法を分かりやすくPRするとともに、更なる分別指導を強化していきます。また、使い捨てプラスチック容器削減のために、リユース容器を使用しチェーン店や同業店で返却することや紙製に変更しチェーン店や同業店には回収ボックスを設置する等の仕組みづくりに向けて取り組みます。

2-4.紙類の分別・資源回収 【拡充】

紙類に関しても、プラスチック類と同様に、資源として回収できる紙類が可燃ごみに混入している割合が多くなっています。可燃ごみに混入している紙類は、雑がみ(シュレッダー紙、包装紙や紙箱など)が多いと思われるが、雑がみがリサイクルできるという情報がまだまだ区民に浸透していないことが伺えます。そこで、雑がみが資源であると認識してもらうため、「雑がみ袋」等を作成し、区民に配布する等、雑がみの分別行動を習慣づける取組みについて検討します。

2-5.古着の資源回収の拡大 【新規】

区のストックヤードにて古着(古布)の拠点回収を行っていますが、現状燃やすごみで排出されていることが多いため、古着の資源回収・リユースをより拡大するため、区民のニーズや現状の拠点回収の実績を踏まえ、回収方法やリユースの仕組みづくりに取り組みます。また、今後、大丸有で毎年秋に実施しているPASSTOの取組との連携を検討します。

2-6. 蛍光管の資源回収 【拡充】

有害物質でもある水銀等が含まれている蛍光管を適正に処理し、かつ資源として活用するため、拠点回収を継続して実施します。今後は、ヒ素等が使用されている LED 電球の回収などについても検討していきます。

2-7. マンション等の資源の集団回収の充実 【拡充】

区では、資源の集団回収の取り組みをしている町会や自治会を支援し、区民による主体的なリサイクル活動を推進してきました。今後、この取り組みがさらに広がっていくよう集団回収を実施していないマンションの管理組合等に対して働きかけをしていきます。また、取り組みや活動状況を PR するとともに、小規模事業所の参加について地域コミュニティづくりの観点から、集団回収システムの見直しを検討していきます。

(2)施設および機能の充実

2-8. リサイクルセンターのあり方の検討 【新規】

現在、区民のごみ減量とリサイクル活動の施設として、「リサイクルセンター鎌倉橋」を開設しています。清掃事業所の機能更新に合わせてこの施設を①中古品・不用品の修理・再生の場としての機能、②再生品の展示・提供の場としての機能、③環境・資源やリサイクルに関する情報提供・学習の場としての機能、④集会・イベント等の地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能と4つの機能に特化し、区の情報発信基地として再整備など、リサイクルセンターのあり方について検討します。

2-9. スマートごみ箱の検討 【新規】

本区には海外からの来街者が多く訪れる秋葉原があります。外国人に対してルールの啓発を行うことはもちろんのことですが、やはりポイ捨ては避けられない状況です。そこで、ごみ箱の設置場所を戦略的に考え、観光客がごみを捨てやすい環境を整えることも必要です。その際は、ごみ箱のオーバーフローを防ぐため、センサーを使ってごみの量を測定し、職員等に通知する仕組みをもったスマートごみ箱の導入を検討します。



スマートごみ箱

2-10. 共同での資源回収システムの構築【新規】

小規模事業者においては、個別では廃棄物の量も少なく、リサイクルするコストが嵩み断念している事業所が多くなっています。そこで、例えば生ごみや段ボール等再資源化できる廃棄物を区がコーディネーターとなり、リサイクル業者・収集業者・商店街等小規模事業者を結ぶシステムの構築を検討します。

2-11. 環境配慮型清掃車両の導入促進【継続】

ごみを収集・運搬し、清掃工場に搬送する過程で大量の二酸化炭素(CO₂)が排出されます。このため、区では清掃車両の一部にハイブリッド清掃車両を導入しています。車両の買い替え等に当たっては、ZEV車を始め、更新時点で最も環境性能に優れた車両の導入を図ります。

(3)その他の資源循環施策

2-12. 使用済小型家電の回収【継続】

小型家電リサイクル法の施行に伴い、今まで不燃ごみとして廃棄されていた小型家電機器等の中から、レアメタル等の金属やプラスチックなどの資源を回収して再生利用を促進します。

2-13. 園芸土の資源回収【継続】

園芸土は、本来自然物であり廃棄物ではないため、収集対象ではありません。しかし、都心の暮らしの中では、処理に困る人が多いのも実状です。土を回収し、また再生利用できるように処理する方法など、仕組みづくりに向けて取り組みます。

2-14. 不燃物からの有害物を分別【継続】

不燃物として排出されているごみの中に、水銀を使用した蛍光管・体温計・電池などが混入されています。特に、水銀については、水俣条約が採択されたこともあり、適切な処理が求められています。これまで有害物質を不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から分別し、再生利用を推進します。

2-15. 不燃物からの資源物を分別【継続】

不燃物として排出されているごみの中に、プラスチック類や小型家電など資源として再生利用できるものが含まれている場合があります。これまで不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から金属やプラスチックなどを分別し、再生利用するよう検討します。

2-16. 生ごみ（厨芥類）のリサイクル 【新規】

燃やすごみの約2割以上を生ごみ(厨芥類)が占めています。現状、区は家庭で処理する生ごみ処理機の購入を助成し、生ごみの削減を推進していますが、都心の生活環境から、堆肥の使い道等も難しいこともあり、今後は堆肥化に限らず、メタンガス化やコムハム菌を使用した消滅化等様々な手法を検討し、実現に向けて取り組んでいきます。

2-17. 使用済紙おむつのリサイクル 【新規】

今後、高齢化に伴い、使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれます。そこで、今後に向けて、環境省の「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン(令和2年3月)」を参考に、資源回収やリサイクルの実施の検討を進めます。

2-18. 千代田区にふさわしい循環圏の構築 【継続】

本区内の「神田古書店街」では古本を、「秋葉原」では中古パソコン、パーツ、スマートフォン、ゲーム、CD 等を取り扱う店も多数あります。さらに、御茶ノ水楽器街においても、中古ギターなどの楽器を取り扱う店が多数あります。本区外から神田神保町や秋葉原、御茶ノ水等を訪れ、不要となった品物を売り、他の来街者が中古品を購入していくことが定着しています。また、区内の大学等では、学生間における不用品リサイクルなどに取り組んでいるところもあります。こうしたリユース文化が根付いている地域特性を活かし、企業や大学等と連携・協働しながら、情報を発信し、地域循環圏の拠点としてアピールしていきます。

4.3 ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

(1)コミュニティおよび協働の推進

3-1. 地域コミュニティとの協働 【継続】

ごみの減量を推進するためには、住民や事業者など、ごみを排出する人たちの理解と協力が不可欠です。町会や自治会、環境ボランティアなど既存のコミュニティだけでなく、様々な機会を利用して行政情報を発信するとともに、住民の意見を清掃行政に反映できるようにすることが必要です。自分たちのまちは、自分たちできれいにするという意識を持って、排出抑制、限りある資源の有効活用、環境美化などの取り組みを推進します。



神田駅周辺商店街の一斉清掃で集まったごみ

3-2. 企業や NPO、大学等との連携と協働 【拡充】

ごみ減量と資源循環の推進のためには、企業や NPO、大学等の様々な主体がそれぞれの強みを活かし、総合的な取り組みを進めていく必要があります。区は、各主体のごみの発生抑制などへの取り組みを紹介する場や機会を設けるとともに、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。そして、企業、NPO、大学等の連携・協働を図り、各主体間の自主的な取り組みをさらに発展させ、一層のごみの減量と資源循環を推進していきます。その一環として、食品ロス削減と脱プラの両立プロジェクトである「mottECO 普及推進コンソーシアム」等の先進的な取組の参加も検討します。

3-3. 公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり 【継続】

海外からの来街者や宿泊客に向けたごみ・資源の排出ルールについて、多言語対応の看板設置やピクトグラムを使用したわかりやすい啓発や情報提供を図っていくなど、まちづくりの観点も踏まえた更なる公共空間の美化活動について検討を進めていきます。

3-4. 千代田エコシステム（CES）の推進 【継続】

「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」の実現や地球温暖化対策推進を目標に区民や事業者等多くの人々と「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を目指し、本区が独自に構築した環境マネジメントシステムである、千代田エコシステム(CES)を CES 推進協議会と連携して、推進していきます。千代田エコシステムでは、ごみの排出量を定期的に把握することで、ごみ削減を促しています。

3-5. 地域や学校の情報交流 【継続】

循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集・支援し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。

3-6. CCC（千代田・クリーンアップ・クルー）活動 【継続】

環境美化の一環として、ごみの収集作業時に集積所とその周りに落ちているごみの清掃活動を行うことにより、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

3-7. ごみ削減に向けて区民アイデアコンテストの開催 【新規】

コンテストでは、区内のごみ発生抑制や資源循環に役立つ独創的で実現可能なアイデアを幅広く募集し、区民の意識を高めながら地域全体でごみ削減を目指します。区民の視点から多様な提案を期待し、優れたアイデアには区長賞などの表彰を行います。また、入賞アイデアは区内で試験導入され、その成果を区の広報誌や SNS で紹介しながら普及を図ります。また、区で実践できない取組に関しては区内のメーカー等に発信もしていきます。

(2)教育と普及啓発

3-8. 環境教育等における PR 【継続】

学校のカリキュラムやオープンキャンパス等において、区の取り組みを紹介し、ごみの発生抑制・再利用・再生利用のあり方について、理解と協力を求めます。

3-9. イベント等を通じた環境学習の推進 【継続】

ちよだ環境フェア、リサイクル施設見学会、環境講座等を開催し、実体験を通して具体的な行動を習得する機会を増やします。

3-10. 環境学習・環境教育の推進 【継続】

子どもへの環境学習・環境教育は、次世代を担う人材育成につながるだけでなく、学んだ成果は家庭への波及効果が見込めます。各学校における総合的学習や食育をはじめ、様々な教科での学習やイベントなどの様々な機会を捉え、子どもたちが学び、自ら環境配慮活動を実践できるよう働きかけていきます。また、実際に清掃職員等が講師として登壇し、よりリアリティーのある講義を行い、清掃やごみ問題の意識向上に努めます。

3-11. 区役所職員に対する意識醸成 【新規】

職員の環境意識を改革し、区民の模範となるため、職場内でのマイボトル使用を奨励し、ペットボトル廃棄の削減を図ります。また、ごみ分別の徹底を通じてリサイクル率向上を目指し、日々の行動が環境保全に直接つながる意識を醸成します。さらに、使い捨てプラスチックの使用削減を進め、持続可能な職場づくりに貢献し、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を意識するきっかけを提供し、区民に対する良いお手本となることを目指します。

3-12. 普及啓発活動の推進 【継続】

環境学習に向けて、年齢層に合わせたより分かりやすい、子ども向けパンフレットを作成するとともに、国や都、業界団体等の作成しているパンフレットなどのツールを有効に活用して、3R や環境に関する普及・啓発を行っていきます。

(3) 情報発信の強化

3-13. ごみ分別アプリ「分けちよ！」の機能拡充 【拡充】

平成 27 年8月からごみ分別アプリ「分けちよ！」を導入しましたが、今後は区からの情報提供の通知や楽しくリサイクルを学べるゲーム、不法投棄などの場所を位置情報とともに区民が区に報告できる「通報機能」の追加等、より機能的なサービスの拡充を検討します。

3-14. 広告型給水スポットステーションによる脱ペットボトル 【新規】

ペットボトルごみの削減のため、マイボトルに給水できる給水スポットステーションの区有施設への設置を推進します。給水スポットステーションには区民の意識改革に効果的な広告を掲載して、区民にマイボトルの持参を促します。給水スポットの流量計に記録された給水量をもとに、削減されたペットボトルごみの量と削減二酸化炭素(CO₂)量を算出し、区民に PR します。

3-15. 都と連携した資源循環施策 【拡充】

区市町村と都がこれまで以上に連携して推進を図るべき資源循環施策に係る具体的な方策について、区市町村と都が共同で検討する「共同検討会」において、引き続き、検討事項毎の取組内容案や今後の展開の方向性を検討していきます。

3-16. 全国食品ロス削減大会の招致 【新規】

全国食品ロス削減大会を招致し、地域全体で食品ロス削減の意識と取り組みを強化します。本大会の招致により、区が食品ロス削減において先進的な役割を果たすことを目指し、区民、事業所、区が一体となって取り組む機会を創出します。

3-17. メディアを通じた啓発活動の推進 【新規】

各種メディアを通じて、ごみ削減と気候変動の関連性を広く伝える啓発活動を強化します。「ごみを減らすことが二酸化炭素(CO2)削減に繋がる」ことをわかりやすく発信し、区民の日常生活においてごみ削減を実践する動機を高めます。さらに、気温上昇や自然災害のリスク軽減も訴え、区民全体の環境意識を向上させます。

3-18. 広報の充実 【拡充】

広報の充実として、区広報やホームページ、ちよだりサイクル情報紙を活用し、本区のごみの現状や分別方法、日常生活や事業活動での取り組みについて、わかりやすく情報を発信します。特に、分別の必要性やその重要性を伝えることで、区民が自発的に取り組めるよう啓発を強化するとともに、『ごみ処理コストの見える化』にも積極的に取り組みます。また、多くの外国人が居住する本区では、『資源とごみの分け方・出し方』冊子の外国語版(英語・フランス語・中国語・韓国語)を引き続き作成し、図解などを用いてわかりやすく工夫することで、分別とごみの減量・資源に関する意識啓発を進めます。

また、区内事業者に対しても、ごみ減量による経済効果や温室効果ガス削減効果等の情報を幅広く周知し、事業者の取り組みが促進する啓発に取り組んでいきます。

5.4 事業系ごみの更なる削減

(1)事業系の紙ごみや生ごみの削減

4-1. 事業系古紙回収協力事業所制度の検討【新規】

現状、焼却されている事業系古紙の着実な資源化を進めるために、既存古紙回収業者や古紙リサイクル事業所等の古紙資源化施設へ確実に古紙が流れる制度の検討を行います。具体的には、古紙受入施設の確保や関係事業者との協議を進めていきます。

4-2. 機密文書処理の支援検討【新規】

多くの事業所ではすでに古紙のリサイクルは実施していますが、一方シュレッター紙のリサイクルがあまり進んでいないことが伺えます。要因として機密文書の処理が要因と考えられ、情報セキュリティや処理費用の観点からシュレッター紙の焼却処理することが多くなっています。そこで、機密文書を機密文書処理のリサイクル業者に依頼するための支援を検討します。

4-3. 食品廃棄物の発生抑制【新規】

飲食店では食べきりメニューの実施、3010 運動、mottECO の普及、食べきり協力店の普及、飲食店や食品小売店等での TABETE などアプリの活用を呼び掛けます。

4-4. 事業者と連携した食品ロスの削減【新規】

現状、生ごみの焼却量が多い事業者へ訪問し、生ごみの削減の要請に取り組んでいきます。また、食品ロス削減の仕組みやアイデアを持つ事業者等と連携し、実証実験などの支援を行うとともに、取り組み内容や削減効果等を発信・共有することで、食品ロスの削減を図っていきます。

4-5. 食べ残しの持ち帰りの推進【新規】

外食やホテル事業者と連携し、食べ残しの持ち帰り(mottECO)の取り組みを推進します。特に中小や個人経営の飲食店にも参加を促すため、告知ツールの提供や FSC 認証紙製の専用持ち帰り容器の共同購入の検討、さらに啓発活動を展開していきます。これらの施策を進めるにあたり、「mottECO 普及推進コンソーシアム」等の先進取組を参考にし、必要に応じて参加や活用を検討します。

4-6. フードシェアリングの推進【新規】

そのままでは廃棄されてしまう食品を提供する事業者と購入希望者とのマッチングを行う ICT(情報通信技術)を活用したフードシェアリングサービスの活用を啓発していきます。

4-7. 食品廃棄物の循環システム【継続】

発生抑制の徹底の上で、排出された食品廃棄物は肥料化、飼料化やバイオマス化によりリサイクル100%を目指します。また、大規模再開発の際、食品廃棄物を活用したバイオマスエネルギー施設の設置の可能性などについても検討していきます。

4-8. 事業系生ごみ処理機設置助成の創設【新規】

事業系ごみの中でも割合が多い食品廃棄物に関して、事業者単独、共同で生ごみ処理機を設置することで生ごみの削減等を図れることから、事業系生ごみ処理機の設置に関しての補助金制度を創設します。

4-9. 千代田区本庁舎食堂での生ごみの削減【新規】

区役所本庁舎の食堂において、生ごみが排出されないような取り組みを要請し、区職員も協力し、他の事業者の模範となる取り組みを推進します。

4-10. 事業者連携によるごみ削減推進プロジェクトの創設【新規】

区と事業者との連携を強化し、ごみ削減推進チームを結成します。情報交換会を定期開催し、先進的な事例や課題を共有するとともに、削減活動を実施します。また、目標設定や削減成果を可視化するデジタル技術の活用を推進し、効果的な取り組みを支援します。さらに、優良事業者の成功事例を広く普及し、他事業者の参加を促します。これにより、事業系ごみ削減を加速させていきます。

(2)事業者への対応

4-11. 事業用大規模建築物の指導強化【継続】

床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者・管理者は、事業系ごみの適正処理及び減量・再利用を促進する義務があります。区は、履行を確実なものとするため、立ち入り検査を計画的に行い、取り組みが不十分なところには指導をしていきます。また、事業用大規模建築物において、設計・建設段階からごみの減量化に配慮した建築物となるよう、再生利用対象物の保管場所の設置について指導を行います。

4-12. 事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度 【継続】

ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、顕著な成果をあげた事業用大規模建築物の所有者等に対して、優良廃棄物管理建築物として表彰をしています。ホームページや事例集等で優良な取り組みを広めていきます。

4-13. 事業者の規模に応じた施策の展開 【継続】

事業系建築物については、床面積の規模に応じたごみの減量や分別・再資源化の取り組みを推進・指導していきます。区、NPO、あるいは新たに推進役を設け、事業者間の連携による資源循環を推進します。

4-14. 千代田エコシステム（CES）を活用した商業施設のエコマーク取得促進 【新規】

商業施設やテナントビルに対して「千代田エコシステム」を活用し、ごみ削減とリサイクルの推進を目的にエコマークの取得を促進します。特に、駅ビルや大型商業施設のデベロッパーと連携し、区の方針に基づいてごみの分別・再生処理を強化し、リニューアル時にはごみ処理システムの導入を奨励します。デベロッパーからの協力を得て、生ごみ削減など持続可能なごみ処理体制を構築し、エコマーク取得を目指します。

4-15. 事業所・商店街における資源化の推進 【継続】

事業所から排出されるごみについて、資源回収を促進するため、民間業者による回収、ちよだエコ・オフィス町内会等の回収ルートへの移行を推進します。特に、食品関連事業者には、食品リサイクル法でリサイクルが義務付けられており、食品ロスの削減及び食品残渣のリサイクルを促進するように働きかけます。

4-16. 小規模事業者の立ち入り指導 【継続】

適正な分別がされていない中小事業所が散見されています。今後、小規模事業所への立ち入り指導について取り組んでいきます。

第7章 適正なごみ処理の推進

1. 収集・運搬計画

計画収集区域は、行政区域全域とします。家庭から排出されるごみの収集・運搬は、ステーション方式を継続しながら直営で進めていきます。また、事業系ごみの収集・運搬は、事業者自らが処理施設に搬入することが原則となりますが、「千代田区有料ごみ処理券」は貼付したものは本区が収集・運搬することとします。ごみの収集・運搬方法を表5-1に示します。

表5-1 ごみの収集方法

分別区分			収集方式（排出場所）				収集回収
			ステーション回収	拠点回収		個別回収	
				集積所	ストックヤード	回収ボックス	
資源	紙類	新聞	○				集積所：週1回
		雑誌	○				
		段ボール	○				
		紙パック	○				
		その他の紙類	○				
	プラスチック		○				
	ペットボトル		○				
	缶		○				
	びん		○				
	廃食用油			○			ストックヤード：常設 ※事業所は利用不可
古布（古着）			○				
可燃ごみ			○				集積所：週2回
不燃ごみ			○				集積所：月2回
粗大ごみ						○	申込みにより随時
小型家電製品					○		回収ボックス：常設
蛍光管等			○				集積所：月2回

(1)分別区分

ごみ及び資源の分別収集は、表5-2に示す分別区分のとおり実施します。

なお、基本計画の進行状況に合わせて、分別区分を変更することがあります。

表5-2 ごみ・資源の分別区分

分別区分			ごみ・資源の種類
資源	紙類	新聞	新聞紙（折込広告・チラシ含む）
		雑誌	雑誌、パンフレット、コピー用紙等
		段ボール	段ボール
		紙パック	500ml以上で内側が白色のもの
		その他の紙類	紙袋、包装紙、菓子箱、ティッシュペーパーの箱等
	プラスチック		プラスチック製容器包装、プラスチック製品
	ペットボトル		ペットボトル
	缶		飲料用、缶詰用、菓子用、ミルク用、お茶用、のり用等
	びん		酢、めんつゆなどのびん、ドリンクびん、調味料のびん
	廃食用油		植物系、動物系
	古布（古着）		古布（衣類）
可燃ごみ			生ごみ、紙くず、紙おむつ、剪定枝、汚れたプラスチック類、ゴム製品、かばん、くつ等
不燃ごみ			金属類・刃物類、陶器、ガラス、小型家庭電化製品、資源で回収できないもの
粗大ごみ			布団、じゅうたん、テーブル、タンス、ストーブ、電子レンジ、ステレオ等
小型家電製品			小型家電製品（パソコンは除く）。
蛍光管等			蛍光管、スプレー缶、電池（乾電池・小型充電式電池）等

(2)排出ルール・分別徹底の指導強化

ごみに混入している資源を円滑に資源化し、ごみを適正に処理するために、広報紙等での普及啓発とともに、ごみの集積所での排出指導を強化し、排出ルールの遵守、ごみ分別の徹底を促進します。分別や排出日が守られない場合には、違反であることを示すシールの貼付と取り残しを行い、ルール違反者への適正排出指導を行います。

(3)効率的な収集運搬体制の整備

清掃工場など中間処理施設がない本区にとっては、中間処理施設が立地する他区の生活環境面への影響を最小限に抑えることが強く求められます。区のごみ収集運搬事業については、清掃車両の通行に伴う他区への影響を最小限にとどめるよう、効率的な収集運搬体制を整備します。

(4)災害時の適正処理の確保

令和5(2023)年3月に策定した「千代田区災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生するごみ等の収集運搬計画を整備し、災害廃棄物の仮置場についても確保していきます。

また、東京都、他自治体、民間事業者等との協力体制を強固にし、災害時の適正処理について連携していきます。



区職員による災害派遣現場での様子

2.中間処理・最終処分計画

清掃一組での共同処理により経済的、効率的かつ安定的な処理・処分を行います。また、資源化に関しては、リサイクル技術、リサイクルルートを構築している民間事業者を活用し、活性化を図ります。

(1)可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理

●共同処理の継続

清掃一組による可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの共同処理を継続し、適正処理を推進します。

●清掃一組への要望

各区が負担する清掃一組の分担金については、各区が排出するごみ量や清掃工場等の処理原価等が反映されることになることから、焼却炉の高効率発電化や搬入時の不適正物検査の徹底を求め、清掃工場等の効率的な運営について働きかけます。

(2)最終処分

中間処理後に発生する焼却残渣、不燃ごみ及び粗大ごみの処理後に発生する不燃性残渣については、引き続き東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場にて埋立処分を行います。しかしながら、現在埋立作業が行われている新海面処分場は23区の最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみの減量や資源化の取組を積極的に推進していく必要があります。

(3)資源物の中間処理

資源物については、効率性や経済性を考慮するとともに、優れた処理技術、安定・確実なリサイクルルートをもった民間事業者を活用し、安定した再生利用を継続します。

(4)適正処理困難物への対応

タイヤや消火器など、清掃工場で処理できないごみについては、メーカーや関連する業界団体への引き取りを要請します。また、今後は技術の進歩による新たな素材や製品の開発などに伴い、従来の処理体制では適正処理が困難な廃棄物への対応が懸念されます。国や東京都、清掃一組の動向などを踏まえながら分別方法の検討を進めます。

3.区の実施体制の整備

(1)清掃事務所機能の検討

千代田清掃事務所は、昭和 57 年に開設されてから約 40 年が経過しており、建物自体の老朽化が進んでいます。また、三崎中継所も昭和 61 年に開設されており、老朽化が進んでいます。施設の更新にあたって、新たに付加する機能等について、総合的に検討していきます。

(2)執行体制の整備

業務の効率化や区民サービス向上の観点を考慮しながら、清掃事業を円滑に進めるため、職員の適正配置及び育成を行っていきます。

第8章 計画の進行管理

1.推進体制

「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」の実現に向け、4つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区が協働に推進していく必要があります。

(1)区民・事業者・区の役割

●区民の役割

- ごみ・資源の発生抑制・再使用に積極的に取り組みます。
- 再生利用を進めるため、ごみ・資源の分別に取り組むとともに、排出の際のルールやマナーを遵守します。
- ごみの減量・資源化を目的とする集団資源回収などの活動へ積極的に参加します。
- 環境に配慮された製品を購入するなど、日常生活の中で環境負荷の低減に努めます。

●事業者の役割

- 拡大生産者責任の考え方に基づき、製品の設計から使用後までのライフサイクル全体に配慮した事業活動に努めます。
- ごみ・資源の発生抑制・再使用に積極的に取り組みます。
- 事業活動に伴うごみについては、事業者自らの責任において適正に処理するとともに、資源化の推進に努めます。

●区の役割

- 区民や事業者に対して、ごみの減量・資源化に関するわかりやすい情報提供や効果的な普及啓発に努めます。
- ごみの減量・資源化が推進される仕組みづくりを進めます。
- 区民や事業者の規範となるよう、率先してごみの減量・資源化の取り組みを実施します。
- 国や東京都に対しての制度改善等に関する働きかけを継続します。

(2)千代田みらいくる会議の活用

区民、事業者の代表等で構成される本会議において、ごみの減量・3R(リデュース、リユース、リサイクル)を一層推進するための新たな取り組みに関して、協議し、提言を行うなど基本計画の推進を図ります。

(3)一般廃棄物減量等推進審議会の活用

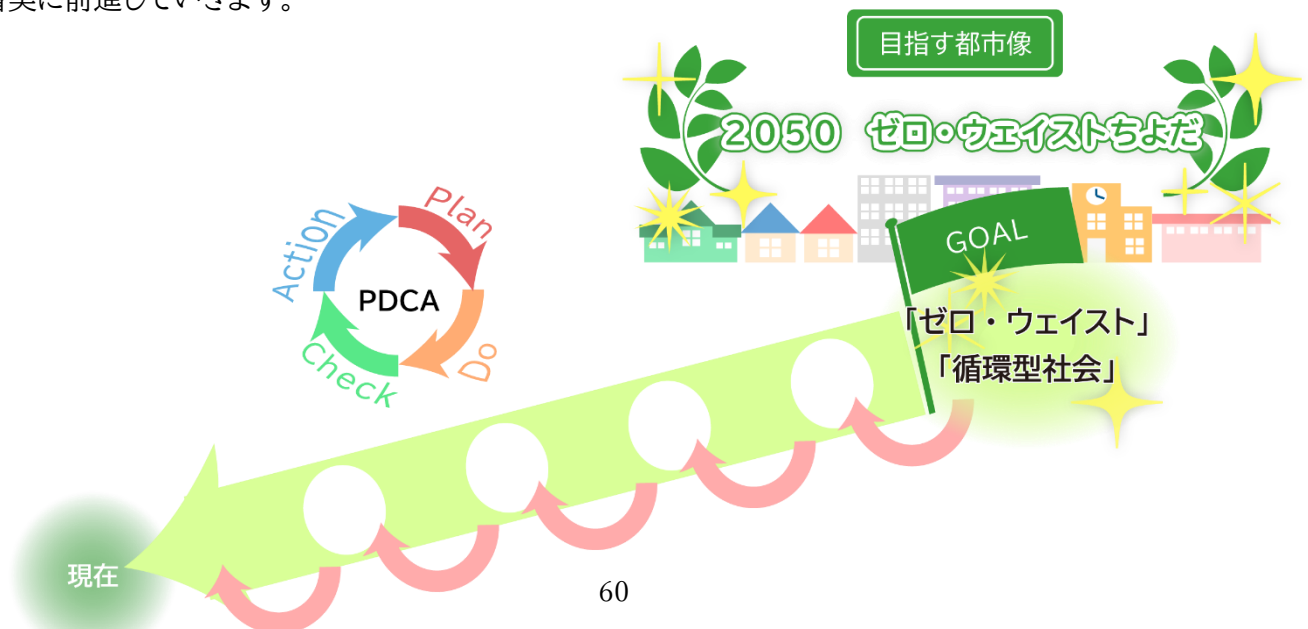
専門家、学識経験者等で構成される本審議会において、専門的な立場から本区の清掃・リサイクルのあり方や基本計画に基づく取り組みの評価等について、審議を行います。

2.計画の進行管理

本区では、持続可能な「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」を実現するため、計画の進行管理においてバックカスティングの手法を活用します。バックカスティングとは、目指すべき理想の未来像をまず明確にし、その実現に向けて現在からどのような具体的なステップを踏むべきかを逆算して計画を策定する手法です。この手法は、SDGs(持続可能な開発目標)においても用いられており、未来の目標から逆算して現在の行動を導き出すアプローチです。

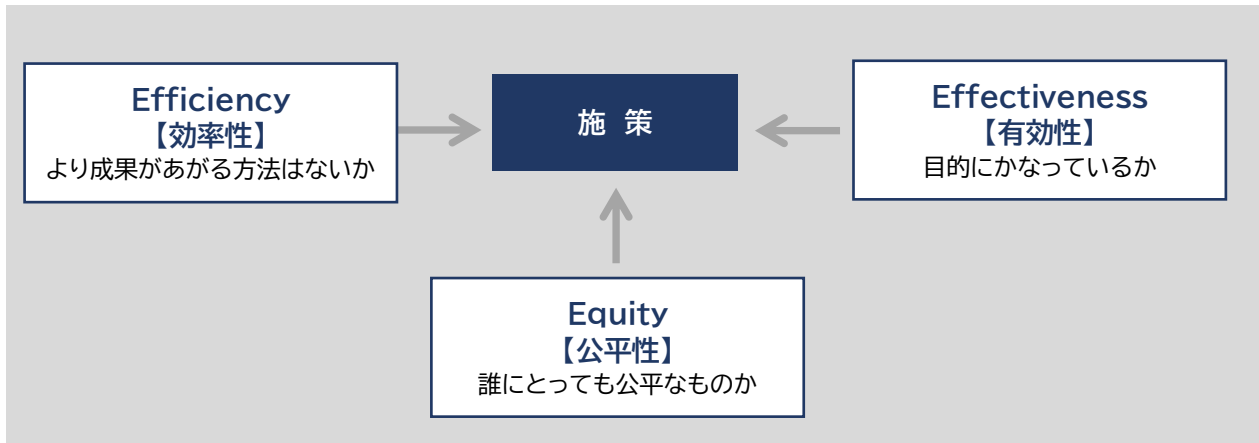
本計画では、ゼロ・ウェイストと資源循環の達成を最終ゴールとして掲げ、その実現に向けて、区民・事業者・行政がどのように協力し、段階的に進めていくかを逆算して考えます。また、PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)を取り入れることで、進捗を定期的に評価し、必要に応じて改善を図る柔軟な進行管理を行います。PDCA サイクルの実施により、計画の実効性を高め、具体的な成果を積み上げていくことが可能となります。

バックカスティングに基づき長期的なビジョンを描きつつ、PDCA サイクルを活用して現実的かつ持続的な進行管理を行い、本区が「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」と資源循環型社会の実現に向けて着実に前進していきます。



また、ごみ削減のための手段については、アウトプット(削減に向けた具体的な活動や施策)の管理に加え、その成果であるアウトカム(削減後の社会的・環境的な影響)も重視した対策を検討します。これにより、単なる教育による意識変容にとどまらず、削減後の持続可能な効果を生む仕組みづくりを目指します。

行政評価においても、アウトプットだけでなく、アウトカムを見据えた施策が重要視されており、特に3E(Efficiency【効率性】、Effectiveness【有効性】、Equity【公平性】)の観点から、効果的かつ公平なごみ削減対策を推進します。



第9章 生活排水処理基本計画

1.現状

本区の下水化率 100%であり、現状し尿汲み取り便槽はありません。

2.取り組み

本区における生活排水は、基本的に公共下水道により処理します。また、区が居住用と認めた建築物から排出された「デスポーザー汚でい」は、清掃一組の施設で処理されます。その他、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚でい」「仮設トイレのし尿」「浄化槽汚でい」については、排出事業者の責任に基づき、民間処理施設において処理されます。

資料編

1.用語集

あ行

一般廃棄物

事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄物。家庭系ごみや事業系一般廃棄物が含まれる。

インバウンド(Inbound)

海外から訪れる外国人観光客のこと。

か行

海洋ごみ

海や河川に流入した廃棄物のこと。特にプラスチックごみが問題視されており、微細化したマイクロプラスチックが生態系に悪影響を及ぼす。

拡大生産者責任(EPR:Extended Producer Responsibility)

製品の生産者が、その製品のライフサイクル全体において、廃棄後の処理やリサイクルに責任を持つ考え方。環境負荷低減を目的とする。

カーボンニュートラル(Carbon Neutral)

二酸化炭素(CO₂)の排出を削減し、森林吸収や技術による除去を行うことで、排出量を実質ゼロにする取り組み。

気候変動

温室効果ガスの増加による地球規模の気候変化。異常気象の頻発や海面上昇などの影響をもたらす。

小型家電リサイクル法

使用済みの携帯電話、パソコン、デジタルカメラなどの小型家電を回収し、レアメタルやプラスチックを再利用するための法律。

ごみの発生抑制(リデュース、Reduce)

廃棄物の発生を未然に防ぐ取り組み。過剰包装の削減や再利用可能な製品の使用促進が含まれる。

コムハム菌

有機廃棄物の分解や発酵に関与する微生物。特定の条件下で食品廃棄物を効率的に分解し、資源化に貢献する。

さ行

災害廃棄物

地震や台風などの自然災害によって発生する大量の廃棄物のこと。

最終処分場

焼却残渣や埋め立てが必要な廃棄物を処分する施設。一般的に「管理型」「安定型」「遮断型」に分類され、環境保全対策が求められる。

サステナビリティ(Sustainability)

社会、経済、環境が持続可能であることを目指す概念。資源の有効利用や環境保護を含む。

サプライチェーン(Supply Chain)

製品やサービスが消費者に届くまでの一連の流れ。原材料の調達、生産、流通、販売、廃棄に至るまでのプロセスを指す。

サーキュラーエコノミー(Circular Economy)

資源を使い捨てず、繰り返し活用しながら経済活動を行う仕組み。廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進が含まれる。

3010 運動

宴会などでの食べ残し削減を目的とした活動。開始後 30 分間は食事に集中し、終了 10 分前には再び食事に意識を向けることで食品ロスを削減する。

循環型社会

廃棄物を最小限に抑え、資源を繰り返し利用する社会のこと。

賞味期限・消費期限

食品の安全性と品質を保証する期限。賞味期限は「美味しく食べられる期限」、消費期限は「安全に食べられる期限」を指す。

食品リサイクル法

事業者が食品廃棄物の発生抑制、リサイクルを進めるために定められた法律。

食品ロス

まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品のこと。食品製造、流通、消費の各段階で発生する。

ストックヤード

廃棄物や資源物を一時的に保管する場所。災害時のがれき置き場や、リサイクル資源の集積場として利用されることがある。

ステーション方式

地域ごとに決められたごみ集積所に住民が廃棄物を持ち寄る収集方式。各家庭の戸別収集と対比される方法で、分別や管理の徹底が求められる。

ZEV 車 (Zero Emission Vehicle)

走行時に二酸化炭素(CO₂)を排出しない自動車の総称。電気自動車(EV)や燃料電池車(FCV)などが含まれる。

た行

多言語対応

異なる言語を使用する人々に向けて、情報提供や案内を行うこと。

脱プラスチック

使い捨てプラスチック製品の使用を削減し、再生可能資源を活用する取り組み。

DX 化

デジタルトランスフォーメーションの進行を指し、特に行政や企業がデジタル技術を活用して効率化を進めること。

デジタルトランスフォーメーション(DX)

IT 技術を活用し、業務の効率化や新たな価値を創出すること。

な行

中食(なかしょく)

調理済みの食品を購入し、家庭や職場などで食べる食事形態。外食と自炊の中間に位置し、コンビニ弁当や総菜などが該当する。

二酸化炭素排出量実質ゼロ

排出される二酸化炭素(CO₂)を、森林の吸収や炭素回収技術(CCUS)などを活用して相殺し、実質ゼロにすること。

ねずみ問題

飲食店や住宅地などで発生するねずみの増加による衛生問題。

は行

廃棄物処理法(廃掃法)

廃棄物の適正な処理と清掃に関する基本的な法律。

バイオガス

有機廃棄物を微生物の働きで発酵・分解させる過程で発生するガス。主成分はメタン(CH_4)であり、再生可能エネルギーとして発電や燃料に利用される。

バイオマスプラスチック

植物由来の再生可能資源を原料とするプラスチック。化石資源由来のプラスチックと比較して CO_2 排出量が少ない。

プラスチック資源循環促進法(プラ新法)

プラスチックの削減・再利用・リサイクルを促進するための法律。

フードドライブ

家庭などで余った食品を回収し、必要としている人に届ける活動。

分別収集

廃棄物を種類ごとに分けて収集すること。

ま行

マイクロプラスチック

直径 5mm 以下の微細なプラスチックごみ。海洋環境への影響が懸念されている。

マンションごみ問題

集合住宅において発生するごみの分別不徹底や不法投棄の問題。

や行

有料化制度(ごみ処理手数料)

ごみの排出量に応じて処理手数料を課す制度。

容器包装リサイクル法

事業者に対して、ペットボトルや紙容器などの回収・リサイクルを義務付ける法律。

ら行

リサイクル(Recycle)

廃棄物を資源として再利用すること。

リデュース(Reduce)

廃棄物の発生を抑えること。

リペア(Repair)

使用済み製品を修理して再利用すること。リユースの一環として、廃棄物削減に貢献する。

リユース(Reuse)

廃棄物にせず、繰り返し使用すること。

2.審議経過

第 8 期 千代田区一般廃棄物減量等推進審議会審議経過

区分	開催年月	主な議題
第 1 回	令和5年 12 月26日	1 委員委嘱 2 座長・副座長選出 3 千代田区のごみの現状について 4 千代田区の清掃事業について 5 食品ロス削減推進計画について
第2回	令和6年2月7日	1 千代田区のごみの現状についてⅡ(家庭系ごみ組成分析) 2 第 4 次千代田区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況 3 千代田区一般廃棄物処理基本計画の課題について 4 審議事項の検討 5 食品ロス削減推進計画(案)について 6 令和 6 年度 予算概要
第3回	令和6年3月 19 日	審議① 1 ごみの発生抑制 2 食品ロス削減推進計画にかかるパブリックコメントの結果
第4回	令和6年6月 10 日	審議② 1 事業系ごみの削減
第5回	令和6年8月 2 日	審議③ 1 資源循環型社会の形成・推進 2 環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実 3 第8期千代田みらいくる会議から報告
第6回	令和6年9月 6 日	審議④ 1 答申(案)の検討 2 計画(素案)の検討
第7回	令和6年11月 1 日	審議⑤ 1 答申(案)の確認 2 計画(素案)の確認

3. 第8期千代田区一般廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職
い で る み 井出 留美	食品ロス問題ジャーナリスト 株式会社 office3.11 代表取締役
う め は ら ゆ み こ 梅原 由美子	環境経営コンサルタント Value Frontier 株式会社 代表取締役
お ぎ そ た だ し 小木曽 正	麴町清掃協力会会長 富士見一丁目町会会長
○ か ね と う ま さ な お ○ 金藤 正直	法政大学 人間環境学部 教授
◎ さ き た ゆ う こ ◎ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
ひ ら の け い い ち 平野 恵一	神田清掃協力会 鍛冶町二丁目町会会長
ふ じ い せ い い ち ろ う 藤井 誠一郎	立教大学 コミュニティ福祉学部 准教授
ま つ だ ひ で あ き 松田 秀明	日本ホテル株式会社 ホテルメトロポリタンエドモント 取締役 総支配人

◎座長 ○副座長

4. 第8期千代田みらいくる会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職
いはら ひろえ 井原 弘恵	さくら美守り隊
おぎ そ ただし 小木曽 正	翹町清掃協力会
かねとう まさなお ◎ 金藤 正直	法政大学人間環境学部 教授
きくた あきひこ 菊田 哲彦	(株)リーテム 取締役
すぎもと あきこ ○杉本 昭子	千代田区婦人団体協議会(翹町地区)
たかはし とおる 高橋 徹	千代田区リサイクル事業協同組合理事、事務局長
たきざわ やすおみ 滝澤 靖臣	(一社)千代田エコシステム推進協議会(CES) 正会員、監査員、環境リーダー
たけうち かずや 竹内 和也	(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 エコツツェリア協会 専務理事
やました けん 山下 健	(～令和5年4月13日) 山崎製パン(株) 総務本部 管財部 管財課長
つじ ちえ 辻 知江	(令和5年4月14日～) 山崎製パン(株) 総務本部 管財部 管財課長
つちだ たけし 土田 岳史	ちよだエコ・オフィス町内会 株式会社新井商店
とみた ひとし 富田 斉	(一社)プラスチック循環利用協会 総務広報部 広報学習支援部長
ほ ぼ くに お 穂保 国雄	千代田区商店街連合会 (副会長)
まつい たみこ 松井 民子	千代田区婦人団体協議会(神田地区)
まつざわ まさこ 松澤 正子	千代田区東神田三丁目町会婦人部顧問
よねかわ りょうたろう 米川 亮太郎	(株)セブンーイレブン・ジャパン 総務部エコロジーサポートマネジャー

◎委員長 ○副委員長

5. 千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例(抄)

平成11年12月9日条例第30号

(区民参加)

第7条 区長は、再利用等による一般廃棄物の減量及び処理について、区民等の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、区民及び事業者との共同による一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議(以下「区民会議」という。)を置く。

3 区民会議の構成、運営等必要な事項は、千代田区規則(以下「規則」という。)で定める。

(千代田区一般廃棄物減量等推進審議会)

第8条 区長は、一般廃棄物の適正な処理及び再利用を促進し、清掃事業の効率的な運営を図るため、区長の附属機関として千代田区一般廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の目的を達成するため、区長の諮問に応じ次の事項を調査審議する。

(1) 一般廃棄物の処理の基本的方針に関すること。

(2) その他重要な事項に関すること。

3 審議会の構成、運営等必要な事項は規則で定める。

6. 第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画達成状況

1 ごみの発生抑制		
(1) 生産・流通販売段階での発生抑制の促進		
	施策	現状の取り組み内容
	拡大生産者責任の徹底【継続】 生産者が商品の廃棄処理やリサイクル費用を負担するなどの責任を負う、拡大生産者責任の考え方に基づいた法的整備を行うように、国に求めています。	・令和5年度 (社) 全国都市清掃会議を通じて EPR (生産者責任) 法等の制定を国等に要望
	生産・流通販売段階での取り組み【継続】 生産者・流通事業者等に対し、環境に配慮した製品の製造・販売について協力を求めるとともに、簡易包装など生産・流通販売段階でのごみそのものの発生抑制を求めています。	・事業用大規模建築物の排出指導の実施 ・廃棄物管理責任者講習の実施
(2) 千代田区型ライフスタイルの提案		
	施策	現状の取り組み内容
	消費段階での発生抑制の促進【継続】 すぐにごみになるものを買わない、過剰包装を断るなどの消費段階での発生抑制の取り組みについて、消費者、事業者と協力を求めています。また、昼食時に環境に配慮した行動を促す「ちよだランチエコキャンペーン」などと連携し、個人の環境活動を広げていきます。	・区 HP での有料レジ袋削減キャンペーンの実施 (令和2年度～) ・パンフでの発生抑制 PR の促進
	リユース食器の利用促進【拡充】 一度使ったら捨ててしまう紙やプラスチック製食器を利用している店舗等へ使用可能なリユース食器の使用を促すとともに、地域におけるお祭りなどの各種イベントに対して、区が貸し出しを行っているリユース食器を拡充し、利用促進を図ります。	・リユース食器(皿、カップ、どんぶり、はし)の無料貸出の実施 (貸出件数：H29・94件、H30・90件、R1・94件、R2・0件、R3・0件、R4・4件)
	食品ロス削減【新規】 食品ロス削減には、必要な量だけ食材を調達し、調理くずをできるだけ少なくする調理をして、食材や食べ残し、食品の廃棄を減らすことや、食品等のスーパー等で、消費期限・賞味期限をみて古いものから購入・消費していくことや、食品廃棄物を出さないために事業者の工夫など、消費者と事業者双方からの取り組みを進めます。	・令和6年3月 食品ロス削減推進計画策定予定 →食品ロス削減目標値の設定 2030年度までに2000年度比で食品ロス半減 ・令和3年度よりフードドライブ試行実施 令和5年9月 本格実施・常設化(15拠点)
	レジ袋の削減、マイバッグの推進【新規】 消費者にマイバッグの持参や簡易包装の啓発を呼びかけ、レジ袋、包装の削減を推進します。また、自主的にレジ袋削減に取り組んでいる事業者に対して協力店として認定し、レジ袋削減の取り組みを紹介していきます。	・レジ袋有料化(令和2年7月～)に伴う削減キャンペーン ・マイバック推進啓発物品の配布 (H30・エコバッグ300個、H31エコバッグ300個、R4・エコふろしき1,000枚) ・R2 4月 エコバッグ4,000個の配布(CES)
	千代田エコシステム(CES)の推進【継続】 「環境負荷の少ない資源循環型都市・千代田」の実現や地球温暖化対策推進を目標に区民や事業者等多くの人々と「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を目指し、千代田区が独自に構築した環境マネジメントシステム千代田エコシステム(CES)をCES推進協議会と連携して、推進していきます。	・千代田エコシステム(CES)の推進 (クラスⅢ事業所数：H29・86、H30・83、R1・84、R2・83、R3・85、R4・7) ※R4から算定方法変更 ※クラスⅢ：事業所、学校、病院等が対象で、「環境法規制の順守」の管理や目標値を設定し、活動してその結果を報告書にまとめ、推進協議会の監査を受ける仕組み
(3) 不用品の有効活用の促進		
	施策	現状の取り組み内容
	粗大ごみの有効活用【継続】 粗大ごみとして排出された家具等の再生利用について、情報の収集・発信などの取り組みをさらに推進していきます	・再生自転車販売実績 (H29・58台、H30・55台、R1・57台、R2・30台、R3・30台、R4・39台) ・令和5年度 金属系粗大ごみの資源化実証実験 ・令和6年度 本格実施

	フリーマーケットの支援【継続】 フリーマーケットを主催する団体に対し、区の施設を会場として提供するなどの支援を行うことによって、家庭の不用品の活用を図り、ごみの減量化を推進していきます。	・自主団体主催のフリーマーケット支援 (H29・2件、H30・2件、R1・2件、R2・0件、R3・0件、R4・0件)
	リサイクルセンターの活性化【拡充】 不用品の再生・展示・販売を行っているリサイクルセンター鎌倉橋を、開設を予定している（仮称）ちよだエコセンター内にリサイクルショップとして設置していきます。リサイクルショップでは、再生家具、リサイクル自転車の販売を行うとともに、リペアコーナーの設置や環境学習の機能を取り入れることも検討していきます。	・令和元年5月 ちよだエコセンター基本構想策定
	民間団体等との連携【継続】 「かえるステーション」（子どもたちがいらなくなったおもちゃを持ち寄り、とりかえっこする場）をはじめとする不用品の有効活用に取り組んでいる NPO などとも、さらに連携していきます。	・ちよだアートスクエア（旧アーツ千代田 3331）において、おもちゃを持ち寄り、取りかえっこする「かえっこバザール」を開催 ・環境問題に携わる活動団体が集う「番町の森」フェスティバルに令和4年度より参加し、ごみ減量・リサイクルの意識啓発活動を実施
（４）環境配慮型清掃車両の導入促進 【継続】		
	施策	現状の取り組み内容
	ごみを収集・運搬し、清掃工場に搬送する過程で大量のCO₂が排出されます。このため、区では清掃車両の一部にハイブリッド清掃車両を導入しています。車両の買い替え等に当たっては、ハイブリッドを始め、更新時点で最も環境性能に優れた車両の導入を図ります。	・ハイブリッド清掃車の導入 →平成29年度よりリース車1台導入 ・ZEV ごみ収集車（燃料電池ごみ収集車）導入に向けた検討（6年度試験導入）
（５）家庭ごみの減量化の促進		
	施策	現状の取り組み内容
	収集手数料有料化の検討【継続】 ごみ収集手数料の有料化は、ごみになるものなるべく買わないようにする、製品を長く大切に使うなどの発生抑制行動を促す、資源を積極的に回収に出すインセンティブとなるとともに、3Rに取り組む人と取り組まない人との不公平感を解消する有力な手法です。家庭から出される可燃・不燃ごみの減量化を促進するため、集積所収集から戸別収集への移行を図るとともに、収集手数料有料化と資源回収への誘導策など他自治体の情報を収集しながら、導入後のごみの削減に向けたシナリオを描き、収集手数料の有料化に向けて検討していきます。	・有料化・戸別収集による効果等については、令和2年度特別区長会調査研究における「特別区におけるごみ減量に向けた取り組みの推進と今後の清掃事業のあり方」での調査・研究結果など、有料化・戸別収集にかかる課題について情報収集
	ごみ処理コストの見える化【新規】 ごみ処理や資源化にかかる経費を「見える化」し、その経費を区民等に意識していただき、区民一人ひとりが適正排出・分別による資源化を徹底することで、さらなるごみの減量の促進を図ります。	・令和6年度広報ちよだ特集記事掲載に向けて検討
	マンション等におけるごみ減量指導の徹底【新規】 千代田区では、区民の約8割以上がマンション等の集合住宅に居住しています。大規模マンション等では管理人が廃棄物の分別をし直すなどの例が多いですが、小規模マンション等では、不適切な廃棄物の排出が見受けられます。マンション等から排出される廃棄物について、今まで以上に分別の徹底を行うために指導強化や資源化の誘導など、マンション単位等に対応していきます。	・マンション等におけるごみ減量指導の徹底：保管場所設置届時に聞き取り調査及び排出指導の徹底 ・マンション管理人・作業員に対するほりばた塾の実施 (H29・6回、H30・5回、R1・6回、R2・3回、R3・4回、R4・4回) ※ほりばた塾：千代田区生涯学習出前講座

	マンション等の資源の集団回収の充実 【拡充】【重点施策】 区では、資源の集団回収の取り組みをしている町会や自治会を支援し、区民による主体的なリサイクル活動を推進してきました。今後、この取り組みがさらに広がっていくよう集団回収を実施していないマンションの管理組合等に対して働きかけをしていきます。また、取り組みや活動状況をPRするとともに、小規模事業所の参加について地域コミュニティづくりの観点から、集団回収システムの見直しを検討していきます。	・有価物集団回収の支援の実施 ・集団回収参加団体数 (H29・110 団体、H30・116 団体、R1・121 団体、R2・126 団体、R3・133 団体、R4・139 団体) ・有価物回収量 (H29・999,099 kg、H30・989,507 kg、R1・993,714 kg、R2・1,019,269 kg、R3・1,094,819 kg、R4・1,212,969 kg) ・活動助成金支給実績 (H29・11,355,886 円、H30・11,598,846 円、R1・11,872,932 円、R2・12,293,984 円、R3・12,933,942 円、R4・13,956,642 円)
--	--	---

2 事業系ごみの削減		
(1) 事業用大規模建築物 等における発生抑制の促進		
	施策	現状の取り組み内容
	事業用大規模建築物の指導強化 【継続】【重点施策】 床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者・管理者は、事業系ごみの適正処理及び減量・再利用を促進する義務があります。区は、履行を確実なものとするため、立ち入り検査を計画的に行い、取り組みが不十分なところには指導をしていきます。また、事業用大規模建築物において、設計・建設段階からごみの減量化に配慮した建築物となるよう、再生利用対象物の保管場所の設置について指導を行います。	・対象建築物数 (H29・1,970、H30・2,003、R1・2,007、R2・2,033、R3・1,875、R4・2,002) ・立入検査の実施 (H29・203 件、H30・175 件、R1・145、R2・94 件、R3・46 件、R4・115 件) ・令和 5 年度 実施体制の見直しによる立ち入りの強化 立ち入り見込み件数 377 件
	事業者の規模に応じた施策の展開 【継続】 事業系建築物については、床面積の規模に応じたごみの減量や分別・再資源化の取り組みを推進・指導していきます。区、NP0、あるいは新たに推進役を設け、事業者間の連携による資源循環を推進します。	・建築物の規模と廃棄物管理責任者の体制に応じた指導の展開
	事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度 【継続】 ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、顕著な成果をあげた事業用大規模建築物の所有者等に対して、優良廃棄物管理建築物として表彰をしています。ホームページや事例集等で優良な取り組みを広めていきます。	・優良廃棄物管理建築物 (H29・4 件、H30・5 件、R1・3 件、R2・0 件、R3・0 件、R4・0 件)
(2) 区が収集する事業系ごみの適正化		
	施策	現状の取り組み内容
	収集時の指導を強化 【継続】 事業活動に伴って生じるごみは、自己責任で処理することが原則です。区で収集する事業系ごみのうち「千代田区有料ごみ処理券」を貼付していないものや、ごみの容量に見合った金額の処理券が貼付されていないものがあつたときは、排出者を調査して指導し、適正負担の徹底を図ります。また、ごみ処理券に屋号や事業所名の記載を求めるなど検討し、さらに適切な分別が図れるよう取り組みます。	・収集時の排出指導の強化 ・保健所と連携した飲食店への指導の実施 ・排出指導件数 (R3・1,679 件、R4・1,991 件)
	事業所・商店街における資源化の推進 【継続】 事業所から排出されるごみについて、資源回収を促進するため、民間業者による回収、ちよだエコ・オフィス町内会等の回収ルートへの移行を推進します。特に、食品関連事業者には、食品リサイクル法でリサイクルが義務付けられており、食品ロスの削減及び食品残さのリサイクルを促進するように働きかけます。	・「ちよだエコ・オフィス町内会」参加事業所数 (H29・607 件、H30・636 件、R1・649 件、R2・657 件、R3・672 件、R4・710 件) ・令和 5 年度 フードシェアリングサービス導入の検討 令和 6 年度 導入予定 ※ちよだエコ・オフィス町内会 ：区内の中小事業者を対象に、環境 NP0 オフィス町内会と協力し、ボックス回収方式によるオフィス古紙の共同リサイクルの仕組み

(3) 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言 【継続】		
	施策	現状の取り組み内容
	事業所の廃棄物の処理を受託している一般廃棄物収集運搬業者に対して、事業用大規模建築物の立ち入り検査等を通して、再資源化によるごみの削減や適正な運営についての徹底を要請します。	・事業用大規模建築物の立入検査とあわせて実施
(4) 食品廃棄物の循環システム 【新規】		
	施策	現状の取り組み内容
	事業所の食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を堆肥化や飼料化等による循環システムの構築に向け、助言できるよう検討していきます。また、大規模再開発の際、食品廃棄物を活用したバイオマスエネルギー施設の設置の可能性などについても検討していきます。	・区立学校における学校給食残さのリサイクル ・給食での年間生ごみ発生量 (H29・94,270 kg、H30・89,706 kg、R1・93,513 kg、R2・93,641 kg、R3・113,336 kg、R4・111,028 kg) ・食品ロス削減計画策定においてコンポストのあり方を検討
(5) 小規模事業所への立ち入り指導 【新規】		
	施策	現状の取り組み内容
	適正な分別がされていない中小事業所が散見されています。今後、小規模事業所への立ち入り指導について取り組んでいきます。	・職員が排出者と直接対話することにより、排出者に廃棄物に対する理解と協力を求めることを目的とした「ふれあい指導」を実施 Ex. 資源・ごみ集積所の改善指導、不法投棄対策等
(6) 行政によるコーディネート 【新規】		
	施策	現状の取り組み内容
	中小事業所のごみ発生抑制・資源循環システムの構築に向けて、情報提供や事業者間などとの連携を図るため、区のコーディネーターの役割について検討していきます。	・「ちよだエコ・オフィス町内会」のサポート ・「ちよだエコ・オフィス町内会」参加事業所数 (H29・607件、H30・636件、R1・649件、R2・657件、R3・672件、R4・710件)

3 資源循環型社会の形成・推進		
(1) 紙類及びプラスチック類の分別指導の強化 【拡充】		
	施策	現状の取り組み内容
	紙類とプラスチック類の資源回収拡充実施後においても、可燃ごみに資源化可能な紙類・プラスチック類が多く含まれています。そのため、今後は分別方法を分かりやすくPRするとともに、さらなる分別指導を強化していきます。	・資源とごみの分け方・出し方パンフ（隔年・区内全戸配布〈約39,000世帯〉）、ごみ分別アプリ「分けちよ！」（平成27年8月配信）を通じた情報提供の強化
(2) その他の資源回収		
	施策	現状の取り組み内容
	蛍光灯の資源回収【拡充】 有害物質でもある水銀等が含まれている蛍光灯を適正に処理し、かつ資源として活用するため、拠点回収を継続して実施します。今後は、ヒ素等が使用されているLED電球の回収などについても検討していきます。	・令和元年度より蛍光灯を燃やさないごみとは別に収集して、資源化処理を実施 (R1・13,573 kg、R2・15,493 kg、R3・12,289 kg、R4・11,438 kg)
	使用済小型家電の回収【継続】 小型家電リサイクル法の施行に伴い、今まで不燃ごみとして廃棄されていた小型家電機器等の中から、レアメタル等の金属やプラスチックなどの資源を回収して再生利用を促進します。	・使用済小型家電の回収（平成25年8月～）を引き続き実施 (H29・2,339 kg、H30・2,602 kg、R1・2,257 kg、R2・2,515 kg、R3・2,977 kg、R4・2,656 kg) ※使用済小型家電の例；ゲーム機、カメラ、ドライヤー、電卓、携帯電話 等

	園芸土の資源回収【継続】 園芸土は、本来自然物であり廃棄物ではないため、収集対象ではありません。しかし、都心の暮らしの中では、処理に困る人が多いのも実状です。土を回収し、また再生利用できるように処理する方法など、仕組みづくりに向けて取り組みます。	・園芸土の資源回収を試行実施（平成 28 年度～）
	不燃物からの有害物を分別【新規】 不燃物として排出されているごみの中に、水銀を使用した蛍光灯・体温計・電池などが混入されています。特に、水銀については、水俣条約が採択されたこともあり、適切な処理が求められています。これまで有害物質を不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から分別し、再生利用を推進します。	・令和元年度より電池、水銀体温計等を燃やさないごみとは別に収集して、資源化処理を実施 ※実績は蛍光灯に含まれる。
	不燃物からの資源物を分別【継続】 不燃物として排出されているごみの中に、プラスチック類や小型家電など資源として再生利用できるものが含まれている場合があります。これまで不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から金属やプラスチックなどを分別し、再生利用するよう検討します。	・令和 5 年度より不燃物から金属系粗大ごみを分別し、資源化の実証実験を実施
（３）不適正排出対策 【継続】		
	施策	現状の取り組み内容
	ごみの分別ルールや地区ごとの排出指定日を守っていない場合等は、排出者を特定し、職員による調査・指導を徹底します。また、発生抑制の意義や分別し回収された資源の再生利用について、情報発信を行い、分別排出への理解を求め、適正な排出を促進します。	・事業用大規模建築物の立ち入り検査実施時における説明指導 ・ふれあい指導の実施
（４）千代田区ならではの地域循環圏		
	施策	現状の取り組み内容
	企業や NP0、大学等との連携と協働【拡充】 ごみ減量と資源循環の推進のためには、企業や NP0、大学等の様々な主体がそれぞれの強みを活かし、総合的な取り組みを進めていく必要があります。区は、各主体のごみの発生抑制などへの取り組みを紹介する場や機会を設けるとともに、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。そして、企業、NP0、大学等の連携・協働を図り、各主体間の自主的な取り組みをさらに発展させ、一層のごみの減量と資源循環を推進していきます。その一環として、家庭用インクジェットプリンターの使用済みインクカートリッジの資源回収の取り組みに、区として参加します。	・「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加（平成 23 年 6 月～） ・「福祉まつり」や「ちよだ環境まつり」・「CES エコフェア」での他団体との連携・協働 ・大学生によるボランティア清掃
	千代田区にふさわしい循環圏の構築【拡充】 千代田区内の「神田古書店街」では古本を、「秋葉原」では中古パソコン、パーツ、スマートフォン、ゲーム、CD 等を取り扱う店も多数あります。さらに、御茶ノ水楽器街においても、中古ギターなどの楽器を取り扱う店が多数あります。千代田区外から神田や秋葉原、御茶ノ水等を訪れ、不要となった品物売り、他の来街者が中古品を購入していくことが定着しています。また、区内の大学等では、学生間における不用品リサイクルなどに取り組んでいるところもあります。こうしたリユース文化が根付いている地域特性を活かし、企業や大学等と連携・協働しながら、情報を発信し、地域循環圏の拠点としてアピールしていきます。	・自主団体主催のフリーマーケット支援（H29・2 件、H30・2 件、R1・2 件、R2・0 件、R3・0 件、R4・0 件）

4 環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実		
(1) 地域コミュニティを核とした千代田区スタイルの取り組みの推進		
	施策	現状の取り組み内容
	地域コミュニティとの協働【継続】 ごみの減量を推進するためには、住民や事業者など、ごみを排出する人たちの理解と協力が不可欠です。町会や自治会、環境ボランティアなど既存のコミュニティだけでなく、様々な機会を利用して行政情報を発信するとともに、住民の意見を清掃行政に反映できるようにすることが必要です。自分たちのまちは、自分たちできれいにするという意識を持って、排出抑制、限りある資源の有効活用、環境美化などの取り組みを推進します。	・千代田区一斉清掃の日（6月6日／11月6日）における清掃活動の実施 ・鍛冶町二丁目における公民連携による一斉清掃活動の実施 ・その他区内の環境美化・浄化推進団体と連携した環境美化・浄化活動の実施 ・マンション・町会における有価物集団回収の支援 →実施団体への助成金・回収事業者への奨励金 ・大学生によるボランティア清掃
	マンション等の資源の集団回収の充実【再掲】	
(2) 新たな都市型環境コミュニティの形成		
	施策	現状の取り組み内容
	企業や NPO、大学等との連携と協働【再掲】	
	公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり【新規】 海外からの来街者や宿泊客に向けたごみ・資源の排出ルールについて、ピクトグラムを使用したわかりやすい啓発や情報提供を図っていくなど、まちづくりの観点も踏まえたさらなる公共空間の美化活動について検討を進めていきます。	・2020 東京オリンピック・パラリンピックにあわせた公共デザインマニュアル、サインガイドラインの改定（平成 29 年 12 月～）
(3) リユース型地域循環構想の普及・啓発		
	施策	現状の取り組み内容
	千代田区にふさわしい循環圏の構築【再掲】	
	都と連携した資源循環施策【新規】 都内での大規模イベント等における「持続可能な資源利用」に向けたルール作りを進め、都及び各市区町村が主催・後援等を行うイベントで適用するなど「2020 東京オリンピック開催のレガシー」としていきます。	・都環境局と連携した食品ロスパネル展示（令和 4 年度～） 毎年 10 月 東京駅前広場・豊洲地区で実施
(4) 環境学習の充実		
	施策	現状の取り組み内容
	環境教育等における PR【継続】 学校のカリキュラムやオープンキャンパス等において、区の取り組みを紹介し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用のあり方について、理解と協力を求めます。	・「地球環境学習のチャレンジ集」（区内在住小学生）や環境学習冊子（小学 4 年生向け）の作成・配布 ・夏まつり環境学習（富士見小・和泉小） ・残さいをゼロとすることを目指した「給食指導」の実施 ・「ちよだ環境カレンダー」の作成・配布（平成 25 年度～）
	地域や学校の情報交流【継続】 循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。	・「地球環境学習のチャレンジ集」（区内在住小学生）や環境学習冊子（小学 4 年生向け）の作成・配布 ・夏まつり環境学習（富士見小・和泉小） ・残さいをゼロとすることを目指した「給食指導」の実施 ・「ちよだ環境カレンダー」の作成・配布（平成 25 年度～）
	イベント等を通じた環境学習の推進【継続】 環境・リサイクル祭り、リサイクル施設見学会、環境講座、ちよだランチエコキャンペーン等を開催し、実体験を通して具体的な行動を習得する機会を増やします。	・「福祉まつり」や「ちよだ環境まつり」・「CES エコフェア」での環境啓発の推進 ・あおぞらふれあい相談の実施

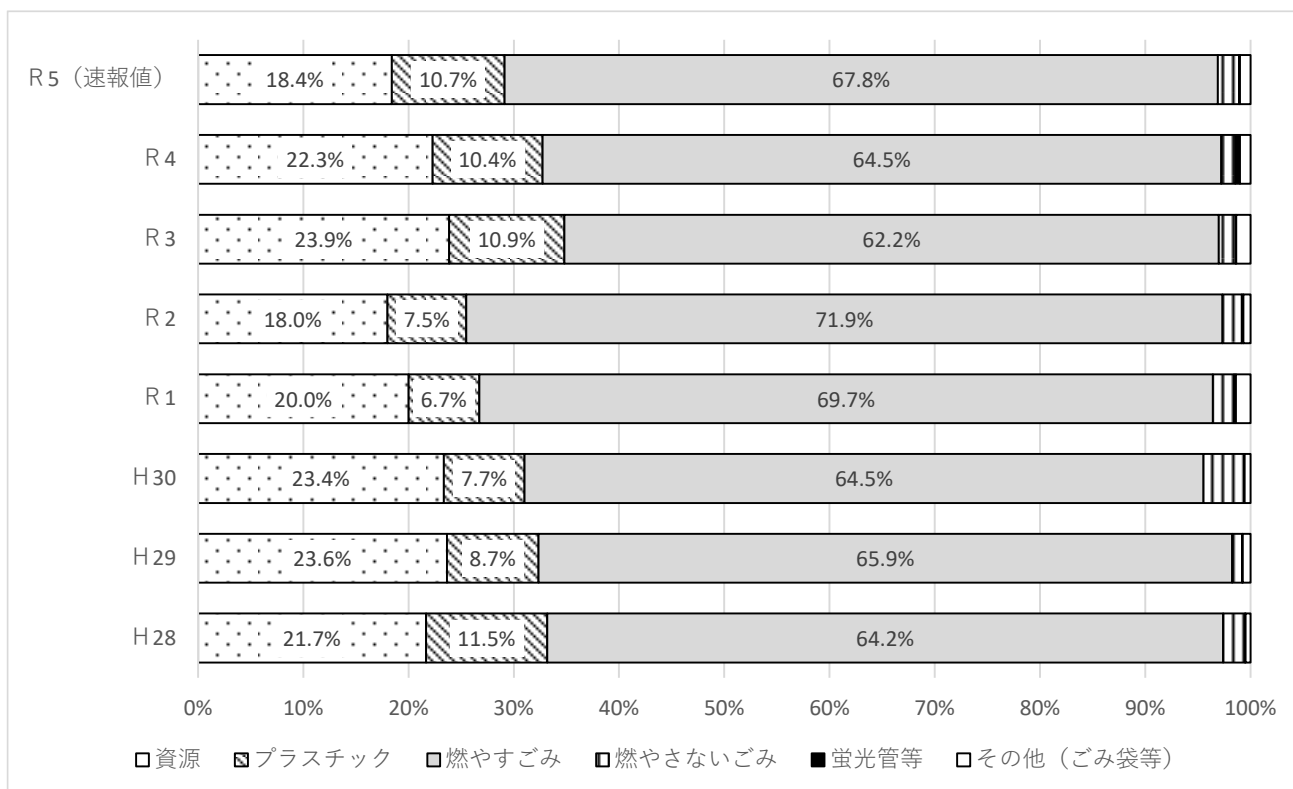
	広報の充実【拡充】 区広報、ホームページやちよだりサイクル情報紙を活用して、千代田区のごみの現状、分別方法、日常生活や事業活動において取り組める行動などについて、情報を発信するとともに、「ごみ処理コスト見える化」についても、積極的に取り組んでいきます。また、千代田区には多くの外国人が居住しています。「資源とごみの分け方・出し方」冊子は、引き続き外国語（英語・フランス語・中国語・韓国語）にて概要版を作成するとともに、より分かりやすく図による表示等工夫をしていくことで、ごみの減量・資源に関する意識啓発を行っていきます。	・ごみ分別アプリ「分けちよ！」の多言語化（英語・中国語・フランス語・韓国語） （平成28年3月～） ・資源とごみの分け方・出し方パンフ （隔年発行・90,000部作製・区内全戸配布） ・リサイクル情報紙 （毎月1回200部発行・区施設21か所に掲示）
	ごみ分別アプリ「分けちよ！」の導入【新規】 若年層や単身世帯は、ごみの発生抑制と資源分別の意識が比較的低い傾向にあるといわれています。このような事情を踏まえ、ごみの分別方法や、収集日、ごみ分別事典などの情報を分かりやすく提供するため、スマートフォンを利用したアプリケーションを導入しています。さらに、日本語に不慣れな区内在住外国人向けにごみ分別アプリを導入し、より適切なごみ・資源の排出、分別を推進していきます。	・ごみ分別アプリ「分けちよ！」の多言語化（英語・中国語・フランス語・韓国語） （平成28年3月～） ・アプリダウンロード数 （H29・6,254件、H30・1,164件、R1・1,718件、R2・1,267件、R3・2,203件、R4・1,684件） 令和5年12月時点 累計ダウンロード数 21,067件
	（仮称）ちよだエコセンターの整備【新規】 （仮称）ちよだエコセンターを整備し、環境教育・環境学習を推進するほか、主体間の連携・協働を促進するための場や機会をつくり、「環境学習」、「エコシステムの普及」、「リユース・リサイクル」、「環境に関するネットワーク」の拠点とし、一体的な活動を支援します。また、循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。	・平成30年10月 基本構想検討会立ち上げ ・令和元年5月 （仮称）ちよだエコセンター基本構想策定
（5）区民ニーズに相応したサービス展開		
	施策	現状の取り組み内容
	ふれあい収集の充実【拡充】 高齢者のみ、または障害者のみなどで、集積所にごみを出すことが困難な世帯を対象として行っているふれあい収集について、ごみ収集時の声掛けによる見守りを継続するとともに、高齢者あんしんセンター等の福祉相談との連携により、申込手続きを簡素化し、利用の促進につなげていきます。また、粗大ごみの搬出が困難な高齢者、障害者世帯を対象とする運びだし収集も臨機応変に対応していきます。今後も区民サービスの視点から、ニーズに沿った事業の見直しを行い、拡充するとともに、柔軟かつ臨機応変な対応を行うことで、地域で安心して衛生的な生活ができるように支援します。	・新規受付件数 （H29・30件、H30・29件、R1・32件、R2・28件、R3・25件、R4・26件） ・ふれあい収集実施件数 （H29・91件、H30・94件、R1・96件、R2・95件、R3・101件、R4・102件）
	CCC（千代田・クリーンアップ・クルー）活動【継続】 環境美化の一環として、ごみの収集作業時に集積所とその周りに落ちているごみの清掃活動を行うことにより、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。	・CCCを通じた環境美化活動
（6）次世代への環境啓発・環境学習		
	施策	現状の取り組み内容
	環境普及啓発の推進【新規】 環境学習に向けて、年齢層に合わせたより分かりやすい、子ども向けパンフレットを作成するとともに、国や都、業界団体等の作成しているパンフレットなどのツールを有効に活用して、3Rや環境に関する普及・啓発を行っていきます。	・「地球環境学習のチャレンジ集」（区内在住小学生）や環境学習冊子（小学4年生向け）の作成・配布 ・夏まつり環境学習（富士見小・和泉小） ・残さいをゼロとすることを目指した「給食指導」の実施 ・「福祉まつり」や「ちよだ環境まつり」・「CESエコフェア」での環境啓発の推進 ・「ちよだ環境カレンダー」の作成・配布

	環境学習・環境教育の推進【新規】 子どもへの環境学習・環境教育は、次世代を担う人材育成につながるだけでなく、学んだ成果は家庭への波及効果が見込めます。各学校における総合的学習や食育をはじめ、様々な教科での学習や（仮称）ちよだエコセンターやイベントなどの様々な機会を捉え、子どもたちが学び、自ら環境配慮活動を実践できるよう働きかけていきます。	・「地球環境学習のチャレンジ集」（区内在住小学生）や環境学習冊子（小学4年生向け）の作成・配布 ・夏まつり環境学習（富士見小・和泉小） ・残さいをゼロとすることを目指した「給食指導」の実施 ・「福祉まつり」や「ちよだ環境まつり」・「CES エコフェア」での環境啓発の推進 ・「ちよだ環境カレンダー」の作成・配布（平成 25 年度～）
用語の説明 ふれあい指導：職員が排出者と直接対話することにより、排出者に廃棄物に対する理解と協力を求めることを目的とした活動。内容は資源・ごみ集積所の改善指導、不法投棄対策等。 ふれあい相談：資源やごみを集積所まで出すことが困難な65歳以上高齢者や障害者を対象に、資源やごみの搬出方法などの相談を受けつける活動 あおぞらふれあい相談：イベントの実施にあわせて、イベント会場で行うふれあい相談の活動 大学生のボランティア清掃：大学のサークル等がボランティア活動として大学周辺で行う清掃活動。実施時に清掃事務所に申し出ることによって、ごみ処理手数料を減免している。		

7. 千代田区のごみの現状について(家庭系ごみ組成分析)

(1)燃やすごみの組成経年変化

平成 28 年度から令和5年度(速報値)までの燃えるごみの組成をみると、適正に分別されている割合は、令和2年度までは増加傾向にあり、令和2年度は7割を超えていましたが、令和3年度に適正分別率は大きく減少しました。特に紙類の割合の増加が顕著であり、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、テレワーク等が増えたことが影響していることが推測されます。しかしながら、以降は再び適正分別率は増加傾向で推移しています。



資料:ごみ・資源の組成分析調査報告書(千代田区)

図1-1 燃やすごみ組成の推移

表1-1 燃やすごみ組成の推移(詳細)

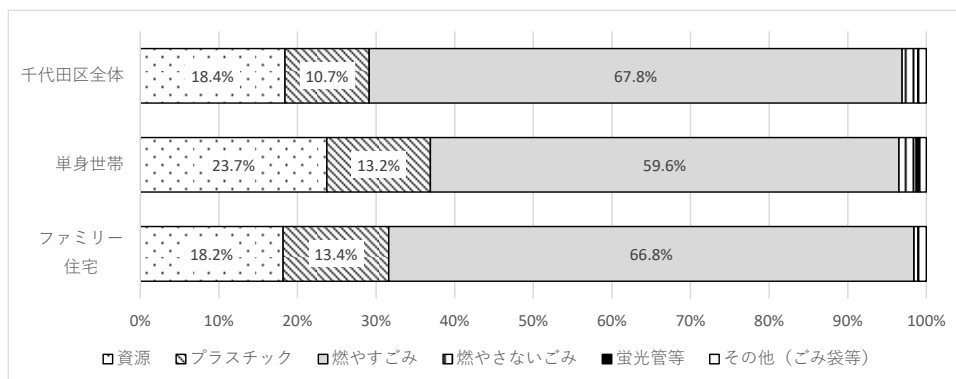
可燃ごみ(割合)

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (速報値)
資源	紙類	20.8%	22.6%	21.7%	19.6%	17.4%	23.1%	21.2%	17.6%
	飲食用缶	0.3%	0.4%	0.8%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.1%
	飲食用びん	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
	飲食用ペットボトル	0.5%	0.6%	0.5%	0.1%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%
プラ	容器包装	7.3%	6.5%	4.3%	3.7%	5.3%	8.2%	7.3%	7.8%
	容器包装以外	4.2%	2.2%	3.3%	3.0%	2.2%	2.8%	3.1%	2.9%
燃やすごみ	厨芥	30.5%	30.7%	28.3%	32.9%	29.7%	24.3%	27.1%	23.6%
	紙類	15.1%	14.0%	14.9%	17.6%	23.2%	17.4%	17.2%	23.5%
	繊維	5.7%	4.7%	5.9%	8.0%	2.3%	3.4%	3.7%	4.4%
	草木	4.3%	3.7%	6.7%	2.8%	2.4%	4.4%	3.2%	3.1%
	ゴム類	0.0%	0.2%	0.6%	0.3%	0.8%	1.0%	0.9%	0.6%
	皮革	1.4%	0.8%	0.8%	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%	0.1%
	プラスチック(汚れあり)	2.7%	3.1%	3.8%	6.2%	6.4%	4.9%	4.3%	4.7%
	その他可燃物	4.5%	8.7%	3.6%	1.8%	6.9%	6.7%	7.7%	7.8%
	燃やさないごみ	0.3%	0.3%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.3%	0.2%
燃やさないごみ	金属	0.3%	0.3%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.3%	0.2%
	ガラス	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	陶磁器・石	0.4%	0.4%	0.3%	1.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%
	小型家電製品	0.4%	0.1%	0.3%	0.0%	0.8%	0.2%	0.5%	0.0%
	複合製品	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	1.0%	0.3%	0.9%
	その他不燃物	0.8%	0.1%	2.3%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.5%
	燃やさないごみ	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%
蛍光管等	蛍光管・電球	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他(家電品、リチウム・ボタン等)	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	カセットボンベ・スプレー缶	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	ライター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	水銀体温計・血圧計	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
粗大ごみ		0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
その他(ごみ袋等)		0.5%	0.7%	0.5%	0.7%	0.7%	0.9%	1.0%	1.0%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
適正分別物		64.7%	66.6%	65.0%	70.4%	72.5%	63.1%	65.5%	68.8%
分別不適物		35.3%	33.4%	35.0%	29.6%	27.5%	36.9%	34.5%	31.2%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2)集合住宅地域における燃やすごみの組成状況(令和5年度)

令和5年度の組成分析調査では、集合住宅における分別状況を調査しています。本調査では、ファミリー世帯地域と単身世帯地域の集合住宅での調査を行っているため、区全体との比較を行いました。

適正分別率に関しては、ファミリー住宅に関しては区全体と大きく変わりはないが、単身世帯に関しては適正分別率が6割を下回る結果となっています。また、単身世帯は「資源」が混入している割合が高く、「プラスチック」に関しては、単身世帯、ファミリー世帯ともに全体を上回る混入率となっています。



資料:ごみ・資源の組成分析調査報告書(千代田区)

図1-2 集合住宅における燃やすごみ組成(令和5年度)

(3)燃やすごみの組成の周辺区との比較

本区の燃やすごみの組成状況を客観的に把握するため、周辺・類似区(港区【R4年度】、中央区【R1年度】、品川区【R3年度】、新宿区【R3年度】)と比較をしました。

比較をする際、各区の分別区分を考慮する必要がありますので、表 1-2 に各区の分別区分を示します。

表1-2 各区の分別区分

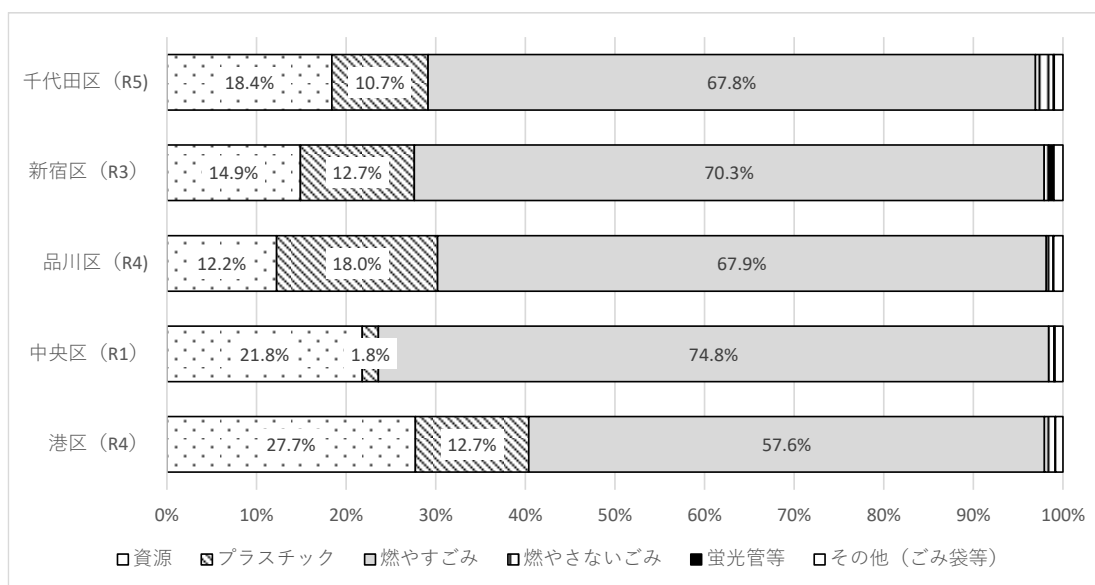
収集区分	千代田区	港区	中央区	品川区	新宿区
資源（古紙、びん、かんペットボトル）	○	○	○	○※1	○※1※2
プラスチック（容器包装プラ、製品プラ）	○	○	○※1		
燃やすごみ	○	○	○	○	○
燃やさないごみ	○	○	○	○	○
蛍光管等（蛍光管、スプレー缶、電池等）	○				
粗大ごみ	○	○	○	○	○

※1 製品プラは燃やすごみ

※2 R6.4月～製品プラも資源として回収

図 1-3 に各区別の燃やすごみ組成分析調査結果を示しています。なお、区分に関しては、各区の詳細な調査結果から、本区の区分に再編成しているため、各区が公表している数字と合わない場合があります。また、中央区に関しては細分類表が公表されていないため、参考値として表示しています。

適正分別率をみると、本区は 67.8%となっており、港区の 57.6%よりは高くなっていますが、新宿区と品川区とほぼ同数となっています。また、プラスチックに関しては、製品プラの回収を実施していない新宿や品川区より混入率は低くなっており、製品プラの回収を実施している港区よりも低い混入率となっています。一方、資源の混入率に関しては、新宿区や品川区より高い混入率となっています。



※中央区の製品プラは可燃ごみに分類されており、細分類表がないため、区分不能

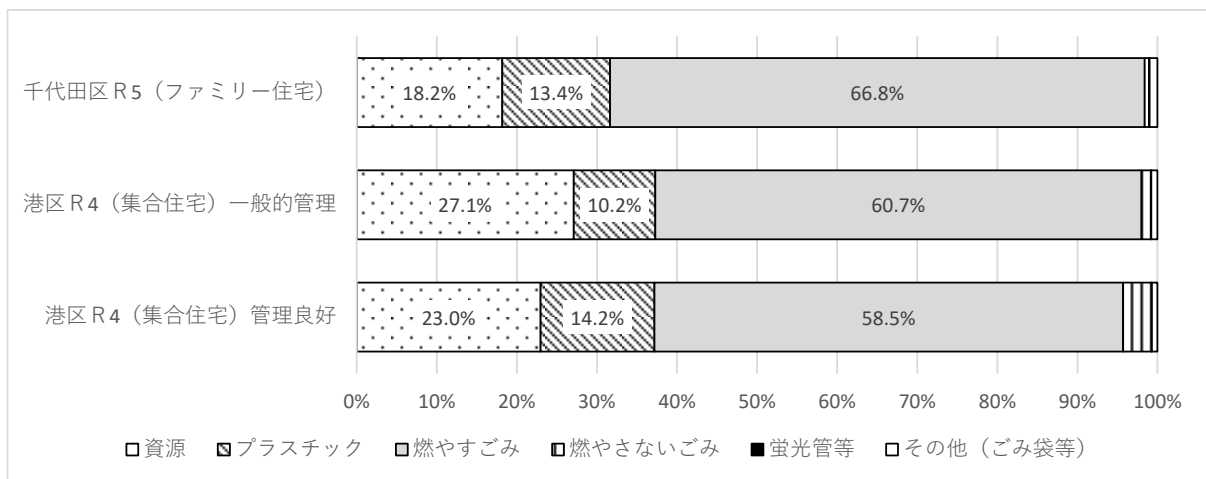
資料: 各区のHPに公表されている組成分析調査報告書

図1-3 区別の燃やすごみ組成

(4)集合住宅地域における燃やすごみの組成状況の港区との比較

(3)で示した区のうち、港区は本区と同様に集合住宅における組成調査を実施していますので、比較しました。なお、港区の調査は、集合住宅(ファミリー住宅)を一般的管理と管理良好(排出状況が比較的良好と思われる集合住宅)の2形態に分けて調査しています。

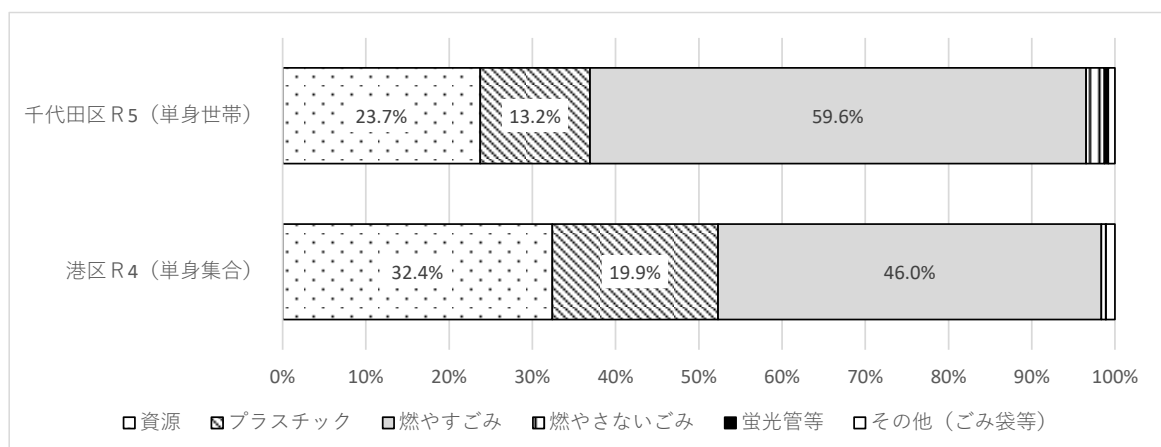
本区と港区を比較すると、適正分別率は、本区の方が高くなっており、資源混入率も低くなっています。一方、プラスチック混入率は港区の一般管理集合住宅よりも高くなっています。



資料:各区の組成分析調査報告書

図1-4 集合住宅(ファミリー世帯)における燃やすごみの組成

また、単身世帯が多い集合住宅をみると、適正分別率は、本区の方が高くなっており、資源混入率及びプラスチック混入率も低くなっています。



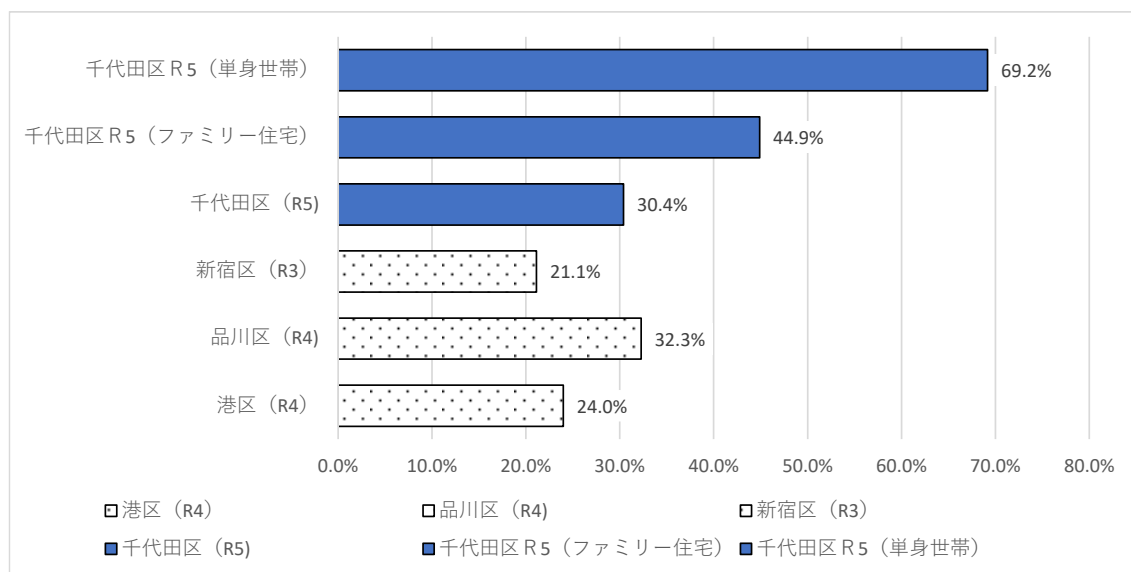
資料:各区の組成分析調査報告書

図1-5 集合住宅(単身世帯)における燃やすごみの組成

(5)食品ロス

組成調査から、厨芥類に占める食品ロス(直接廃棄、食べ残し)の割合をみると、本区全体では 30.4%となっているが、集合住宅では割合が大きく上がり、ファミリー住宅で 44.9%、単身世帯に関しては 69.2%と約7割が食品ロスとなっています。

また、周辺・類似区(港区【R4年度】、品川区【R3 年度】、新宿区【R3 年度】)と比較したところ、新宿区(21.1%)や港区(24.0%)よりも高い割合となっています。



資料:各区の組成分析調査報告書

図1-6 厨芥類に占める食品ロス(直接廃棄、食べ残し)の割合

(6)まとめ

本区の燃やすごみの適正分別率は、新型コロナウイルスの影響により、一時分別率は下がりましたが徐々に増加傾向にあります。しかし、本区の人口の多くを占める集合住宅での結果をみると、下記の課題があると考えられます。

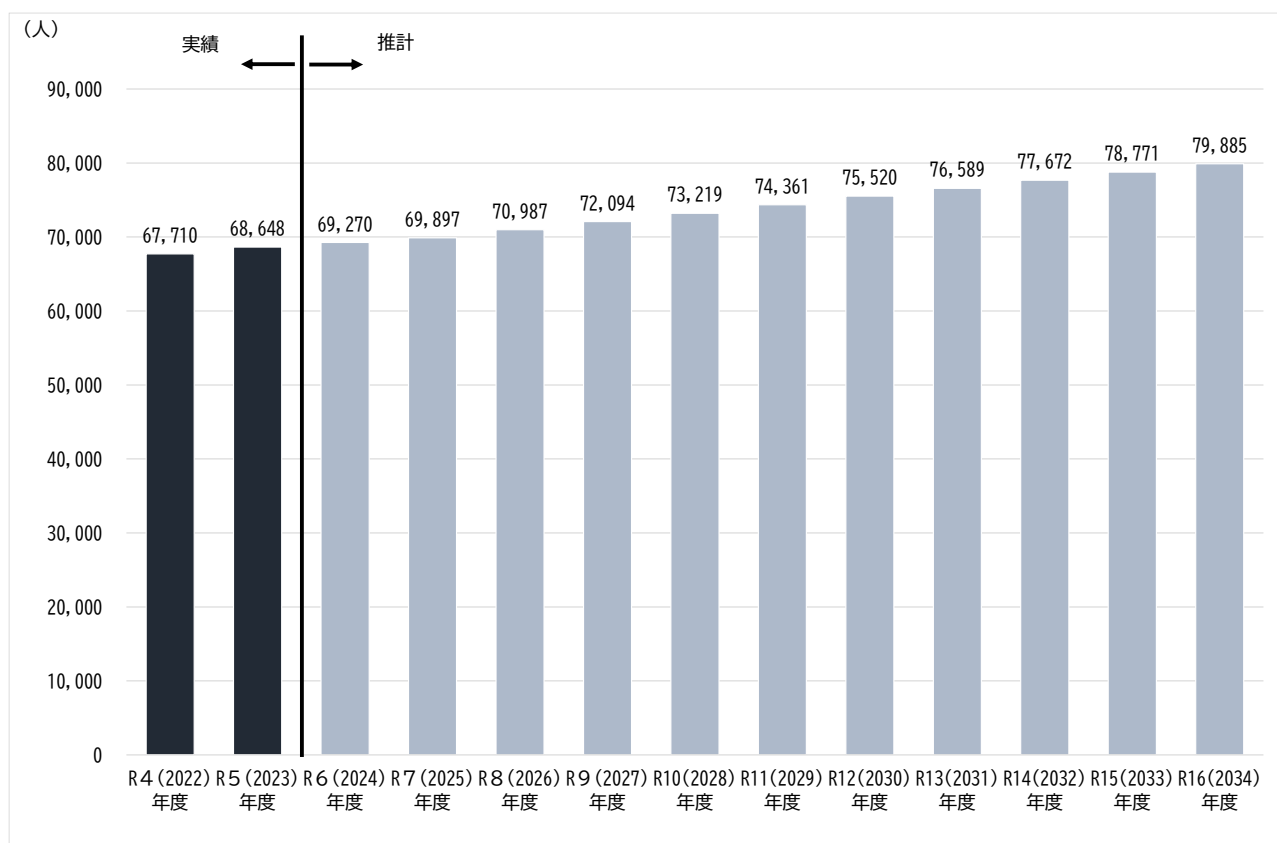
- ・集合住宅(ファミリー世帯、単身世帯ともに)におけるプラスチックの分別強化
- ・集合住宅(単身世帯)における資源の分別強化
- ・集合住宅(ファミリー世帯、単身世帯ともに)における食品ロスの削減

8.ごみ量の見通し及びごみ削減目標の設定

(1)人口推計

将来人口の推計は、千代田区の「人口動向と人口推計(令和5年度)」を基に年毎の伸び率を算出し、令和5(2023)年度の実績人口をベースに同じ伸び率で推移すると想定し、推計し直したものです。

推計の結果、令和11(2029)年度には74,361人、令和16(2034)年度には79,885人となる見込みです。



(2)現在実施している施策を維持した場合のごみ量推計の手法

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は次のとおりです。

家庭ごみ【可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源(古紙、紙パック、びん・缶、ペットボトル、プラ製容器包装、使用済み小型家電、古布)、集団回収に関しては、1人1日当たり排出量別にトレンド推計法によって算出した。平成26(2014)年度～令和5(2023)年度の過去10年間の値を使用し、表10-1に記す6種類の回帰式を求め、最も適した回帰式を採用することとした。

事業系ごみ【可燃ごみ、不燃ごみ】、持込ごみ、事業系資源【大規模建築物再利用量、エコ・オフィス】に関しては、過去10年間に於ける1日当たりのごみ排出量の実績値を家庭系ごみと同様の予測式に当てはめることにより、将来の1日当たりのごみ排出量等の推計値を求めました。

求めた将来の1人1日当たりのごみ排出量に、将来の人口推計値及び日数(365 日若しくは 366 日)を乗じ、将来のごみ排出量推計値を算出しました。

表 10-1 推計に使用した回帰式

①直線式 $【y=ax+b】$	②二次関数式 $【y=ax^2+b】$
③対数式 $【y=a\log x+b】$	④指数式 $【y=ab^x】$
⑤べき乗式 $【y=ax^b】$	⑥ロジスティック式 $【y=K/(1+e^{a-bx})】$

(3)現在実施している施策を維持した場合のごみ量推計の結果

(2)に示した設定方法に基づき設定した推計結果を表 10-2 に示します。

表 10-2 現在実施している施策を維持した場合のごみ量推計

				実績値										将来予測										
区分	記号	計画値根拠など	年度	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
			単位																					
人口	あ	住民基本台帳人口(各年度10月1日現在)	人	56,545	58,457	59,554	60,985	63,216	65,523	67,042	67,081	67,710	68,648	69,270	69,897	70,987	72,094	73,219	74,361	75,520	76,589	77,672	78,771	79,885
総排出量	い	う+え	t/年	206,563	206,280	202,979	206,491	211,451	200,741	146,003	149,683	154,673	156,513	158,777	159,758	160,877	161,724	162,832	162,927	163,385	163,765	164,560	164,434	164,744
ごみ排出量	う	う1+う9	t/年	84,875	86,527	85,943	85,839	84,432	85,513	59,840	61,042	65,861	67,756	69,516	70,607	71,592	72,323	73,078	73,313	73,665	73,948	74,396	74,414	74,619
収集量(区回収分)	う1	う2～う8の合計	t/年	16,345	16,279	15,937	15,782	15,567	15,862	15,501	15,283	15,294	15,117	15,175	15,247	15,419	15,592	15,810	15,943	16,121	16,286	16,497	16,620	16,789
	可燃ごみ	う2	t/年	15,206	15,164	14,822	14,679	14,466	14,805	14,360	14,172	14,112	13,989	14,037	14,098	14,252	14,406	14,601	14,717	14,875	15,020	15,208	15,314	15,463
	家庭系	う3	t/年	7,386	7,678	7,440	7,292	7,519	7,954	8,673	8,559	8,502	8,215	8,314	8,368	8,501	8,635	8,796	8,910	9,051	9,181	9,339	9,447	9,583
	事業系	う4	t/年	7,820	7,486	7,382	7,387	6,947	6,851	5,687	5,613	5,610	5,774	5,723	5,730	5,751	5,771	5,805	5,807	5,823	5,839	5,869	5,867	5,880
	不燃ごみ	う5	t/年	644	640	639	609	592	563	563	523	564	523	527	528	531	535	541	543	547	551	556	559	562
	家庭系	う6	t/年	313	324	321	303	308	302	340	316	340	307	310	311	315	319	324	328	332	336	341	344	348
	事業系	う7	t/年	331	316	318	306	284	261	223	207	224	216	217	216	216	216	216	216	215	215	216	215	215
	粗大ごみ	う8	t/年	495	475	476	494	509	494	578	588	618	605	611	620	636	651	668	683	699	715	733	747	764
	持込ごみ	う9	t/年	68,530	70,248	70,006	70,057	68,865	69,651	44,339	45,759	50,567	52,639	54,341	55,360	56,173	56,731	57,268	57,370	57,544	57,662	57,899	57,794	57,830
	資源	え	t/年	121,688	119,753	117,036	120,652	127,019	115,228	86,163	88,641	88,812	88,757	89,261	89,151	89,285	89,401	89,754	89,614	89,720	89,818	90,164	90,020	90,124
収集量(区回収分)	え1	え2～え6の合計	t/年	3,970	4,120	4,085	4,083	4,146	4,334	4,444	4,537	4,634	4,304	4,334	4,370	4,448	4,527	4,620	4,690	4,774	4,852	4,946	5,013	5,096
	古紙	え2	t/年	1,977	2,083	2,103	2,078	2,142	2,277	2,317	2,421	2,571	2,324	2,360	2,384	2,429	2,476	2,531	2,572	2,622	2,668	2,723	2,764	2,813
	びん・缶	え3	t/年	1,103	1,125	1,115	1,119	1,085	1,100	1,157	1,145	1,087	960	973	981	999	1,016	1,037	1,052	1,071	1,088	1,109	1,124	1,142
	紙/パック	え4	t/年	6	5	4	4	3	3	3	5	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	ペットボトル	え5	t/年	405	404	393	409	443	461	456	467	473	497	490	494	503	513	524	532	542	551	562	570	580
	プラ製容器包装	え6	t/年	479	503	470	473	473	493	511	499	497	517	507	507	512	517	524	529	535	540	547	552	558
	収集量(拠点回収等分)	え7	t/年	1	2	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4
	古布	え8	t/年	26	28	30	27	31	56	62	57	53	48	50	52	55	58	61	63	66	69	72	75	78
	使用済み小型家電	え9	t/年	1	2	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4
	集団回収	え10	t/年	904	939	975	999	990	994	1,019	1,095	1,213	1,266	1,287	1,301	1,328	1,355	1,386	1,411	1,439	1,466	1,498	1,522	1,550
	事業系資源	え11	t/年	116,813	114,692	111,974	115,568	121,880	109,898	80,697	83,006	82,962	83,184	83,637	83,477	83,506	83,516	83,744	83,510	83,503	83,495	83,716	83,480	83,474
	大規模建築物再利用量	え12	t/年	116,417	114,268	111,550	115,151	121,456	109,459	80,300	82,640	82,575	82,944	83,388	83,254	83,304	83,331	83,574	83,354	83,358	83,360	83,590	83,362	83,362
	エコ・オフィス	え13	t/年	396	424	424	417	424	439	397	366	387	240	248	223	202	185	170	156	145	135	127	118	111
資源化率	お	え/い	%	58.9	58.1	57.7	58.4	60.1	57.4	59.0	59.2	57.4	56.7	56.2	55.8	55.5	55.3	55.1	55.0	54.9	54.8	54.8	54.7	54.7
一人一日あたり排出量(資源除く)	か	(う3+う6+う8)/あ/365	g/人・日	397	397	378	363	361	366	391	386	383	364	364	365	365	365	365	366	366	366	366	367	367

(4)目標値の設定

(3)で推計した推計値に、本計画期間で取り組む施策について、ごみ質調査等に基づき試算した発生抑制率及び資源分別率を設定し、減量・資源化量を見込むこととします。

表 10-3 発生抑制率・資源分別率(再掲)

	事業系	家庭系												
生ごみ	【発生抑制】 ・食品ロス削減計画に基づく食品ロスや生ごみの削減	【発生抑制】 ・食品ロス削減計画に基づく食品ロスや生ごみの削減												
	<table><tr><td>令和4 (2022)年度</td><td>令和12 (2030)年度 (食ロス計画)</td><td>令和16 (2034)年度 (計画目標)</td></tr><tr><td>11,690t</td><td>9,660t</td><td>8,645t</td></tr></table>	令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	11,690t	9,660t	8,645t	<table><tr><td>令和4 (2022)年度</td><td>令和12 (2030)年度 (食ロス計画)</td><td>令和16 (2034)年度 (計画目標)</td></tr><tr><td>520t</td><td>430t</td><td>385t</td></tr></table>	令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	520t	430t	385t
	令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)											
11,690t	9,660t	8,645t												
令和4 (2022)年度	令和12 (2030)年度 (食ロス計画)	令和16 (2034)年度 (計画目標)												
520t	430t	385t												
紙ごみ	【資源分別】 ・可燃ごみへの資源となる紙ごみの混入率	【資源分別】 ・可燃ごみへの資源となる紙ごみの混入率												
	<table><tr><td>令和5 (2023)年度 (基準年度)</td><td>令和11 (2029)年度 (中間目標)</td><td>令和16 (2034)年度 (計画目標)</td></tr><tr><td>61.0%</td><td>40.0%</td><td>25.0%</td></tr></table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	61.0%	40.0%	25.0%	<table><tr><td>令和5 (2023)年度 (基準年度)</td><td>令和11 (2029)年度 (中間目標)</td><td>令和16 (2034)年度 (計画目標)</td></tr><tr><td>17.6%</td><td>12.0%</td><td>7.0%</td></tr></table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	17.6%	12.0%	7.0%
	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)											
61.0%	40.0%	25.0%												
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)												
17.6%	12.0%	7.0%												
廃プラ	【発生抑制】 ・使い捨てプラ等の削減によるプラスチック排出量の削減率	【発生抑制】 ・使い捨てプラ等の削減によるプラスチック排出量の削減率												
	<table><tr><td>令和5 (2023)年度 (基準年度)</td><td>令和11 (2029)年度 (中間目標)</td><td>令和16 (2034)年度 (計画目標)</td></tr><tr><td>-</td><td>基準年度に対し 10.9%削減</td><td>基準年度に対し 20.0%削減</td></tr></table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減	<table><tr><td>令和5 (2023)年度 (基準年度)</td><td>令和11 (2029)年度 (中間目標)</td><td>令和16 (2034)年度 (計画目標)</td></tr><tr><td>-</td><td>基準年度に対し 10.9%削減</td><td>基準年度に対し 20.0%削減</td></tr></table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減
	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)											
	-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減											
	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)											
-	基準年度に対し 10.9%削減	基準年度に対し 20.0%削減												
	【資源分別】 ・可燃ごみのプラスチック混入率													
		<table><tr><td>令和5 (2023)年度 (基準年度)</td><td>令和11 (2029)年度 (中間目標)</td><td>令和16 (2034)年度 (計画目標)</td></tr><tr><td>10.7%</td><td>6.5%</td><td>3.0%</td></tr></table>	令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)	10.7%	6.5%	3.0%						
令和5 (2023)年度 (基準年度)	令和11 (2029)年度 (中間目標)	令和16 (2034)年度 (計画目標)												
10.7%	6.5%	3.0%												

(5)目標を達成した場合のごみ量推計結果

(4)に示した発生抑制率・資源分別率を達成した場合の推計結果を表 10-4 に示します。

表 10-4 目標を達成した場合のごみ量

				年度	実績値										将来予測													
区分	記号	計画値根拠など	単位	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16			
			人口	あ	住民基本台帳人口(各年度10月1日現在)	人	53,821	56,545	58,457	59,554	60,985	63,216	65,523	67,042	67,081	67,710	68,648	69,270	69,897	70,987	72,094	73,219	74,361	75,520	76,589	77,672	78,771	79,885
総排出量	い	う+え	t/年	195,442	206,563	206,280	202,979	206,491	211,451	200,741	146,003	149,683	154,673	156,513	157,138	157,367	157,774	157,969	158,423	157,974	157,866	157,694	157,900	157,279	157,053			
ごみ排出量	う	う1+う9	t/年	86,117	84,875	86,527	85,943	85,839	84,432	85,513	59,840	61,042	65,861	67,756	64,706	63,411	62,014	60,408	58,795	56,826	54,921	52,965	51,095	48,982	46,971			
収集量(区回収分)	う1	う2～う8の合計	t/年	16,432	16,345	16,279	15,937	15,782	15,567	15,862	15,501	15,283	15,294	15,117	15,013	14,919	14,917	14,914	14,948	14,902	14,889	14,862	14,873	14,805	14,775			
	可燃ごみ	う2	う3+う4	t/年	15,344	15,206	15,164	14,822	14,679	14,466	14,805	14,360	14,172	14,112	13,989	13,875	13,771	13,750	13,728	13,739	13,676	13,642	13,596	13,585	13,500	13,450		
		家庭系	う3		t/年	7,318	7,386	7,678	7,440	7,292	7,519	7,954	8,673	8,559	8,502	8,215	8,152	8,041	7,999	7,956	7,934	7,870	7,819	7,757	7,715	7,632	7,569	
		事業系	う4	処理券枚数や組成調査による推計	t/年	8,026	7,820	7,486	7,382	7,387	6,947	6,851	5,687	5,613	5,610	5,774	5,723	5,730	5,751	5,771	5,805	5,807	5,823	5,839	5,869	5,867	5,880	
	不燃ごみ	う5	う6+う7	t/年	680	644	640	639	609	592	563	563	523	564	523	527	528	531	535	541	543	547	551	556	559	562		
		家庭系	う6		t/年	324	313	324	321	303	308	302	340	316	340	307	310	311	315	319	324	328	332	336	341	344	348	
		事業系	う7	処理券枚数や組成調査による推計	t/年	356	331	316	318	306	284	261	223	207	224	216	217	216	216	216	216	216	215	215	216	215	215	
	粗大ごみ	う8		t/年	408	495	475	476	494	509	494	578	588	618	605	611	620	636	651	668	683	699	715	733	747	764		
	持込ごみ	う9		t/年	69,685	68,530	70,248	70,006	70,057	68,865	69,651	44,339	45,759	50,567	52,639	49,693	48,492	47,096	45,495	43,847	41,923	40,032	38,103	36,222	34,177	32,196		
資源	え	え1+え7+え10+え11	t/年	109,325	121,688	119,753	117,036	120,652	127,019	115,228	86,163	88,641	88,812	88,757	92,432	93,955	95,760	97,560	99,628	101,149	102,945	104,729	106,805	108,297	110,082			
収集量(区回収分)	え1	え2～え6の合計	t/年	3,886	3,970	4,120	4,085	4,083	4,146	4,334	4,444	4,537	4,634	4,304	4,469	4,640	4,855	5,074	5,311	5,523	5,759	5,990	6,242	6,462	6,703			
	古紙	え2		t/年	1,926	1,977	2,083	2,103	2,078	2,142	2,277	2,317	2,421	2,571	2,324	2,438	2,540	2,667	2,799	2,941	3,071	3,219	3,366	3,526	3,671	3,828		
		びん・缶	え3		t/年	1,086	1,103	1,125	1,115	1,119	1,085	1,100	1,157	1,145	1,087	960	973	981	999	1,016	1,037	1,052	1,071	1,088	1,109	1,124	1,142	
		紙パック	え4		t/年	6	6	5	4	4	3	3	3	5	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	ペットボトル	え5		t/年	390	405	404	393	409	443	461	456	467	473	497	490	494	503	513	524	532	542	551	562	570	580		
	プラ製容器包装	え6		t/年	478	479	503	470	473	473	493	511	499	497	517	564	620	681	742	805	863	923	981	1,041	1,094	1,149		
	収集量(拠点回収等分)	え7	え8～え9の合計	t/年	1	1	2	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4		
	古布	え8		t/年	22	26	28	30	27	31	56	62	57	53	48	50	52	55	58	61	63	66	69	72	75	78		
		使用済み小型家電	え9		t/年	1	1	2	2	2	3	2	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4		
	集団回収	え10		t/年	808	904	939	975	999	990	994	1,019	1,095	1,213	1,266	1,287	1,301	1,328	1,355	1,386	1,411	1,439	1,466	1,498	1,522	1,550		
	事業系資源	え11	え12+え13	t/年	104,630	116,813	114,692	111,974	115,568	121,880	109,898	80,697	83,006	82,962	83,184	86,673	88,011	89,574	91,128	92,927	94,211	95,743	97,269	99,061	100,308	101,824		
	大規模建築物再利用量	え12		t/年	104,260	116,417	114,268	111,550	115,151	121,456	109,459	80,300	82,640	82,575	82,944	86,424	87,788	89,372	90,944	92,758	94,055	95,598	97,134	98,934	100,190	101,713		
		エコ・オフィス	え13		t/年	370	396	424	424	417	424	439	397	366	387	240	248	223	202	185	170	156	145	135	127	118	111	
資源化率				お	え／い	%	55.9	58.9	58.1	57.7	58.4	60.1	57.4	59.0	59.2	57.4	56.7	58.8	59.7	60.7	61.8	62.9	64.0	65.2	66.4	67.6	68.9	70.1
一人一日あたり排出量(資源除く)				か	(う3+う6+う8)/あ/365	g/人・日	410	397	397	378	363	361	366	391	386	383	364	358	352	345	339	333	327	321	315	309	303	298

9. 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画(案)に対する意見公募の結果について

1 意見公募の概要

(1)募集期間 令和6年12月20日(月)から令和7年1月10日(金)まで

(2)募集方法 区ホームページ、直接持参、郵送、ファックス、電子メール

(3)周知方法等 ① 広報千代田(令和6年12月20日号)

② 「千代田区食品ロス削減推進計画(案)」の閲覧

千代田清掃事務所、各出張所、区政情報コーナー、区ホームページ

2 案への意見者数

区分	在住者	区内 事業所	在勤者	在学者	その他	計
パブリックコメント	6名				2名	8名

3 案への意見数(区分別)

区分	意見数
資源循環の更なる促進	8件
策定内容の記載	5件
収集手数料有料化	3件
事業系ごみの更なる削減	3件
インバウンドへの対応	2件
ねずみ・カラス対策	2件
広報の充実	2件
資源化率	1件
廃棄物の発生抑制	1件
不適正排出の管理	1件
計画全般	1件
進捗状況の公表	1件
合 計	30件

10. 第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画(案)に対するご意見の概要と区の考え方

No.	意見者	区分および該当頁	意見内容	区の考え方
1	在住者	計画全般	計画案そのものは、全くその通りですが、カーボンニュートラル達成に向けて実現させる為にどのようにしていったらよいか問題だと思います。区民各人がゴミ廃棄処理と気候変動の関係をいかに認識しているか、理解は出来ていても、実際の行動には移行出来ていないのが現状だと思います。ゴミの廃棄のしかたについて、町会、マンション、商店会等、区民対象に基本的な講習会形式の周知が必要です。個人が如何に認識を深めるのが第一です。同時に企業にも、包装などビジネス最優先の考え方を変えるよう、国の指導が必要です。区民、事業者、行政が連携して循環型社会の形成を目指すとするが、まず行政の指導がどの程度まで達成できるかに係っています。基本計画がそれぞれ課題として取り上げられているか、課題を実現させる具体案を示していない問題は、いつまでも未解決のままです。一案として出来るところからペナルティを課すことも取り入れては如何かと思います。	千代田区では令和3(2021)年11月に「千代田区気候非常事態宣言」を表明し、令和32(2050)年までに二酸化炭素(CO2)排出量実質ゼロを目指す「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げています。この計画では、ごみの削減や3Rの推進により、ごみ焼却量の削減を通じて、脱炭素社会の実現に貢献します。ご指摘のペナルティを課すことの必要性については、今後の検討課題とさせていただきます。
2	在住者	進捗状況の公表	計画は1年ごとの目標も立ててほしい。1年でどれだけ目標を達成できたか、達成できなかったらのはなぜなのか等をホームページで公開してほしい。 計画がどのように進んでいるのか公開が中期目標年度2029年や2034年度だと、長すぎて区民は関心を持ちづらいのではないかと。毎年経過を公開した方が区民は関心を持ちゴミを減らそうと意識すると思う。	一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業については、毎年度、1年単位で一般廃棄物実施計画を定めております。また、前年度の実績や当該年度の目標値はHP等で公表しておりますが、区民の皆様により関心を持っていただくための周知手法について検討していきます。
3	その他	策定内容の記載 3頁 4行目	「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指すとのことですが、どこかに解説を記載した方がよいと思います。	計画書付属資料の用語集で説明します。
4	その他	策定内容の記載 5頁 6行目	東京二十三区清掃一部事務組合関連の、ごみ焼却による令和4年度(R4.3~R5.2)では、売電・売熱収入額は129億円とのことだが、区民1人当たりごみ処理費用 約25,000円/年は収入を控除した値でしょうか。	区民1人当たりごみ処理費用 25,000円/年は区の令和5年度の清掃リサイクル費決算額を区の人口で割った額(1,714,652,658円÷68,851人≒24,903円)です。清掃リサイクル費決算額には、ごみ焼却に係る経費が含まれており、その経費から売電・売熱収入額は控除されています。
5	その他	策定内容の記載 5頁 4段落目	・2022年度の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は…と記載されていますが、約3/4は産業廃棄物由来だと思います。一般廃棄物由来の数値も記載した方がよいと思います。 ・焼却処理時にメタンガスは発生するのでしょうか？	ここでは、ごみ削減の必要性をごみ焼却処理時に発生する温室効果ガスの発生状況から説明させていただいたものです。また、ごみの焼却処理時にはメタンガスは発生します。
6	在住者	策定内容の記載 22頁	計画22pのグラフは見づらいので改善してほしい。他区を参考にしたり、千代田区の民間企業から分かりやすいグラフ(資料)作成の助言をもらうことはできないのか。 資料作成のため民間のようにAIを使ったらどうか。資料作成について千代田区の企業に意見を求めているのか。	計画22pのグラフは第4次計画における数値目標の達成状況を示すものですが、グラフの前提条件の説明が不足しているため、分かりやすく改善します。
7	在住者	インバウンドへの対応 24頁 「1. 家庭系ごみの課題」	家庭ごみの課題 「資源ごみの分別に関するトラブル発生」は今後大きな課題である。また外国人住民のマナーの悪さを教育プログラムにより改善されればと思います。	ごみ出しルールの周知・徹底については課題として認識しています。今後はごみ出しルールが外国人にも分かりやすいよう多言語対応の案内なども工夫することにより、ごみ出しルールの周知を徹底してまいります。

No.	意見者	区分および 該当頁	意見内容	区の考え方
8	在住者	インバウンドへの対応 26 頁 「4. インバウンドへの対応」	インバウンドへの対応 区がきちんと把握しようとしてない「民泊」の外人によるゴミ捨ては問題。罰則を設ける必要有り。	外国人観光客によるごみのポイ捨てなどのマナーの問題が深刻化しており、その対応については課題として認識しております。ご指摘の民泊の所管課と連携して実態把握に努めてまいります。
9	在住者	資源循環の更なる促進 30 頁 5行目「方針1」	ごみの発生抑制として、スーパーのトレイを使用しない方法を考えるべき。	ご指摘の点については、計画における取組みである「商習慣の見直しに向けた検討」に含めて検討してまいります。
10	その他	資源化率 33 頁 37 頁	・2034 年度の指標、47,000t/年(資源化率70%)の延長線上ではむづかしいと思います。 例 ・医療機関由来の廃棄物 ・リユースやリペアを繰り返してリサイクルも出来ないものは、最終的にはごみになる(古着、食器、家具他) ・リサイクル不可の紙類(感熱紙他)	日本にもゼロ・ウェスト宣言・取組みによりリサイクル率80%超えを達成した自治体がございます。本計画では、バックキャスティングに基づき、長期的なビジョンを描きつつ、PDCA サイクルを活用して現実的かつ持続的な進行管理を行い、区民、事業者と連携・協同し、無駄や浪費をなくして、ごみを極力出さない、焼却量や最終処分量を限りなくゼロに近づける「2050 ゼロ・ウェイストちよだ」と資源循環型社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。
11	在住者	策定内容の記載 34 頁	計画を読んでごみの量を減らそうと思った。計画 34p の「具体的にどれを減らしたら良いか」の例について、4 つだけでなくもっと様々な例を挙げた方が区民の捨てるゴミの量が減るのではないか。	ご指摘の「具体的にどれほど削減したらよいのか」は、具体例として4品目の削減量を例示したものです。他の具体例についても今後検討し、ごみ削減の目安として周知していきます。
12	在住者	廃棄物の発生抑制 38 頁 「1-3. レジ袋の削減、マイバッグの推進」	レジ袋の削減、マイバックの推進を今後ももっと啓発すべき。	レジ袋削減、マイバッグの推進については、今後とも継続して周知活動を進めてまいります。
13	在住者	収集手数料有料化 38 頁 「1-6. 収集手数料有料化の検討」	「収集手数料有料化」にすると、住民以外の観光客が、ポイ捨てや人の家へゴミを捨てる事が多くなる。民泊を許可を廃止してからにしてほしい。台東区も隣町なので千代田区だけでなく規制をすべき事。	「収集手数料有料化」については23区全体で検討し、取り組む必要があります。有料化に伴う影響については慎重に検討し、適切に対応してまいります。
14	その他	収集手数料有料化 38 頁 「1-6. 収集手数料有料化の検討」	・有料化が行われると次のようなことが懸念されます。 (1)ポイ捨てが増える。 (2)自販機横のリサイクルボックスをごみ箱にする人が増える。 (3)無料化の近隣自治体の集積所に運び込む。他	「収集手数料有料化」については23区全体で検討し、取り組む必要があります。有料化に伴う影響については慎重に検討し、適切に対応してまいります。
15	在住者	収集手数料有料化 38 頁 「1-6. 収集手数料有料化の検討」	計画 38p の「収集手数料有料化の検討」について、収集手数料有料化に反対です。 有料化する等区民に負担を与えるより、ゴミを減らした区民にエコポイントを与える等インセンティブの方向の考えに変えてもらえないか。 中野区のエコポイントの取り組みを参考にしてほしい。(この例はゴミ減少の取り組みではないが、ゴミ減少の実績があったらインセンティブがつくようにした方がゴミ減少につながるのではないか。) https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka-taisaku/ecopoint/ecopoint.html	「収集手数料有料化」については23区全体で検討し、取り組む必要があります。有料化に伴う影響については慎重に検討し、適切に対応してまいります。

No.	意見者	区分および 該当頁	意見内容	区の考え方
16	在住者	不適正排出の管理 40 頁 「1-13. 不適正排出対策」	千代田区内に居住しながら事業を行っています が、事業所から出るゴミやダンボールは事業系有料 ゴミ処理券を購入したり、ちよだエコオフィスに 収集を頼んだりし、全て有償で出している。これ については、区内の事業者の義務なので一定理 解できるが、以下のような事例を見るにつけ、 正直者がバカを見る制度になっているように思 われ、残念な気持ちになる。 ・一軒家の郵便受けに株式会社と入っているよ うな自宅事業を行っている人たちが、一般ゴミ としては考えられない大量のゴミ(例えば家の 前に積み上がるようなダンボールなど)を一軒 家の前に出している。 ・私が入居するマンションで、粗大ゴミのシール の貼られていない粗大ゴミが大量に投棄されて いる。(管理会社に相談し、新しい管理人が着任 してからは解消済み) こういった悪質な事例をしっかりと取り締まる ようにして欲しい。	不適切な排出については、排出者を特定し、職員 による調査・指導するなど、ごみ出しルールの周 知・理解を求め、適正な排出を促進してまいりま す。
17	在住者	ねずみ・カラス対策 41 頁	ネズミの巢は、除去が難しいので、エサとなる生 ゴミの管理をする必要があります。生ゴミは、 「蓋のある容器に入れる」よう促す啓発活動と、 容器購入の補助をすることを提案します。ネズミ の繁殖力は凄まじいものです。ハツカネズミの 飼育では雌雄別々に飼います。雌雄一緒にする と交尾が頻繁に起こり、みるみる個体数が増え ます。ネズミ算とは、よく言ったものだと思い てしまいます。	区として様々なねずみ対策を講じていますが、何 よりも餌になるごみを放置しないことが極めて重 要です。ねずみ発生を抑制するためには、ごみ出 しルールを守っていただくことが大切であり、ご み出しルールの周知・理解を求め、適正な排出を促 進してまいります。
18	在住者	ねずみ・カラス対策 41 頁	カラス対策としては、巢の除去が有効と思いま す。子ガラスは、巣離れの後、親ガラスに追わ れ、新しい縄張りを探します。その結果、生息域 が広がり、個体数も増えます。個体数を増やさ ない対策として、巣の除去を提案します。	カラスの巣の除去につきましては、東京都環境局 の指導に基づいて行う必要があります。
19	在住者	資源循環の更なる 促進 42 頁 「2-1. 粗大ごみの 有効活用」 「2-5. 古着の資 源回収の拡大」	粗大ごみとして家具等の再生利用の推進をすす めていただきたい。また、古着のリユース拡大に 賛成します。	本計画における基本方針の「資源循環の更なる促 進」に向けて、リサイクルと資源回収の拡充を図っ ていきます。
20	在住者	資源循環の更なる 促進 42 頁 「2-4. 紙類の分 別・資源回収」	「雑がみ袋」の配布をぜひ行っていただきたい。 併せて「雑がみ袋」に入れてよい雑がみの種類を 示してもらえれば、分別しやすく助かります。	雑がみ袋については先進事例も参考にしつつ、雑 紙の資源化が一層図られるよう分別しやすい工夫 を検討してまいります。
21	その他	資源循環の更なる 促進 42 頁 「2-5. 古着の資 源回収の拡大」	ステークホルダーをもっと広く検討の必要があ るのでは。	民間における様々な資源循環システムがございま すので、古着等資源の回収拡大にあたっては、広く 調査し比較検討してまいります。
22	その他	資源循環の更なる 促進 43 頁 「2-6. 蛍光管の資 源回収」	都内での完全リサイクルを検討しては。	区では蛍光管の完全リサイクルを図るため、日本 で唯一の水銀リサイクル処理できる事業者で適切 に行っています。
23	在住者	資源循環の更なる 促進 43 頁 「2-9. スマートご み箱の検討」	スマートゴミ箱に賛成です。	インバウンドの増加に伴い、区内でのポイ捨て等の 不法投棄が増加しています。その対応策の一つと して、スマートごみ箱の導入についても慎重に検討 してまいります。

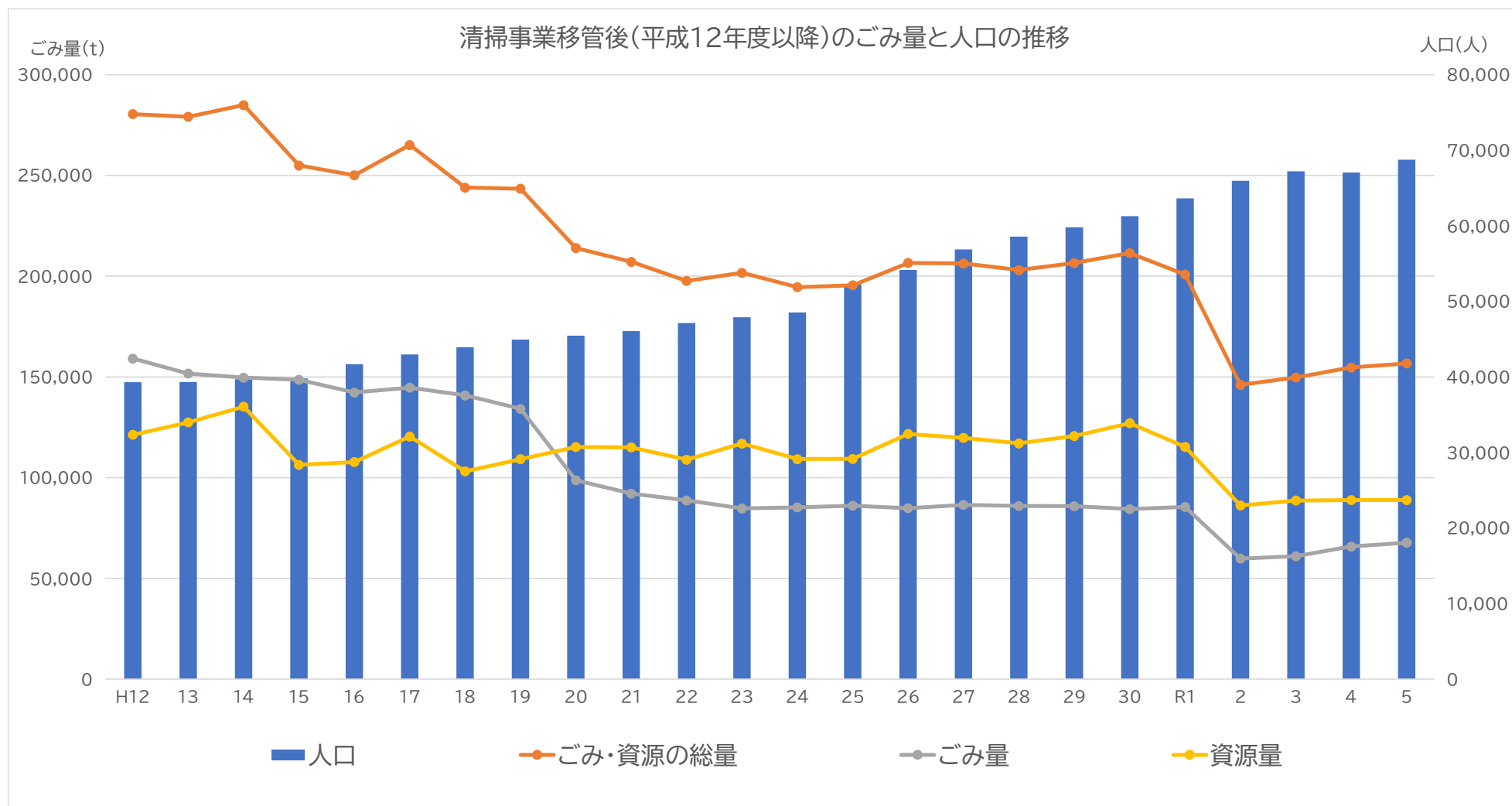
No.	意見者	区分および 該当頁	意見内容	区の考え方
24	在住者	資源循環の更なる 促進 44 頁 「(3)その他の資源 循環対策」	落ち葉(イロ・コナ)を堆肥や燃やすゴミとせず、 資源として活用することを提案します。 1. イチョウ葉エキスとして製品化する。 イチョウの葉には、抗酸化物質であるフラボノイ ド配糖体およびテルペンラクトンが含まれると聞 きます。落ち葉から抽出できれば、有効活用でき ます。 2. 栃の実入り焼酎として製品化する。 京都府綾部市では、佐々木酒店製造のとちの実 を使った焼酎「栃神(とちがみ)」をふるさと納税 の返礼品にしています。栃木県日光市の蔵元・渡 邊佐平商店の「とちひろえ」は、栃の実入りの焼 酎です。 3. 恵庭市では、街路樹の維持管理のなかで「落 ち葉回収用ボランティア袋」を市民との協働を目 的として活用しているようです。	ごみの減量・資源循環に係るアイデアについては 今後広く募り、区民・事業者と共有する仕組みを検 討してまいります。
25	在住者	資源循環の更なる 促進 45 頁 「2-16. 生ごみ(厨 芥類)のリサイクル」	基本計画と関連するかどうかわかりませんが、 生ごみの処理について、千代田区でも率先して 取り入れて欲しいと 思うことがあり、ここに記します。	事業系ごみの中でも割合が多い食品廃棄物に関し て、事業者が生ごみ処理機を設置することで、生ご みの削減等を図ることから、計画において、事業 系生ごみ処理機の設置に關しての補助金制度を創 設します。この補助金制度は、菌を使って無害な水 にする(消滅型の生ゴミ分界処理)装置に対しても 補助対象としております。
26		事業系ごみの更なる 削減 51 頁 「4-8. 事業系生ご み処理機設置助成 の創設」	生ごみを焼却ではなく、菌を使って無害な水に する(消滅型の生ゴミ分界処理)装置があるそう です。 私が知るところでは、POITO というもののだそう です。他社でもあるかもしれません。 ディズニーランドや羽田空港でも取り入れられ ているそうです。 メリットとして次のようなことが考えられると思 います。 ・焼却による空気汚染が減る。 ・ゴミを冷却保存する電気代などが抑えられる。 ・水として処理できるので、処理した残骸が残ら ない。 ・千代田区でこのような自然に優しい技術を取り 入れることを自慢できる。 区ではなく、区にある大規模な商業施設や町会 などに設置することによって、 区の負担が減ることも考えられると思います。 ご検討いただければ幸いです。	
27	在住者	広報の充実 49 頁 「3-18. 広報の充 実」	ゴミの種別量や業種別等詳細にわたり調べあげ た仕事量は大変だった事と関心致しました。そ れゆえ今後は「広報の充実」がもっと必要だと思 います。	各種メディアを通じて、ごみの減量・資源循環につ いてわかりやすく発信し、区民全体の環境意識の 向上を目指します。
28	在住者	広報の充実 49 頁 「3-18. 広報の充 実」	ホームページに 「皆さんから寄せられたご意見とそれに対する回 答は区の考え方とともに、後日区のホームペー ジで公表します。」 とありますがいつごろまでにホームページでの 回答があるのか気になります。いつごろ公開予 定するかということを、ホームページで公開した 方が意見を送る区民が増えると思います。	ご指摘の事項について、検討させていただきます。
29	その他	事業系ごみの更なる 削減 50 頁 「4-3. 食品廃棄物 の発生抑制」	水切り励行運動の推奨	水切りの徹底はごみ量の削減に有効です。水切り の励行を推奨していきます。
30	その他	事業系ごみの更なる 削減 51 頁 「4-7. 食品廃棄物 の循環システム」	民間施設の活用を検討しては。	食品廃棄物の循環システムについては、民間にお ける先進的な循環システムについて広く比較検討 してまいります。

11.千代田区清掃事業の歴史

年度	遍 歴
平成 12 年度	・特別区へ清掃事業移管 ・区への移管に伴い千代田清掃事務所となる ・容器包装リサイクル法の完全実施 ・『東京都推奨袋』から『東京 23 区推奨袋』に名称変更 ・ふれあい収集実施(可燃ごみ等を玄関前で収集) ・ペットボトルの店頭回収実施 ・千代田区一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 13 年度	・プラマークの表示を義務化 ・資源(びん・かん)の集積所収集を実施(直営) ・家電リサイクル法施行(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機) ・資源有効利用促進法(改正)施行【事業系パソコンと小型二次電池(充電式電池)】 ・食品リサイクル法施行 ・古布の拠点回収を実施 ・廃食用油の拠点回収を実施 ・環境美化(C・C・C)の実施(清掃職員が移動中に歩道上等に落ちているごみを収集) ・食品用トレイの拠点回収を実施(平成 24 年 10 月で廃止⇒平成 24 年 11 月 1 日よりプラスチック集積所収集へ統合) ・ペットボトルの拠点回収を実施
平成 14 年度	・建設リサイクル法施行 ・時間帯収集の実施(8:00・9:30・12:30) ・資源(食品トレイ・牛乳パック)の集積所収集をモデル実施
平成 15 年度	・資源(食品トレイ・牛乳パック)の集積所収集を実施 ・資源(びん・かん)の集積所収集を実施 ・乾電池の拠点回収を実施 ・資源有効利用促進法(改正)施行【家庭系パソコン】
平成 16 年度	・家電リサイクル法(改正)施行(電気冷凍庫追加) ・自動車リサイクル法施行
令和 17 年度	・第 2 次千代田区一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 18 年度	・ペットボトルの集積所収集をモデル地区で実施
平成 19 年度	・ペットボトルの集積所収集を完全実施 ・プラスチックのサーマルリサイクル収集をモデル地区で実施 ・プラ製容器包装の集積所収集を実施(プラマークの日を設ける) - プラスチック製容器包装資源回収実施
平成 20 年度	・事業系有料ごみ処理券の料金改定(1) 28.5 円⇒32.5 円 12.5 円⇒14.5 円 ・資源(古紙・段ボール)の集積所収集を実施 ・プラスチックのサーマルリサイクル収集を完全実施 ・東京 23 区認定制度(推奨袋)を廃止
平成 21 年度	・家電リサイクル法(改正)施行(液晶式テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機追加) ・大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準(延べ面積 3,000 平方メートルから延べ面積 1,000 平方メートル以上の建築物に変更)
平成 22 年度	・不燃ごみの週 1 回収から月 2 回収に変更実施(第 5 週＝収集は無し) ・第 3 次千代田区一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 23 年度	・蛍光管の拠点回収を実施 ・インクカートリッジの拠点回収を実施
平成 24 年度	・「その他の紙類」の集積所収集を実施(直営) ・「全プラスチック製品」の集積所収集を実施(プラマークの日からプラスチックへ変更) 【プラ製容器包装・食品用トレイもプラスチックに統合】 ・名称変更「可燃ごみ」から「燃やすごみ」・「不燃ごみ」から「燃やさないごみ」
平成 25 年度	・小型家電の拠点回収モデル事業スタート ・事業系有料ごみ処理券の料金改定(2) 32.5 円⇒36.5 円上限 処理料金 14.5 円⇒15.5 円

年度	遍 歴
平成 26 年度	・小型家電の拠点回収事業本格実施 ・ペットボトルのコンビニ店頭回収を終了 ・東京ルールⅢ廃止
平成 27 年度	・「その他の紙類」の集積所収集を実施
平成 28 年度	・園芸土無料回収試行実施
平成 29 年度	・あおぞら相談回収事業のモデル実施:1 回目(練成公園・万世橋地区-外神田-) ・事業系有料ごみ処理券の料金改定(3) 36.5 円⇒40 円上限 処理料金は 15.5 円に据置 ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:2 回目(千代田区自転車猿楽町保管場所・神保町地区-猿楽町-) ・年末年始用看板貼付ビラ廃止 ・第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 30 年度	・年間収集日カレンダーの導入・配布のスタート ・秋葉原駅地域の日取り(燃やすごみ)終了(週 2 回収集に変更) ・目印シール(桜)の集積所貼付試行スタート(神田五軒町町会・神田大和町会・九段三丁目町会・出せ不動通り) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:3 回目(ほほえみプラザ・和泉橋地区-岩本町-) ・小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー)の再資源化処理と回収拠点の実施(千代田清掃事務所) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:4 回目(旧飯田橋保育園横・富士見地区-飯田橋-) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:5 回目(麹町出張所・麹町地区)
令和元年度	・蛍光管、血圧計、体温計、ガス缶、スプレー缶、乾電池、ライターの有害物質を別途収集スタート ・小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー)の集積所収集開始 ・新集積所看板への張替スタート ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:6 回目(練成公園・万世橋地区-外神田-2 回目) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:7 回目(神田児童公園・神田公園地区)
令和 2 年度	・水銀含有物の東京都処理施設への搬入禁止 ・コロナウイルスの感染拡大により東京オリンピックの 1 年延期が決定 ・4月7日の国の緊急事態宣言の発令を受け感染拡大防止対策として千代田区職員は・4/13(月)～5/30(土)の間、交代勤務、時間差勤務を実施、清掃事務所も交代勤務で通常の収集作業を継続、6/1(月)からは時間差勤務のみで対応【作業係は6/8(月)から:7:10～15:55、7:40～16:25】 ・2 度目の緊急非常事態宣言の発令(1/8～3/21)
令和 3 年度	・『その他紙』の分別内容の変更 ・3 度目の緊急非常事態宣言の発令(4/25～6/20) ・4 度目の緊急非常事態宣言の発令(7/12～9/30) ・東京オリンピック・パラリンピック開催(7/23～9/4) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:8 回目(練成公園・万世橋地区-外神田-3 回目)
令和 4 年度	・機能更新地域見学会&あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:9 回目(飯田橋車庫) ・目印シールの全集積所貼付開始 ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:10 回目(番町の森) ・環境まつり&あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:11 回目(区役所) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:12 回目(佐久間公園・和泉町地区-2 回目-) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:13 回目(富士見二丁目広場・富士見地区) ・新型コロナ感染予防対策での週休縛りを終了 ・新型コロナ感染予防対策での時間差出勤終了(第 5 類に変更されたため)
令和 5 年度	・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:14 回目(番町の森-2 回目-) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:15 回目(環境まつり) ・粗大中継所運用開始(飯田橋車庫)(毎週木曜日中型プレス飯田橋車庫→粗大破碎処理施設 能率 2 回) ・粗大資源化試行搬入(毎木曜、飯田橋車庫→要興業鹿浜サイクルセンター能率 1 回) ・フードドライブ拠点回収スタート(15 箇所) ・事業系有料ごみ処理券の料金改定(4) 40 円⇒46 円上限 処理料金は 15.5 円⇒17.5 円 処分⇒28.5 円 動物処理料金 2,600 円⇒2,900 円 ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:16 回目(福祉まつり) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:17 回目(エコフェア) ・あおぞらふれあい相談回収事業のモデル実施:18 回目(区民体育大会) ・あおぞらふれあい相談回収:19 回目(練成公園・万世橋地区-外神田-4 回目)

年度	遍 歴
令和6年度	・月島中継所・粗大搬入終了【飯田橋車庫中継所・中型プレス・毎週火・木・土曜日(能率2回) →粗大破砕処理施設等搬入】 ・フードドライブ拠点回収:12箇所 ・水素カー(ZEV燃料電池車)実証実験スタート ~R7.9.30まで ・あおぞらふれあい相談回収:20回目(番町の森-3回目-) ・樋口区長清掃事務所第3回視察(収集体験) ・あおぞらふれあい相談回収:21回目(第62回区民体育大会-2回目-) ・あおぞらふれあい相談回収:22回目(第22回ふれあい福祉祭り-2回目-) ・あおぞらふれあい相談回収:23回目(第1回環境フェア2024-2回目-)



年度	H12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
資源化率(%)	43.3	45.7	47.5	41.7	43.1	45.4	42.3	44.9	53.9	55.5	55.1	58.0	56.2	55.9	58.9	58.1	57.7	58.4	60.1	57.4	59.0	59.2	57.4	56.8
一人あたりの ごみ量(t/人)	4.05	3.86	3.77	3.73	3.41	3.37	3.21	2.98	2.17	2.00	1.88	1.77	1.76	1.65	1.57	1.52	1.47	1.44	1.38	1.34	0.91	0.91	0.98	0.99

第5次千代田区一般廃棄物処理基本計画

令和7(2025)年3月発行

編集・発行 千代田区環境まちづくり部千代田清掃事務所
〒101-0021
千代田区外神田 1-1-6
TEL 03-3251-0566
FAX 03-3251-4627

※この冊子は、再生紙を使用しています